

農林水産省補助事業

韓国輸入食品安全管理特別法 施行規則(仮訳)

2021年6月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

本仮訳は、「輸入食品安全管理特別法施行規則」(2016年3月31日施行、2021年3月16日一部改正公布・施行)をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230339&ancYd=20210316&ancNo=00838&efYd=20210316&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

輸入食品安全管理特別法施行規則

[施行2021.3.16] [企画財政府令 第838号、2021.3.16、他法改正]

食品医薬品安全処(輸入食品政策課) 043-719-2159

第1条(目的) この規則は、「輸入食品安全管理特別法」および同法施行令から委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(海外製造業所の登録等) ① 「輸入食品安全管理特別法」(以下“本法”という)第5条第1項により海外製造業所登録をしようとする者は、別紙第1号書式の海外製造業所登録申請書(電子文書からなる申請書を含む)を食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

② 本法第5条第1項において“海外製造業所の名称、所在地および生産品目等、総理令に定める事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 海外製造業所の名称、所在地、代表者、電話番号、電子メールアドレスおよび該当国家名
2. 生産品目
3. 営業の種類
4. 食品安全に関する管理システムの適用をするかしないか

③ 本法第5条第2項により変更登録(所在地変更の場合には、行政区域の名称が変更された場合を含む)をしようとする者は、別紙第1号書式の海外製造業所変更登録申請書(電子文書からなる申請書を含む)を、本法第20条にともなう輸入申告前までに食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

④ 本法第5条第1項により海外製造業所登録をした者が、その登録を更新しようとするときは、同条第6項にともなう有効期間が満了する7日前までに、別紙第1号書式の海外製造業所登録更新申請書(電子文書からなる申請書を含む)を食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

⑤ 食品医薬品安全処長は、第1項、第3項または第4項にともなう申請を受けた場合、申請内容を確認し、登録、変更登録または登録更新した後、その事実を申請人に通知しなければならない。

⑥ 食品医薬品安全処長は、本法第5条第4項または第5項により登録を取り消すか、もしくは輸入申告を拒否する場合には、その事実を相手方に通知しなければならない。

⑦ 第1項から第6項までの規定にともなう海外製造業所登録および変更登録等の手続きと方法に関して国家間に相互協議された内容がある場合、それに従うことができる。

第3条(輸入中断措置および解除措置の手続き) ① 食品医薬品安全処長は、本法第6条第2項

にともなう輸入中断措置を行う場合には、輸入中断の事由と輸入中断開始日を、該当海外製造業所の設置・運営者に、文書(電子文書を含む。以下、この条において同様)により通知しなければならない。この場合、輸入中断開始日は、輸出国における船積日を基準とする。

② 食品医薬品安全処長は、本法第6条第3項にともなう輸入中断解除措置を行う場合には、その事実を該当輸出国政府、海外製造業所または輸入した営業者に、文書により通知しなければならない。

③ 食品医薬品安全処長は、本法第6条第4項により海外製造業所に関する情報を公開する場合には、食品医薬品安全処のインターネットホームページに当該情報を3ヶ月以上掲載しなければならない。 <新設 2020.6.3.>

第4条(優秀輸入業所登録等) ① 本法第7条第2項により優秀輸入業所として登録しようとする者は、別紙第2号書式の優秀輸入業所登録申請書(電子文書からなる申請書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して、食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

1. 輸入食品等に関する次の各目の事項を含む書類

ア. 食品(「食品衛生法」第2条第1号にともなう食品をいう。以下同様)または食品添加物(「食品衛生法」第2条第2号にともなう食品添加物をいう。以下同様)の場合:製品名、原料名および製造・加工の方法

イ. 器具(「食品衛生法」第2条第4号にともなう器具をいう。以下同様)または容器・包装(「食品衛生法」第2条第5号にともなう容器・包装をいう。以下同様)の場合:材質・用途・背景色等に関する事項

ウ. 健康機能食品(「健康機能食品に関する法律」第3条第1号にともなう健康機能食品をいう。以下同様)の場合:健康機能食品の種類・名称、製造・加工の方法、原料名およびその配合比率

2. 食品医薬品安全処長が定める基準にともなう海外製造業所に対する衛生管理状態点検結果報告書

3. 海外製造業所が輸出国の食品等関連法令により許可・登録・申告等がなされたことを証明する書類

② 食品医薬品安全処長は、第1項により申請された内容が、食品医薬品安全処長が定める基準に適合しているかどうかを、現地実態調査等を通じて確認した後、適合する場合には、別紙第3号書式の優秀輸入業所登録証を申請人に発給しなければならない。

③ 第2項により登録証を発給した食品医薬品安全処長は、別紙第4号書式の優秀輸入業所登録台帳を作成・保管するか、もしくはコンピュータネットワークに入力して管理しなければならない。

④ 本法第7条第3項後段において“総理令に定める重要な事項”とは、次の各号の事項をいう。<改正 2020.3.31.>

1. 営業者の氏名(法人の場合には、その代表者の氏名をいう)
2. 優秀輸入業所の名称および所在地
3. 該当海外製造業所の名称および所在地
4. 登録された輸入食品等の製品名、原料[健康機能性食品の場合には、健康機能性食品の機能性を示す主な原料または成分(以下「主原料」とする)の配合比率を含む]および製造・加工工程

⑤ 本法第7条第3項後段により変更登録をしようとする者は、第4項各号の事項が変更された日から30日以内に別紙第5号書式の優秀輸入業所変更登録申請書に優秀輸入業所登録証を添付して、食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

⑥ 本法第7条第6項第3号において“総理令に定める事項を守らない場合”とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

1. 本法第7条第1項により食品医薬品安全処長が定める基準に合うように海外製造業所の衛生管理状態を維持・管理しない場合
2. 本法第7条第1項により毎年1回以上衛生管理状態を点検し、その結果を食品医薬品安全処長に報告しないか、もしくは虚偽の報告をする場合
3. 本法第7条第3項後段による変更登録をしない場合

⑦ 本法第7条第6項にともなう優秀輸入業所登録取り消し等に関する基準は、別表1のとおりである。

⑧ 第1項から第7項までの規定による優秀輸入業所登録および管理等に必要な細部事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

第5条(海外優秀製造業所登録等) ① 本法第8条第1項により海外優秀製造業所として登録しようとする者は、別紙第6号書式の海外優秀製造業所登録申請書(電子文書からなる申請書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

1. 輸入食品等に関する次の各目の事項を含む書類
 - ア. 食品または食品添加物の場合:製品名、原料名および製造・加工の方法
 - イ. 器具または容器・包装の場合:材質・用途・背景色等に関する事項
 - ウ. 健康機能食品の場合:健康機能食品の種類・名称、製造・加工の方法、原料名およびその配合比率

2. 輸入食品等を生産する製造・加工工場の所在地、建物配置図および作業場平面図等に関する書類

3. 海外製造業所が該当輸出国の食品等関連法令により許可・登録・申告等がなされたことを証明する書類

② 食品医薬品安全処長は、第1項により申請された内容が登録基準に適合するかどうかを、現地実態調査等を通じて確認した後、適合する場合には、別紙第7号書式の海外優秀製造業所登録証を申請人に発給しなければならない。

③ 第2項により登録証を発給した食品医薬品安全処長は、別紙第8号書式の海外優秀製造業所登録台帳を作成・保管するか、もしくはコンピュータネットワークに入力して管理しなければならない。

④ 本法第8条第2項後段により変更登録をしようとする者は、第5項各号の事項を変更した日から30日以内に、別紙第9号書式の海外優秀製造業所変更登録申請書に海外優秀製造業所登録証を添付して食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

⑤ 本法第8条第2項後段において“総理令に定める重要な事項”とは、次の各号の事項をいう。 < [改正 2020.3.31.>](#)

1. 海外優秀製造業所の名称および所在地

2. 登録された輸入食品等の製品名、原料(健康機能食品の場合には、主原料の配合比率を含む)および製造・加工工程

⑥ 本法第8条第5項第2号において“総理令に定める事項を守らない場合”とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

1. 本法第8条第1項にともなう登録基準に適合するように維持・管理しない場合

2. 本法第8条第1項にともなう登録基準により毎年1回以上衛生管理状態を点検し、その結果を食品医薬品安全処長に報告しないか、もしくは虚偽の報告をする場合

3. 本法第8条第2項後段による変更登録をしない場合

⑦ 本法第8条第5項にともなう海外優秀製造業所登録取り消し等に関する基準は、別表2のとおりである。

⑧ 第1項から第7項までの規定にともなう海外優秀製造業所登録および管理等に必要な細部事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

第6条(現地実態調査等の結果報告) ① 本法第9条第2項により海外食品衛生評価機関が現地実態調査等の結果を報告するときには、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 出張者の所属機関、氏名および出張期間

2. 海外製造業所の名称、代表者、所在地および該当品目
 3. 旅費明細書および証明書類
 4. その他、食品医薬品安全処長が必要であると認める事項
- ② 第1項にともなう報告は、現地実態調査等をした後10日以内に行わなければならない。

第7条(海外食品衛生評価機関の指定等) ① 食品医薬品安全処長は、本法第10条第1項により次の各号のいずれか一つに該当する機関を海外食品衛生評価機関に指定することができる。<改正 2019.6.19.>

1. 「韓国食品安全管理認証院の設立および運営に関する法律」にともなう韓国食品安全管理認証院

2. 別表3の指定要件を充足する機関

② 第1項第2号により海外食品衛生評価機関として指定を受けようとする機関は、別紙第10号書式の海外食品衛生評価機関指定申請書(電子文書からなる申請書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して、食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

1. 定款
2. 申請日が属する事業年度および次の年度の事業計画書
3. 申請機関の組織図
4. 申請当時遂行している業務がある場合、該当業務の概要を記した書類
5. 自らの業務規定
6. 別表3第2号イ目にともなう衛生評価院の現況およびその資格を証明する書類

③ 第2項による申請を受けた食品医薬品安全処長は、書類検討および現場確認を行った後、別表3による指定要件に適合している場合には、別紙第11号書式の海外食品衛生評価機関指定管理台帳に記録し、別紙第12号書式の海外食品衛生評価機関指定書を申請人に発給しなければならない。

④ 食品医薬品安全処長は、第3項により海外食品衛生評価機関指定書を発給する場合には、次の各号の事項を官報または食品医薬品安全処のインターネットホームページに公告しなければならない。

1. 海外食品衛生評価機関の名称、代表者および所在地
2. 海外食品衛生評価機関の指定年月日および指定有効期間

第8条(海外食品衛生評価機関の変更指定等) ① 海外食品衛生評価機関は、次の各号のいずれか一つに該当する事項を変更した場合には、別紙第13号書式の海外食品衛生評価機関変更

指定申請書(電子文書からなる申請書を含む)に別紙第12号書式の海外食品衛生評価機関指定書および変更根拠資料を添付して、変更した日から30日以内に食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

1. 海外食品衛生評価機関の名称
2. 海外食品衛生評価機関の代表者
3. 海外食品衛生評価機関の所在地

② 第1項による申請を受けた食品医薬品安全処長は、その申請内容を確認した後、別紙第12号書式の海外食品衛生評価機関指定書に変更事項を記して申請人に発給しなければならない。

③ 海外食品衛生評価機関が評価業務を廃業・休業・再開するときには、その事実がある日から30日以内に、別紙第14号書式の海外食品衛生評価機関廃業・休業・再開申請書に、別紙第12号書式の海外食品衛生評価機関指定書を添付して食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

第9条(海外食品衛生評価機関指定の有効期間延長および再指定) ① 本法第10条第3項により海外食品衛生評価機関指定の有効期間を延長しようとする機関は、別紙第15号書式の海外食品衛生評価機関指定延長申請書(電子文書からなる申請書を含む)に、別紙第12号書式の海外食品衛生評価機関指定書および延長事由を証明する書類を添付して、その有効期間が終わる60日前までに食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

② 本法第10条第4項により海外食品衛生評価機関として再指定を受けようとする者は、その有効期間が終わる60日前までに、別紙第10号書式の海外食品衛生評価機関再指定申請書(電子文書からなる申請書を含む)に、第7条第2項各号の書類(変更事項がある項目の書類に限る)を添付して、食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

③ 第1項および第2項により申請を受けた食品医薬品安全処長は、有効期間を延長するか、もしくは再指定する場合には、別紙第12号書式の海外食品衛生評価機関指定書を申請人に再び発給しなければならない。

第10条(海外食品衛生評価機関指定取り消し等処分基準) 本法第10条第6項にともなう海外食品衛生評価機関の指定取り消し等の処分基準は、別表4のとおりである。

第10条の2(特別衛生管理食品の輸入衛生評価等) ① 本法第10条の2第1項において“輸出国政府が輸入許容要請を行うか、もしくは輸出国の衛生管理に対する再評価が必要と認められる等、総理令に定める場合”とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 輸出国政府が本法第10条の2第1項による特別衛生管理食品(以下“特別衛生管理食品”とい

う)について輸入許容を要請する場合

2. 特別衛生管理食品に対する輸入許容後に、国際基準の変更、危険要因の発見、または輸出国食品衛生制度の変更等により、輸出国の衛生管理に対する再評価が必要と認められる場合
3. その他、特別衛生管理食品の安全性または輸出国衛生管理の適正性を確保するため、食品医薬品安全処長が必要と認める場合

② 本法第10条の2第1項による輸入衛生評価(以下“輸入衛生評価”という)の手続きおよび方法に関しては別表5による。ただし食品医薬品安全処長は、特別衛生管理食品に対する輸入衛生評価の適正性のため必要と認める場合には食品医薬品安全処長が定めて告示するところに従い、その手続きと方法を別途適用することができる。

③ 特別衛生管理食品海外製造業所の登録および変更登録の手続きおよび方法に関しては第2条を準用する。その場合、海外製造業所の登録または変更登録を行おうとする者は、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に申請しなければならない。

[本条新設 2019.6.19.]

第11条(畜産物の輸入衛生評価等) ① 本法第11条第1項本文において“輸出国政府が畜産物輸入許容要請を行うか、もしくは国際食品規格委員会等の国際基準変更等により輸出国の衛生管理に対する再評価が必要であると認められる等、総理令に定める場合”とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

1. 輸出国政府が該当畜産物(「畜産物衛生管理法」第2条第2号による畜産物をいう。以下同様)に対して初めて輸入許容要請をする場合
2. 輸入許容以後、国際基準変更、危険要因の新規発見または輸出国の食品衛生制度変更等により再評価が必要な場合
3. その他、畜産物の安全性を確保するために食品医薬品安全処長が必要であると認める場合

② 食品医薬品安全処長は、本法第11条第4項により現地実態調査をしようとする場合には、輸出国政府を通じて海外作業場の設置・運営者に現地実態調査計画を通知しなければならない。この場合、食品医薬品安全処長は、輸出国政府と現地実態調査日程等に関して事前に協議することができる。

③ 本法第11条第1項による輸入衛生評価の細部手続きおよび方法は、別表5に従う。

第12条(海外作業場の登録等) ① 本法第12条第1項前段により海外作業場の登録をしようとする者は、別紙第16号書式の海外作業場登録申請書を、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

② 第1項により登録申請を受けた食品医薬品安全処長は、登録の可否を検討するにあたり必要であるならば、次の各号の資料を、輸出国政府を通じて海外作業場の設置・運営者に要求することができる。

1. 輸出国政府が該当海外作業場に対して定期的な管理・監督を実施した文書または食品医薬品安全処長が定めて告示した点検基準により輸出国政府が点検した点検票
2. 輸出国政府において認めた該当海外作業場の営業に関する許認可書類写本
3. 「畜産物衛生管理法」にともなう安全管理認証基準に相応する基準を適用した海外作業場である場合、その基準の運用計画書要約本および重要管理点が表示された作業工程図写本
4. 「畜産物衛生管理法」にともなう安全管理認証基準に相応する基準を適用した海外作業場でない場合、該当海外作業場の衛生管理基準要約本および作業工程図写本
5. その他、畜産物の安全性を確保するために食品医薬品安全処長が必要であると認める書類

③ 第1項により登録申請を受けた食品医薬品安全処長は、書類検討または現地実態調査の方法により登録の可否を決定し、その結果を、輸出国政府を通じて海外作業場の設置・運営者に通知しなければならない。

④ 食品医薬品安全処長は、本法第12条第2項により現地実態調査をしようとする場合には、輸出国政府を通じて海外作業場の設置・運営者に現地実態調査計画を通知しなければならない。この場合、食品医薬品安全処長は、輸出国政府と現地実態調査日程等に関して事前に協議することができる。

⑤ 本法第12条にともなう現地実態調査に必要な細部事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

⑥ 第1項から第5項までの規定にともなう海外作業場登録等の手続きと方法に関して国家間に相互協議された内容がある場合、それに従うことができる。

第13条(海外作業場の変更登録) ① 本法第12条第1項後段により変更登録をしようとする者は、次の各号の事項が変更された日から本法第20条にともなう輸入申告前までに、別紙第16号書式の海外作業場変更登録申請書を、輸出国政府を通じて食品医薬品安全処長に提出しなければならない。

1. 海外作業場の名称
2. 海外作業場の登録番号
3. 海外作業場の所在地(行政区域の名称が変更された場合を含む)
4. 業種

② 第1項により変更登録申請を受けた食品医薬品安全処長は、書類検討または現地実態調査の

方法により変更登録の可否を決定し、その結果を、輸出国政府を通じて海外作業場の設置・運営者に通知しなければならない。

第14条(海外作業場の登録取り消し等) ① 本法第13条第1項にともなう海外作業場の登録取り消し等に関する基準は、別表6のとおりである。

② 食品医薬品安全処長は、本法第13条第1項にともなう畜産物輸入中断措置または海外作業場登録取り消しを行う場合には、輸出国政府を通じて該当海外作業場の設置・運営者に文書(電子文書を含む。以下この条において同様)により該当措置に対する事由と輸入中断開始日を通知しなければならない。この場合、輸入中断開始日は、輸出国における船積日を基準とする。

③ 食品医薬品安全処長は、本法第13条第2項により輸入中断措置を解除するか、もしくは再登録を行うことにする場合には、その事実を、輸出国政府を通じて該当海外作業場の設置・運営者に文書により通知しなければならない。

④ 食品医薬品安全処長は、本法第13条第3項により海外作業場に関する情報を公開する場合、食品医薬品安全処のインターネットホームページに当該情報を3ヶ月以上掲載しなければならない。

<新設 2020.6.3.>

第15条(営業の種類別施設基準等) ① 本法第14条第1項にともなう営業の種類別施設基準は、別表7のとおりである。

② 「輸入食品安全管理特別法施行令」(以下“本令”という)第2条第4号において“総理令が定める施設または場所”とは、次の各号のいずれか一つに該当する施設または場所をいう。 <改正 2020.3.31.>

1. 「関税法」第154条による特許保税区域または総合保税区域に所在する保税倉庫。ただし、コンテナ専用保税倉庫は除く。
2. 「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」第11条により自由貿易地域の管理権者と入居契約を締結した者の保管施設

第16条(営業の登録等) ① 本法第15条第1項本文により営業登録をしようとする者は、営業に必要な施設を備えた後、別紙第17号書式の営業登録申請書(電子文書からなる申請書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して、地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。この場合、地方食品医薬品安全庁長は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて土地利用計画確認書、建築物台帳および法人登記事項証明書(法人の場合のみ該当する)を確認しなければならない。 <改正 2018.12.20.、2019.6.19.、2020.3.31.>

1. 教育履修証(本法第17条第2項本文によりあらかじめ教育を受けた場合のみ該当する)
 2. 保管施設賃借契約書(保管施設を賃借した場合のみ該当する)
 3. 営業場の施設内訳および配置図(輸入食品等保管業のみ該当する)
 4. 第15条第2項にともなう保税倉庫・保管施設に対する「関税法」・「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」による特別許可・申告・契約に関する書類(輸入食品等保管業のみ該当する)
 5. 「国有財産法施行規則」第14条第3項による国有財産使用許可書(国有鉄道の停留場施設において輸入食品等輸入・販売業を行おうとする場合のみ該当する)
 6. 「都市鉄道法」による都市鉄道運営者と締結した都市鉄道施設使用契約に関する書類(都市鉄道の停留場施設において輸入食品等輸入・販売業を行おうとする場合のみ該当する)
- ② 地方食品医薬品安全庁長は、申請人が本法第15条第7項第5号に該当するかどうかを内部的に確認することができない場合には、第1項各号の書類の他に身元確認に必要な資料(電子文書を含む)を提出させることができる。この場合、申請人が外国人である場合には、該当国家の政府もしくは、その他の権限ある機関が発給した書類または公証人が公証した申請人の陳述書として「在外公館公証法」により該当国家に駐在する大韓民国公館の領事館が確認した書類を提出させることができる。
- ③ 地方食品医薬品安全庁長は、第1項による登録申請を受けたときには、申請書類等を検討した後、別紙第18号書式の営業登録証を発給しなければならない。この場合、輸入食品等保管業の登録申請に対しては、登録前に該当営業所の施設を確認しなければならない。
- ④ 地方食品医薬品安全庁長は、第3項により登録された事項に対して、別紙第19号書式の営業登録管理台帳を作成・保管するか、もしくはコンピュータネットワークに入力して管理しなければならない。
- ⑤ 営業者が営業登録証を紛失するか、もしくは営業登録証が毀損して再発給を受けようとする場合には、別紙第20号書式の営業登録証再発給申請書(電子文書からなる申請書を含むとともに、営業登録証が毀損した場合には、該当登録証を添付しなければならない)を地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。

第17条(登録事項の変更) ① 本法第15条第1項後段により変更登録をしようとする者は、別紙第21号書式の営業登録事項変更登録申請書(電子文書からなる申請書を含む)に営業登録証と第16条第1項第2号から第6号までの書類を添付して、新しい所在地を管轄する地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。この場合、地方食品医薬品安全庁長は、「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて登録情報の定款(法人の場合のみ)、土地利用計画

確認書および建築物台帳を確認しなければならない。<改正 2020.3.31.>

② 本法第15条第1項本文による営業登録をした者が、本令第3条による営業所の所在地以外の事項を変更した場合には、同条第3項により別紙第21号書式の営業登録事項変更申告書(電子文書からなる申告書を含む)に営業登録証と変更事項を確認することができる書類(電子文書を含む)を添付して、地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。ただし、本法第16条の営業者地位継承にともなう変更の場合には除く。

③ 第1項による変更登録申請または第2項による変更申告を受けた地方食品医薬品安全庁長は、変更事項を反映した営業登録証を発給しなければならない。ただし、輸入食品等保管業の営業をする者が、第1項により営業所所在地を変更登録しようとする場合には、変更事項を反映した営業登録証を発給する前に、その事項を確認しなければならない。

第18条(廃業申告) ① 本法第15条第3項により廃業申告をしようとする者は、別紙第22号書式の営業の廃業申告書(電子文書からなる申告書を含む)に営業登録証を添付して、地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。

② 第1項により廃業申告をしようとする者が「付加価値税法」第8条第7項にともなう廃業申告をともにしようとする場合には、第1項による廃業申告書に「付加価値税法施行規則」別紙第9号書式の廃業申告書をともに提出しなければならない。この場合、地方食品医薬品安全庁長は、ともに提出を受けた廃業申告書を遅滞なく管轄税務署長に送付(情報通信網を利用する送付を含む。以下この条において同様)しなければならない。<改正 2020.7.31.>

③ 管轄税務署長が「付加価値税法施行令」第13条第5項にともない第1項による廃業申告を受けて、これを地方食品医薬品安全庁長に送付した場合には、第1項による廃業申告書が提出されたものとみなす。

第19条(営業登録事項の職権抹消手続き) 地方食品医薬品安全庁長は、本法第15条第4項にともない職権により登録事項を抹消しようとする場合には、次の各号の手続きに従う。

1. 登録事項抹消予定事実を該当営業者に事前通知すること
2. 登録事項抹消予定事実を該当地方食品医薬品安全庁の掲示板とインターネットホームページに10日以上予告すること

第20条(営業登録の報告) 地方食品医薬品安全庁長は、本法第15条第1項にともなう営業登録をした場合には、別紙第23号書式により分期別に分期終了後20日以内に、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。

第21条(営業者地位継承申告) ① 本法第16条第3項により営業者の地位継承を申告しようとする者は、別紙第24号書式の営業者地位継承申告書(電子文書からなる申告書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して、地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。ただし、譲渡人の所在不明等により該当書類を添付することができない場合であって、地方食品医薬品安全庁長が他の方法により譲渡・譲受の事実を確認することができる場合には、該当書類を添付しないことができる。

1. 営業登録証
 2. 次の各目による権利の移転を証明する書類(電子文書を含む)
 - ア. 譲渡の場合には、譲渡・譲受を証明することができる書類写本
 - イ. 相続の場合には、「家族関係の登録等に関する法律」第15条第1項第1号の家族関係証明書と相続人であることを証明する書類
 - ウ. その他、該当事由別に、営業者の地位を継承したことを証明することができる書類
 3. 教育履修証(本法第17条第1項本文によりあらかじめ教育を受けた場合のみ該当する)
 4. 委任人の自筆署名がある委任人の身分証明書写本および委任状(譲渡人または譲受人が営業者地位継承申告を委任した場合のみ該当する)
- ② 地方食品医薬品安全庁長は、申告人が本法第15条第7項第5号に該当するかどうかを内部的に確認することができない場合には、第1項各号の書類の他に身元確認に必要な資料(電子文書を含む)を提出させることができる。
- ③ 第1項により営業者地位継承申告をする者が第17条により営業所の名称または商号を変更しようとする場合には、これをともに申告することができる。

第22条(衛生教育機関等) ① 本法第17条第1項および第2項にともなう衛生管理等に関する教育(以下“衛生教育”という)を実施する機関は、食品医薬品安全処長が指定・告示する機関(以下“衛生教育機関”という)とする。

- ② 衛生教育の内容は、輸入食品等の関連法令および制度、衛生管理、品質維持および表示・広告等とする。
- ③ 衛生教育機関は、教育教材を製作して教育対象者に提供しなければならない。
- ④ 衛生教育機関は、教育を受けた人に修了証を発給し、修了証発給台帳等、教育に関する記録を3年間保管・管理しなければならない。
- ⑤ 衛生教育機関は、教育実施結果を教育終了後1ヶ月以内に、地方食品医薬品安全庁長に報告しなければならないとともに、当該年度終了後1ヶ月以内に食品医薬品安全処長に報告しな

ればならない。

⑥ 衛生教育機関は、講師手当、教育教材の編纂費および教育関連事務用品購入費等、教育に必要な実費を教育対象者から受けることができる。

⑦ 衛生教育機関の教育運営および会計処理等に関する細部事項は、食品医薬品安全処長が定める。

第23条(衛生教育時間等) ① 本法第17条第2項により営業者が毎年受けなければならない衛生教育時間は3時間とする。<改正 2019.6.19.>

② 本法第17条第2項により営業者が毎年受けなければならない衛生教育時間は4時間とする。<改正 2019.6.19.>

③ 本法第14条第1項各号による営業をともに行っている者が当該年度に第1項による衛生教育を受けた場合、衛生教育を受けていない他の営業については第1項による衛生教育を受けたものとみなす。<改正 2019.6.19.>

④ 第2項による衛生教育を受けた日から2年が過ぎない者または当該年度に第1項による衛生教育を受けた者が本法第14条第1項各号の営業をしようとする場合には、当該営業に対して第2項による衛生教育を受けたものとみなす。<改正 2019.6.19.>

⑤ 本法第17条第1項および第2項にともなう衛生教育対象者中、食品医薬品安全処長が衛生教育に参加することが困難であると認める島嶼・僻地等の営業者および管理責任者に対しては、第22条第3項の教育教材を配付してこれを修習させ、活用するようにさせることをもって、第1項および第2項による衛生教育に代えることができる。

第24条(営業者の代わりに管理責任者が衛生教育を受けることができる場合) 本法第17条第3項において“総理令に定めるやむをえない理由”とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。<改正 2019.6.19.>

1. 天災地変、疾病・事故または業務上国外出張等の事由により衛生教育を受けることができない場合
2. 営業者または営業を行おうとする者が営業に直接従事しない場合
3. 同営業者または営業を行おうとする者が二つ以上の場所において営業をするか、もしくは営業をしようとする場合
4. 営業者または営業を行おうとする者が外国人である場合

第25条(営業者遵守事項) 本法第18条第1項により営業者が守らなければならない事項は、別表

8のとおりである。

第26条(営業者の区分管理) ① 食品医薬品安全処長は、本法第19条第1項により営業者を次の各号のとおり区分して等級差管理することができる。<改正 2017.2.22.、2020.3.31.>

1. 優秀営業者:本法第7条により優秀輸入業所として登録した者(第3号に該当する者は除く)
2. 一般営業者:第1号または第3号に該当しない者
3. 特別管理営業者:次の各目のいずれか一つに該当する者

ア. 別表13Ⅱ.個別基準の第3号イ目1)・2)・4)・5)により行政処分を受けてその効力が発生

した日(営業停止処分に代えて課徴金を賦課する場合には、課徴金処分を受けた日)から1年が過ぎない者

イ. 第34条第1項各号のいずれか一つに該当する措置を違反した後、1年が過ぎない者

ウ. 別表8第2号コ目からソ目まで、または同表第3号イ目からエ目までに違反し行政処分を受け不服手続きが進行中の者であって、引き続き営業を行う者

② 第1項各号の区分による等級差管理の適用領域は、本法第21条にともなう輸入検査および本法第25条にともなう出入り・検査・回収等とする。

第27条(輸入食品等の輸入申告) ① 本法第20条第1項により輸入申告をしようとする者(輸入食品等インターネット購買代行業者は除く)は、別紙第25号書式の輸入食品等の輸入申告書(電子文書からなる申告書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して、輸入食品等の通関場所を管轄する地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。この場合、輸入食品等の到着予定日5日前からあらかじめ申告することができるとともに、あらかじめ申告した到着港、到着予定日、搬入場所および搬入予定日等、主な事項が変更される場合には、直ちにその内容を文書(電子文書を含む)により申告しなければならない。<改正 2018.2.9.、2018.12.20.、2019.6.19.、2019.11.18.>

1. ハングル表示がなされた包装紙(ハングル表示が印刷されたステッカーを貼った包装紙を含む)またはハングル表示内容が記された書類
2. 「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第8条にともなう国外試験・検査機関が精密検査をして発行した試験・検査成績書(別表9第2号ウ目にともなう精密検査対象輸入食品等のみ該当する)
3. 次の各目のいずれかに該当する書類[遺伝子組み換え食品等(「食品衛生法」第12条の2第1項各号のいずれかに該当する、バイオテクノロジーを活用し栽培・育成された農・畜・水産物等であって安全性審査を受けた食品、それを原材料として製造・加工した食品、または食品添加

物をいう。以下同様)の表示対象に該当する食品であつて、遺伝子組み換え食品等であることを表示しない場合のみ該当する]

- ア. 区分流通証明書(種子購入・生産・製造・保管・選別・運搬・船積等、取り扱い過程において遺伝子組み換え食品等と区分して管理したことを証明する書類をいう。以下同様)
 - イ. 区分流通証明書と同等の効力があることを生産国の政府が認める証明書
 - ウ. 「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条および第8条により指定された、もしくは指定されたとみなすことができる、試験・検査機関が発行した遺伝子組み換え食品等の表示対象でないことを立証する試験・検査成績書
4. 本法第20条第9項による賞味期限設定事由書または第29条による賞味期限延長事由書(本法第18条第2項にともなう注文者商標付輸入食品等のみ該当する)
 5. 輸出計画書(国内搬入後計画が具体的に記されていないとともに、「対外貿易法」により外貨獲得用として輸入する場合のみ該当する)
 6. 営業許可等、許認可書類写本または品目製造報告書写本(「対外貿易法」により外貨獲得用として輸入する原料もしくは自社製品製造用原料として輸入する場合のみ該当するとともに、電算上で確認される場合は除く)
 7. 衛生証明書または検査証明書(本法第37条または「農水産物品質管理法」第88条第1項第2号等により輸出国政府と証明書添付に関して協約等を締結した国家から輸入する水産物の場合のみ該当する)
 8. 本法第11条第5項による輸出衛生証明書(畜産物の場合のみ該当し、食品医薬品安全処長が認める輸出国政府機関の通信網を通じて送信された電子文書のかたちの輸出衛生証明書を含む)
 9. 削除 <2019.6.19.>
 10. 第1号から第8号までの書類の他、輸入食品等の安全を確保するために食品医薬品安全処長が必要と認める次の各目の書類
 - ア. 牛海綿状脳症に感染していない健康な反すう動物の原料を使用していることので生産国政府の証明書
 - イ. ダイオキシン残留量検査成績書(熱処理された塩を輸入する場合のみ該当する)
 - ウ. その他、輸出国政府が発行する書類等、危害情報により食品医薬品安全処長が食品医薬品安全処のインターネットホームページに掲載する書類
- ② 輸入食品等インターネット購買代行業者が本法第20条第1項により輸入申告をしようとする場合には、別紙第26号書式のインターネット購買代行輸入食品等の輸入申告書(電子文書からなる申告書を含む)を、輸入食品等の通関場所を管轄する地方食品医薬品安全庁長に提出しなけれ

ばならない。この場合、輸入申告は、輸入通関が行われる前にしなければならない。

③ 第2項により申告された輸入食品等(以下“購買代行輸入食品等”という)は、「食品等の表示・広告に関する法律」第4条による表示、同法第5条による栄養表示、同法第6条によるナトリウム含有量比較表示、および「食品衛生法」第12条の2による遺伝子組み換え食品等の表示を省略することができる。 <改正 2018.2.9.、2019.4.25.>

④ 地方食品医薬品安全庁長は、第1項および第2項にともなう輸入食品等の輸入申告に必要な書類の受付を、電子文書により行うことができるとともに、輸入食品等の申告事項等をコンピュータネットワークに入力して管理しなければならない。

⑤ 「関税法」等、他の法律により差し押さえ・没収された輸入物品の場合には、第1項および第2項にともなう輸入食品等の輸入申告書および添付書類の提出を省略することができる。

⑥ 輸入食品等が、第1項各号以外の部分の後段によりあらかじめ申告した到着予定日より遅れて到着する場合、その遅延期間は「民願処理に関する法律施行令」第20条による民願の処理期間に算入しない期間として計算する。 <改正 2018.2.9.>

第28条(自社製品製造用原料の用途変更承認) ① 本法第20条第2項第2号但書きにより用途変更承認を受けることができる場合は、別表9第2号ア目2)により輸入食品等(健康機能食品および「糧穀管理法」第13条第2号により制限を受ける輸入糧穀は除く。以下この条において同様)を自社製品製造用原料として輸入申告した営業者が廃業、破産または該当原料使用中断等の事由により、その輸入食品等を自社製品製造用原料として使用できなくなって他の製造・加工業者に製造用原料として販売しようとする場合とする。

② 第1項にともない輸入食品等の用途変更承認を受けようとする者は、別紙第27号書式の自社製品製造用原料の用途変更承認申請書に次の各号の書類を添付して、その輸入食品等を輸入申告した地方食品医薬品安全庁長に提出して承認を受けなければならない。 <改正 2018.2.9.>

1. 「食品衛生法」にともなう食品製造・加工業、食品添加物製造業、容器・包装類製造業、「健康機能食品に関する法律」にともなう健康機能食品製造業、「畜産物衛生管理法」にともなう畜産物加工業または食肉包装処理業の営業者に販売しようとする物量に対する契約書写本
2. 第1号により該当原料を使う者の営業許可等、許認可書類および品目製造報告書写本(電算上で確認される場合は除く)
3. 「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条により食品医薬品安全処長が指定するか、もしくは指定したとみなす畜産物試験・検査機関、食品専門試験・検査機関、または同条第4項但書きにより総理令に定める試験・検査機関が発給した試験・検査成績書(用途

変更承認を受けようとする輸入食品等が別表9第2号ア目5)、または同目10)に該当する場合は除く)

4. 委託契約書写本(委託して輸入した場合のみ該当する)

③ 地方食品医薬品安全庁長は、第2項により用途変更承認をした場合には、使用が承認された営業所の所在地を管轄する営業許可・登録・申告機関の場に通知しなければならないとともに、通知を受けた営業許可・登録・申告機関の長は、流通管理を行わなければならない。

④ 次の各号のいずれか一つに該当する場合は、これを第1項にともなう自社製品製造用原料の用途変更承認対象としてみなさない。

1. 自身が輸入した原料を他の生産品目もしくは新開発製品に使用する場合
2. 原料を同一法人内で様々な製造・加工業者に供給する場合
3. 外貨獲得用原料として使用するか、もしくは再輸出する場合
4. 食用以外の他の用途に転換する場合

第29条(注文者商標付輸入食品等の輸入申告) 本法第20条第4項後段において“総理令に定める重要な事項を変更する場合”とは、賞味期限を延長する場合をいう。

第30条(輸入食品等の検査等) ① 地方食品医薬品安全庁長は、第27条第1項により輸入申告を受けた場合には、別表9の検査方法により該当輸入食品等に対する検査を行い、その結果が適合すると認められる場合には、輸入申告をした者(以下“輸入申告人”という)に、別紙第28号書式の輸入食品等の輸入申告確認証(電子文書を含む)を発給しなければならない。

② 地方食品医薬品安全庁長は、第27条第2項により輸入申告を受けた場合には、別表9の検査方法により該当輸入食品等に対する検査を行い、その結果が適合すると認められる場合には、輸入申告をした者(以下“購買代行輸入申告人”という)に、別紙第29号書式のインターネット購買代行輸入食品等の輸入申告確認証(電子文書を含む)を発給しなければならない。

第31条(条件付き輸入検査) ① 本法第21条第1項後段により、次の各号のいずれか一つに該当する輸入食品等(健康機能食品は除く。以下この条において同様)に対して必要な条件を付けて輸入食品等の輸入申告確認証を発給することができる。[<改正 2019.4.25.>](#)

1. 新鮮な食品類

ア. 生きているか、もしくは新鮮であるか、もしくは冷蔵の水産物

イ. 新鮮であるか、もしくは冷蔵の農産物・林産物(腐っているか、もしくは傷ついたものが少量ある場合であって、これを選別することができる場合を含む)

2. 原料の需給または物価調節のために緊急に輸入する輸入食品等
3. 「食品等の表示・広告に関する法律」第4条にともなう表示基準に違反した程度が、食品医薬品安全処長が認める軽微な場合であつて、通関後、市中に流通・販売する前にその違反事項を補完することができる輸入食品等
4. 別表9第2号エ目による無作為標本検査の対象に該当する輸入食品等
 - ② 第1項により条件付きで輸入申告確認証の発給を受けようとする輸入申告人は、該当条件の履行と関連する次の各号の内容が含まれた書類を、地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならないとともに、検査結果を通知されるか、もしくは補完事項を履行したかどうかの確認を受ける前までに、該当輸入食品等を流通・販売してはならない。
 1. 保税倉庫からの出庫予定日
 2. 条件を履行するための作業場または保管倉庫に関する次の各目の事項
 - ア. 入庫予定日
 - イ. 所在地
 - ウ. 保管責任者
 - ③ 輸入申告人は、第2項により提出した書類のうち第2項各号の内容が変更された場合には、その変更された内容を直ちに地方食品医薬品安全庁長に報告しなければならない。 <新設 2018.12.20.>
 - ④ 第2項により書類を提出させた地方食品医薬品安全庁長は、該当輸入申告人に条件付き輸入申告確認証を発給した場合、遅滞なく第2項第2号にともなう作業場または保管倉庫の所在地を管轄する地方食品医薬品安全庁長または、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡首・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下同様）にその書類を送って事後管理を要請しなければならない。 <改正 2018.12.20.>
 - ⑤ 地方食品医薬品安全庁長は、第1項にともなう条件付き申告対象輸入食品等であつて、次の各号のいずれか一つに該当する輸入食品等に対しては、第30条第1項により検査を行い、その結果、適合した場合には、別紙第28号書式の輸入食品等の輸入申告確認証を発給しなければならない。 <改正 2018.12.20.>
 1. 輸入申告の条件に違反した事実がある営業者が輸入する輸入食品等
 2. 最近2年以内に第34条第1項により非適合通知を受けた事実がある輸入食品等
 3. 危険食品に関する情報等が確認されて別個に検査中である輸入食品
 4. その他、危害発生のおそれがあり、条件付き輸入申告確認証を発給するにあたらぬと食品医薬品安全処長が定め告示する輸入食品等

第32条(輸入食品等の区分基準) 本法第21条第2項にともなう輸入食品等の区分基準は、別表10のとおりである。

第33条(検査結果等の公開) ① 食品医薬品安全処長は、本法第21条第4項により次の各号の事項を食品医薬品安全処のインターネットホームページを通じて公開することができる。<改正 2018.12.20.>

1. 第26条第1項第1号にともなう優秀輸入者の情報
2. 第30条第1項にともなう検査の結果、不適合となった輸入食品等の検査情報。この場合、その公開期間は6ヶ月以内とする。
3. 第30条第1項にともなう検査の結果、適合となった輸入食品等の検査情報。その場合、その公開期間は当該輸入食品等の流通期限(流通期限がない場合には輸入食品等の輸入申告確認証を発給した日から1年)以内とする。

② 第1項にともなう情報の公開範囲は、次の各号のとおりである。 <改正 2018.12.20.>

1. 第1項第1号の場合: 製品名、製品類型、輸入業所、海外製造業所、製造国および登録日
2. 第1項第2号の場合: 製品名、製品類型、海外製造業所・海外作業場・輸出業所、製造国・生産国、不適合内容、不適合判定日、製造日または賞味期限
3. 第1項第3号の場合: 製品名、製品類型、海外製造業所・海外作業場・輸出業所、製造国・生産国、製造日または賞味期限、原材料情報(加工食品、健康機能食品および食品添加物のみ該当する)および輸入申告確認証発給日

第34条(輸入食品等の事後管理) ① 地方食品医薬品安全庁長は、第30条第1項および第2項による検査の結果、不適合となった輸入食品等に対して、別紙第30号書式および別紙第31号書式の不適合通知書(電子文書を含む)を該当輸入申告人(輸入申告人が輸入食品等申告代行業者である場合、その代行を依頼した輸入食品等輸入・販売業者等をいう。以下、この条において同様)または購買代行輸入申告人にそれぞれ発給し、輸入食品等保管業者および管轄税関長にその事実を遅滞なく知らせなければならない。この場合、不適合通知を受けた輸入申告人または購買代行輸入申告人は、該当通知から1年以内に、次の各号のいずれか一つに該当する措置を行わなければならない。<改正 2019.6.19.、2020.3.31.>

1. 輸出国への返送または他の国への搬出
2. 農林畜産食品部長官の承認を受けた後、飼料への用途転換(「食品衛生法」第7条の食品等の基準および規格による穀類または豆類であって、「飼料管理法」により飼料として使用が可能な場合に限定する)

3. 廃棄

- ② 食品医薬品安全処長は第27条第1項により輸入申告した輸入食品等中、他の用途に転換される恐れがあると認められる輸入食品等を流通管理対象に指定して管理することができる。
- ③ 地方食品医薬品安全庁長は、第2項にともなう流通管理対象輸入食品等に対する輸入申告を受けた場合には、輸入申告人の営業所所在地を管轄する地方食品医薬品安全庁長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡首・区庁長に申告を受けた内容を通知しなければならない。
- ④ 第2項および第3項にともなう流通管理対象輸入食品等の指定および通知方法等に関する細部事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

第35条(流通履歴追跡管理対象輸入食品等) ① 本法第23条第1項にともなう流通履歴追跡管理対象輸入食品等は、次の各号のとおりである。<改正 2018.12.20.>

- 1. 乳幼児食(乳児用調製食品、成長期用調製食品、幼児用穀類調製食品およびその他の乳幼児用食品をいう)
- 2. 健康機能食品
- 3. 調製乳類
- 4. 妊産・授乳期栄養補助食品、特殊医療用途等食品および体重調節用調製食品
- 5. 営業者が流通履歴追跡管理登録をしようとする輸入食品等

② 本法第23条第1項但書きにおいて“乳幼児食を輸入する営業者と、一定売上額に該当する健康機能食品を輸入する営業者等、総理令に定める営業者”とは、第1項第1号から第4号までの規定による輸入食品等を輸入・販売する営業者であって、次の各号の営業者をいうとともに、これに該当する営業者は、次の各号の区分による日から輸入食品等の流通履歴追跡管理登録をしなければならない。<改正 2016.3.31.、2018.2.9.、2018.12.20.>

- 1. 乳幼児食の食品類型別2013年売上額が10億ウォン以上である営業者:2016年2月4日
- 2. 乳幼児食の食品類型別2013年売上額が1億ウォン以上10億ウォン未満である営業者:2016年12月1日
- 3. 乳幼児食の食品類型別2013年売上額が1億ウォン未満である営業者および2014年以後営業者となった営業者:2017年12月1日
- 4. 健康機能食品の品目類別2013年売上額が50億ウォン以上である営業者:2016年2月4日
- 5. 健康機能食品の品目類別2014年売上額が10億ウォン以上である営業者:2016年6月1日
- 6. 健康機能食品の品目類別2015年以後、年売上額が10億ウォン以上となる営業者:該当年売上額計算の対象となる年度の翌々年6月1日

7. 健康機能食品の品目類別2016年以後、年売上額が1億ウォン以上となる営業者:該当年売上額計算の対象となる年度の翌々年6月1日
 8. 調製乳類の2015年売上額が50億ウォン以上である営業者:2016年12月1日
 9. 調製乳類の2015年売上額が10億ウォン以上50億ウォン未満である営業者:2017年6月1日
 10. 調製乳類の2015年売上額が1億ウォン以上10億ウォン未満である営業者:2017年12月1日
 11. 調製乳類の2015年売上額が1億ウォン未満である営業者および2016年以後営業者となった営業者:2018年6月1日
 12. 妊産・授乳期栄養補助食品、特殊医療用途等食品および体重調節用調製食品の食品類型別2016年売上額が50億ウォン以上である営業者:2019年12月1日
 13. 妊産・授乳期栄養補助食品、特殊医療用途等食品および体重調節用調製食品の食品類型別2016年売上額が10億ウォン以上50億ウォン未満である営業者:2020年12月1日
 14. 妊産・授乳期栄養補助食品、特殊医療用途等食品および体重調節用調製食品の食品類型別2016年売上額が1億ウォン以上10億ウォン未満である営業者:2021年12月1日
 15. 妊産・授乳期栄養補助食品、特殊医療用途等食品および体重調節用調製食品の食品類型別2016年売上額が1億ウォン未満である営業者および2017年以降妊産・授乳期栄養補助食品、特殊医療用途等食品および体重調節用調製食品を輸入した営業者:2022年12月1日
- ③ 流通履歴追跡管理対象輸入食品等に対する細部的な管理基準等は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

第36条(流通履歴追跡管理登録申請等) ① 本法第23条第1項により輸入食品等の流通履歴追跡管理登録をしようとする者は、別紙第32号書式の輸入食品等の流通履歴追跡管理登録申請書(電子文書からなる申請書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して、地方食品医薬品安全庁長に申請しなければならない。

1. 別紙第28号書式の輸入食品等の輸入申告確認証写本
 2. 食品医薬品安全処長が定めて告示する事項を含む輸入食品等の流通履歴追跡管理計画書
- ② 流通履歴追跡管理登録対象である輸入食品等の品目は、次の各号の要件をすべて備えなければならない。
1. 輸入段階から販売段階まで、輸入食品等の履歴に関する情報を追跡して提供することができるように管理されていること
 2. 輸入段階から販売段階まで、輸入食品等の回収等に関する事後管理体系を備えていること
- ③ 第1項にともなう登録申請を受けた地方食品医薬品安全庁長は、流通履歴に関する電算システムを備えているかどうかと第2項にともなう登録対象に適合した品目であるかどうかを審査して、そ

の審査の結果、適合すると認められる場合には、該当輸入食品等を品目別に登録した後、別紙第33号書式の輸入食品等の流通履歴追跡管理登録証を発給しなければならない。

④ 第3項により流通履歴追跡管理登録をした者(以下“流通履歴追跡管理登録者”という)は、食品医薬品安全処長が定めて告示する輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する基準を守らなければならない。

第37条(流通履歴追跡管理登録事項等) ① 本法第23条第1項にともなう輸入食品等の流通履歴追跡管理の登録事項は、次の各号のとおりである。

1. 営業所の名称と所在地
2. 製品名
3. 製造国または生産国
4. 海外製造業所、海外作業場または輸出業所

② 第1項にともなう登録事項の変更申告をしようとする者は、その変更理由が発生した日から1ヶ月以内に、別紙第34号書式の輸入食品等の流通履歴追跡管理登録事項変更申告書(電子文書からなる申告書を含む)に輸入食品等の流通履歴追跡管理登録証を添付して、地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。

③ 第2項により変更申告を受けた地方食品医薬品安全庁長は、輸入食品等の流通履歴追跡管理登録証に変更事項を記して再発給しなければならない。

第38条(流通履歴追跡管理登録取り消し等) ① 本法第23条第2項にともなう輸入食品等の流通履歴追跡管理登録取り消し等の基準は、別表11のとおりである。

② 第1項により登録が取り消された者は、輸入食品等の流通履歴追跡管理登録証を地方食品医薬品安全庁長に返納しなければならない。

第39条(調査・評価) ① 地方食品医薬品安全庁長は、流通履歴追跡管理登録者に対して流通履歴追跡管理基準を遵守しているかどうか等を3年ごとに調査・評価しなければならない。ただし、本法第23条第1項但書きに該当する者に対しては、2年ごとに調査・評価しなければならない。

② 輸入食品等の流通履歴追跡管理の調査・評価は、書類検査および現場調査の方法により行うとともに、調査・評価には、次の各号の事項が含まれなければならない。

1. 輸入食品等の流通履歴に関する電算システムの構築・運営をしているかどうか
2. 輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する基準を遵守しているかどうか

③ 第2項にともなう調査・評価の点検事項と方法等に必要な細部事項は、食品医薬品安全処長

が定めて告示する。

第40条(記録・保管等) ① 流通履歴追跡管理登録者は、「食品衛生法」第49条の3にともなう食品履歴追跡管理システムを利用した輸入食品等の流通履歴追跡管理のための情報システム(以下“履歴追跡管理システム”という。以下同様)に連係して輸入食品等の流通履歴追跡管理情報を電算記録装置に記録・保管しなければならない。

② 流通履歴追跡管理登録者は、第1項にともなう流通履歴追跡管理情報の記録を該当製品の賞味期限等が経過した日から2年以上保管しなければならない。

③ 流通履歴追跡管理登録者は、第1項により記録・保管された情報が履歴追跡管理システムに関連するように協力しなければならない。

第41条(情報公開) ① 食品医薬品安全処長は、履歴追跡管理システムに連係する次の各号の情報を、消費者等がインターネットホームページを通じて簡単に確認できるようにしなければならない。<改正 2018.2.9.>

1. 輸入食品等の流通履歴追跡管理番号
2. 輸入業所名称および所在地
3. 製造国
4. 製造会社名称および所在地
5. 製造日
6. 遺伝子組み換え食品等であるかどうか
7. 輸入日
8. 賞味期限または品質維持期限
9. 原材料名または成分名
10. 機能的性(健康機能食品のみ該当する)
11. 回収対象の有無および回収事由

② 第1項にともなう情報は、該当製品の賞味期限または品質維持期限が経過した日から1年以上確認することができるようにしなければならない。

③ 何人も第1項により連係した情報は、輸入食品等の流通履歴追跡管理目的以外に使用してはならない。

第42条(流通管理計画樹立・施行) 本法第24条第1項にともなう流通管理計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。<改正 2020.3.31.>

1. 輸入食品等の流通管理政策方向および目標に関する事
2. 流通秩序維持のための営業者の指導および点検に関する事項
3. 流通中である輸入食品等の回収および検査に関する事項
4. 流通されて危害のある輸入食品等の遮断および回収に関する事項
5. 流通される輸入食品等に関する衛生教育および広報に関する事項
6. その他、流通される輸入食品等の安全および品質確保に関する事項

第43条(出入り・検査・回収等) ① 本法第25条にともなう出入り・検査・回収等は、国民の保健衛生のために必要であると判断される場合、随時実施する。

② 第1項にもかかわらず、第46条により行政処分を受けた業所に対する出入り・検査・回収等は、その処分日から6ヶ月以内に1回以上実施しなければならない。ただし、行政処分を受けた営業者がその処分の履行結果を報告する場合には除く。

第44条(回収量および検査依頼等) ① 本法第25条第1項第2号イ目により無償により回収することができる輸入食品等の対象とその回収量は、別表12のとおりである。

② 関係公務員または「畜産物衛生管理法」第13条の検査官(以下“関係公務員等”という)が第1項により輸入食品等を回収した場合には、別紙第35号書式の回収証(電子文書を含む)を発給しなければならない。

③ 第1項により輸入食品等を回収した関係公務員等は、回収した輸入食品等を回収場所において封緘し、関係公務員等および被回収者の印章等により封印しなければならない。

④ 食品医薬品安全処長(地方食品医薬品安全庁長を含む)は、第1項にともない回収した輸入食品等に対しては遅滞なく「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条により食品医薬品安全処長が指定した畜産物試験・検査機関、食品専門試験・検査機関または同条第4項但書きにより総理令に定める試験・検査機関に検査を依頼しなければならない。

⑤ 食品医薬品安全処長(地方食品医薬品安全庁長を含む)は、本法第25条第1項により関係公務員等をして出入り・検事・回収をせしめた場合には、別紙第36号書式の回収検査処理台帳(電子文書を含む)にその内容を記録し、これを備えておかななければならない。

⑥ 本法第25条第3項にともなう出入り・検査・回収または閲覧しようとする公務員の権限を表示する証票は、別紙第37号書式のとおりである。

第45条(輸入食品等の安全に関する教育命令) ① 地方食品医薬品安全庁長は、本法第26条第1項各号にともなう営業者に、次の各号の機関または団体(以下“輸入食品安全教育機関”とい

う)において輸入食品等の安全性および品質管理等に対する教育を受けることを命じることができる。<改正 2019.6.19.>

1. 「韓国食品安全管理認証院の設立および運営に関する法律」にともなう韓国食品安全管理認証院

2. 削除 <2019.6.19.>

3. 「政府出捐研究機関等の設立・運営および育成に関する法律」にともなう政府出捐研究機関

4. その他、食品医薬品安全処長が指定する機関または団体

② 本法第26条第1項にともなう教育命令を受けた営業者(営業者が指定した輸入食品衛生に関する責任者を含む)は、3ヶ月以内に指定された輸入食品安全教育機関において次の各号の内容に関して3時間以上の教育を受けなければならない。

1. 不適合輸入食品等の原因究明および改善措置方法に関する事項

2. 輸入食品等の衛生関連制度および法令に関する事項

③ 教育機関は、教育教材を製作して教育対象者に提供しなければならない。

④ 輸入食品安全教育機関は、教育を受けた者に修了証を発給しなければならない。教育実施の結果を教育後1ヶ月以内に地方食品医薬品安全庁長に報告しなければならないとともに、修了証発給台帳等、教育に関する記録を3年間保管・管理しなければならない。

⑤ 輸入食品安全教育機関は、講師手当、教育教材の編纂費および教育関連事務用品購入費等、教育に必要な実費を教育対象者から受けることができる。

⑥ 輸入食品安全教育機関の教育運営および会計処理等に関する細部事項は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

第46条(行政処分の基準) 本法第27条から第29条までの規定にともなう行政処分の基準は、別表13のとおりである。

第47条(課徴金賦課除外対象) 本法第33条第1項但書きにともなう課徴金賦課除外対象は、別表13のとおりである。

第48条(輸出食品等の衛生証明書等発給) 本法第38条第2項にともなう衛生証明書等の種類と発給手続きは、別表14のとおりである。

第49条(情報収集要員運営) ① 食品医薬品安全処長は、本法第39条第1項により次の各号のいずれか一つに該当する者中から輸入食品等情報収集要員を任命することができる。<改正

2019.11.18.>

1. 食品、食品添加物、器具、容器・包装、健康機能食品または畜産物(以下この条において“食品等”という)関連専攻者
 2. 食品等の関連業種において1年以上勤務した経歴がある者
 3. 輸入食品等を輸出する該当国家居住者
- ② 第1項にともなう輸入食品等情報収集要員の運営等に必要な細部事項は、食品医薬品安全処長が定める。 <改正 2019.11.18.>

[題目改正 2019.11.18.]

第49条の2(輸入食品統合情報システムの構築・運営) ① 食品医薬品安全処長は、本法第39条の2第1項による輸入食品統合情報システム(以下“統合情報システム”という)の構築・運営のために次の各号の業務を遂行することができる。

1. 輸入食品等の安全情報に対する調査・分析および研究・評価
 2. 輸入食品等の安全情報に対するデータベース構築・管理
 3. 統合情報システムの利用・関係等のための情報体系標準化推進
 4. 統合情報システムの構築・運営に対する点検・評価
 5. 第1号から第4号までの規定による業務と類似なものであって、食品医薬品安全処長が必要と認める業務
- ② 食品医薬品安全処長は、統合情報システムの円滑な運営のために必要と認める場合には「食品衛生法」第67条による食品安全情報院(以下“食品安全情報院”という)に予算の範囲内でその運営に必要な費用の全部または一部を支援することができる。
- ③ 食品医薬品安全処長は、統合情報システムの主要事業に対する効率的支援のために必要と認める場合に関係公務員、食品安全情報院の役職員および輸入食品等または情報システム分野の専門家等で構成される統合情報システム業務支援協議体を構成・運営することができる。

[本条新設 2020.10.20.]

[従来の第49条の2は第49条の4へ移行 <2020.10.20.>]

第49条の3(資料または情報の提供および関係要請) ① 食品医薬品安全処長は、本法第39条の2第2項により関係機関の長に統合情報システムの構築・運営に必要な資料・情報の提供や関係を要請する場合には、次の各号の区分による事項が含まれた書面(電子文書を含む)で行わなければならない。

1. 資料・情報提供の場合:次の各目の事項

- ア. 資料・情報の内容および範囲
 - イ. 資料・情報の活用目的
 - ウ. 資料・情報の提出期間および提出方法
 - エ. ア目からウ目までの規定による事項と類似のものであって食品医薬品安全処長が必要と認める事項
2. 資料・情報連係の場合:次の各目の事項
- ア. 関連する資料・情報の内容および範囲
 - イ. 連係の目的および期待効果
 - ウ. 連係の方式および手続き
 - エ. ア目からウ目までの規定による事項と類似のものであって食品医薬品安全処長が必要と認める事項
- ② 食品医薬品安全処長は、本法第39条の2第2項により統合情報システムの構築・運営に必要な資料・情報を連係する場合は、統合情報システムと当該関係機関が構築・運営している電子的情報システムを互いに連動し運営する方式で推進しなければならない。
- ③ 食品医薬品安全処長は、本法第39条の2第2項により関係機関の長から統合情報システムの構築・運営に必要な資料・情報を提供された場合は、当該資料の活用目的、活用策、セキュリティー措置、または管理策等に関する事項を明示し食品安全情報院に送付しなければならない。
- ④ 第1項から第3項までにおいて規定した事項の他、統合情報システムの構築・運営に必要な資料・情報の提供や連係の手続き・方法等に関して必要な詳細な事項は食品医薬品安全処長が定める。

[本条新設 2020.10.20.]

第49条の4(営業者の区分管理) 本令第14条第1項第4号の2において“総理令に定める事項”とは、第26条第1項第3号による特別管理営業者の管理に関する事項をいう。

[本条新設 2019.6.19.]

[第49条の2からの移行 <2020.10.20.>]

第50条(手数料) 本法第41条にともなう手数料は、別表15のとおりである。この場合、手数料は、登録・指定・検査等を受ける該当機関に収入印紙、現金、クレジットカード、直払いカードまたは情報通信網を利用した電子貨幣・電子決済等の方法により納付することができる。

第51条(罰則から除外される者等) 本法第43条第5号但書きにおいて“総理令に定める軽微な事

項に違反した者”および本法第46条第2項において“総理令に定める軽微な事項を守らない者”とは、次の各号のいずれか一つに該当する者をいう。

1. 本法第18条第2項に違反した者
2. 別表8第1号ア目・ウ目、第2号ア目・ウ目・ク目・コ目・セ目・タ目・チ目、第3号ア目、第4号ア目からウ目までまたは同号オ目・キ目に違反した者

第52条(過怠料賦課金額) 本令別表2第2号イ目において“総理令に定める金額”とは、別表16による金額をいう。

附則<第1253号、2016.2.4.>

第1条(施行日) この規則は、2016年2月4日から施行する。

第2条(輸入申告時、畜産物輸出衛生証明書提出に関する適用例) 第27条第1項第8号の規定(畜産物中「家畜伝染病予防法」第31条にともなう指定検疫物に該当する畜産物以外の畜産物に関する部分のみ該当する)は、この規則施行以後、本法第11条第5項により輸出国政府が食品医薬品安全処長と協議した書式等により発給する輸出衛生証明書がある場合から適用する。

第3条(海外製造業所の登録等に関する経過措置) ① 本法第5条第1項による輸入者等が第2条により海外製造業所の登録をしない場合でも、この規則施行日から6ヶ月までは、該当海外製造業所の輸入食品等に対して第27条により輸入申告をすることができる。

② 本法第12条第1項にともなう海外作業場の設置・運営者が第12条により海外作業場の登録をしない場合でも、この規則施行日から6ヶ月までは、該当海外作業場の畜産物に対して第27条により輸入申告をすることができる。

第4条(海外食品衛生評価機関に関する経過措置) ① この規則施行前に、従来の「食品衛生法」第44条第5項第1号により現地衛生点検等を実施する機関または団体は、第7条第1項により海外食品衛生評価機関として指定されたものとみなす。ただし、業務範囲は、本法第18条第2項にともなう衛生評価等に限定する。

② 第1項により海外食品衛生評価機関として指定されたものとみなす機関または団体は、この規則施行日から1年以内に第7条第1項第2号および別表3にともなう指定要件を充足しなければならない。

③ 第1項により海外食品衛生評価機関として指定されたものとみなす機関または団体が第2項により指定要件を充足する場合、その業務範囲は、本法第9条第1項により本法第6条から第8条までの規定による現地実態調査および本法第18条第2項による衛生評価等とする。

第5条(輸入食品等輸入・販売業営業者の施設基準に関する経過措置) この規則施行当時、法律第13201号輸入食品安全管理特別法附則第2条第1項により本法第14条第1項第1号の輸入食品等輸入・販売業営業者とみなす従来の「健康機能食品に関する法律施行令」第2条第2号にともなう健康機能食品輸入業営業者は、この規則施行日から1年以内に第15条第1項および別表7第1号にともなう施設基準を充足しなければならない。

第6条(教育機関に関する経過措置) ①この規則施行当時、次の各号の機関は、第22条第1項により指定された衛生教育機関とみなす。

1. 「食品衛生法施行規則」第51条第1項にともなう食品衛生教育機関
2. 「健康機能食品に関する法律施行規則」第18条第1項にともなう教育実施機関

3. 「畜産物衛生管理法施行規則」第47条第1項にともなう衛生教育機関

② この規則施行当時、従来の「食品衛生法施行規則」第15条の7第1項にともなう食品安全教育機関は、第45条第1項にともなう輸入食品安全教育機関とみなす。

第7条(他の法令の改正) ①「健康機能食品に関する法律施行規則」の一部を次のとおり改正する。

第5条第1項各号以外の部分中“法第6条第1項および第2項により健康機能食品輸入業または”を“法第6条第2項により”とし、同項第3号中“健康機能食品輸入業または健康機能食品流通専門販売業”を“健康機能食品流通専門販売業”とする。

第5条第3項中“遅滞なく健康機能食品輸入業の場合には、別紙第7号書式の営業申告証を、健康機能食品販売業の場合には、別紙第8号書式の営業申告証をそれぞれ”を“遅滞なく、別紙第8号書式の営業申告証を”とする。

第5条第4項前段中“交付した後、健康機能食品輸入業の場合には、別紙第9号書式の営業申告管理台帳を、健康機能食品販売業の場合には、別紙第10号書式の営業申告管理台帳をそれぞれ”を“交付した後、別紙第10号書式の営業申告管理台帳を”とする。

第6条第1項各号以外の部分本文中“健康機能食品輸入業または健康機能食品販売業”を“健康機能食品販売業”とし、同条第2項第3号中“健康機能食品輸入業者または健康機能食品流通専門販売業者”を“健康機能食品流通専門販売業者”とする。

第10条、第10条の2および第11条をそれぞれ削除する。

第19条第1項第2号を削除し、同条第2項第2号中“健康機能食品輸入業もしくは健康機能食品販売業”を“健康機能食品販売業”とするとともに、同項第3号を削除する。

第29条の2第1項第1号、第2号および第4号中“製造・輸入”をそれぞれ“製造”とし、同条第2項各号以外の部分中“製造・輸入”を“製造”とするとともに、同条第3項第1号中“品目製造申告証または健康機能食品輸入申告確認証”を“品目製造申告証”とする。

第29条の8を削除する。

第35条の2第1号中“健康機能食品製造業・輸入業”を“健康機能食品製造業”とし、同条第4号中“健康機能食品輸入業または健康機能食品販売業”を“健康機能食品販売業”とするとともに、同条第5号中“健康機能食品製造業、健康機能食品輸入業”を“健康機能食品製造業”とする。

別表1第3号を削除する。

別表2および別表3をそれぞれ削除する。

別表4第2号を削除する。

別表5第2号ア目中“法第5条ないし法第7条の規定により許可を受けた事項もしくは申告”を“法第5条から法第7条までの規定または「輸入食品安全管理特別法」第15条により許可を受けた事項もし

くは登録・申告”に、“法第8条の規定”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とする。

別表9Ⅰ.一般基準の第6号但書き中“ただし、輸入品である場合には、製造・輸入過程において起因したとしても輸入者に対して処分をすることができ”を“ただし”とする。

別表9Ⅰ.一般基準第8号を削除する。

別表9Ⅰ.一般基準第9号ウ目中“製造するか、もしくは輸入のみ”を“製造のみ”とし、同号キ目中“加工・輸入”を“加工”とする。

別表9Ⅱ.個別基準第4号の違反事項欄中“法第6条第1項・第2項”を“法第6条第2項”とする。

別表9Ⅱ.個別基準第6号を削除する。

別表9Ⅱ.個別基準第10号ア目からオ目までの行政処分基準欄中“輸入業・販売業”をそれぞれ“販売業”とする。

別表9Ⅱ.個別基準第13号ア目、ウ目およびエ目の行政処分基準欄中“輸入業・販売業”をそれぞれ“販売業”とし、同号オ目の違反事項欄中“法第8条の規定”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とするとともに、同目の行政処分基準欄中“輸入業・販売業”を“販売業”とする。

別表9Ⅱ.個別基準第15号イ目(1)および(2)の行政処分基準欄中“製造・輸入業”をそれぞれ“製造業”とする。

別表9Ⅱ.個別基準第15号ウ目(1)の行政処分基準欄中“製造・輸入業”をそれぞれ“製造業”とする。

別表9Ⅱ.個別基準第15号エ目1)から7)までの規定以外の部分中“製造・輸入”を“製造”とし、“製造業・輸入業”を“製造業”とする。

別表11第4号および第11号をそれぞれ削除する。

別表12第2号を削除する。

別紙第6号書式を別紙1と同様とする。

別紙第7号書式および別紙第9号書式をそれぞれ削除する。

別紙第12号書式および別紙第13号書式をそれぞれ別紙2および別紙3と同様とする。

別紙第19号書式、別紙第19号の2書式、別紙第20号書式、別紙第20号の2書式、別紙第21号書式から別紙第25号書式まで、別紙第25号の2書式および別紙第26号書式をそれぞれ削除する。

別紙第36号の2書式表面の具備書類欄第1号中“品目製造申告証または健康機能食品輸入申告証”を“品目製造申告証”とする。

別紙第39号書式、別紙第40号書式(1)、別紙第40号書式(2)、別紙第41号書式(1)、別紙第41号書式(2)、別紙第41号の2書式、別紙第42号書式(1)、別紙第42号書式(2)、別紙第43号書式(1)および別紙第43号書式(2)をそれぞれ削除する。

②「食品衛生法施行規則」一部を次のとおり改正する。

第8条第1項第1号中“法第19条により輸入申告した事項もしくは法第37条”を“「輸入食品“安全管理特別法”第20条により輸入申告した事項もしくは法第37条または「輸入食品安全管理特別法」第15条”とする。

第12条、第12条の2、第13条から第15条まで、第15条の2から第15条の7までおよび第16条から第18条までをそれぞれ削除する。

第45条第1項第4号中“ハラール認証食品”を“ハラール認証食品(第8条第1項第6号エ目による機関からイスラム教徒が食べることができるように許されることの認証を受けた食品をいう。以下同様)”とする。

第56条の2を削除する。

第69条第1項第1号中“写本または別紙第4号書式の食品等の輸入申告確認証”を“写本”とする。

第69条の2第1号および第72条第1項中“製造・輸入”をそれぞれ“製造”とする。

第74条の4第1号キ目中“遺伝子組み換え食品”を“遺伝子組み換え食品(遺伝子組み換え技術を活用して栽培・育成された農・畜・水産物等であつて、安全性評価を受けた食品または、これを原料として製造・加工した食品をいう。以下同様)”とする。

第91条第1項中“法第19条の2第3項、法第27条”を“法第27条”とし、同条第2項中“特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が法第19条の2第3項により輸入食品申告代行者登録を取り消すか、もしくは”を“特別自治道知事・市長・郡守・区庁長が”とするとともに、同条第3項第4号を削除する。

第99条第2号を削除する。

別表4、別表5、別表5の2、別表6および別表7をそれぞれ削除する。

別表12第3号但書き中“法第44条第4項”を“「輸入食品安全管理特別法」第18条第2項”とする。

別表14第2号イ目1)但書き中“食品等輸入販売業”を“「輸入食品安全管理特別法」第15条第1項により登録した輸入食品等輸入・販売業”とする。

別表14第5号ア目1)ア)およびイ)以外の部分中“食品自動販売機営業・流通専門販売業および食品等輸入販売業”を“食品自動販売機営業および流通専門販売業”とし、同目2)中“食品小分業・食品等輸入販売業等”を“食品小分業等”とするとともに、同目3)ア)からエ)まで以外の部分中“食品等輸入販売業および食品自動販売機営業”を“食品自動販売機営業”とする。

別表14第5号イ目6)を削除する。

別表14第6号イ目1)に但書きを次のとおり新設する。

ただし、「輸入食品安全管理特別法」第15条第1項により登録した輸入食品等保管業の施設とともに使用する場合にはその限りでない。

別表15第2号中“本令第21条第5号イ目5)にともなう食品等輸入販売業”を“「輸入食品安全管理特別法」第15条第1項により登録した輸入食品等輸入・販売業”とする。

別表17第2号ア目後段を削除し、同号オ目中“輸入するか、もしくは販売”を“販売”とするとともに、同号カ目およびシ目をそれぞれ削除し、同号セ目本文中“食品小分業者、食品等輸入販売業者”を“食品小分業者”とする。

別表23Ⅰ.一般基準第13号中“食品小分業、食品等輸入販売業”を“食品小分業”とする。

別表23Ⅰ.一般基準第15号ウ目中“製造・加工するか、もしくは輸入”を“製造・加工”とする。

別表23Ⅱ.個別基準1.食品製造・加工業等の表以外の部分中“流通専門販売業、同目5)の食品等輸入販売業”を“流通専門販売業”とする。

別表23Ⅱ.個別基準1.食品製造・加工業等の第1号カ目の違反事項欄中“法第19条第1項”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とする。

別表23Ⅱ.個別基準1.食品製造・加工業等の第8号を削除する。

別表23Ⅱ.個別基準1.食品製造・加工業等の第11号ウ目中“食品小分業、食品等輸入販売業”を“食品小分業”とする。

別表23Ⅱ.個別基準2.食品販売業等の表以外の部分中“流通専門販売業および食品等輸入販売業”を“流通専門販売業”とする。

別表23Ⅱ.個別基準2.食品販売業等の第1号カ目の違反事項欄中“法第19条第1項”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とする。

別表23Ⅱ.個別基準2.食品販売業等の第9号ア目3)中“第2号カ目・キ目・ケ目・シ目”を“第2号キ目・ケ目”とする。

別表23Ⅱ.個別基準3.食品接客業の第1号カ目の違反事項欄中“法第19条第1項”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とする。

別表23Ⅲ.課徴金除外対象の第1号各目以外の部分中“流通専門販売業および食品等輸入販売業”を“流通専門販売業”とする。

別表26第2号イ目およびウ目をそれぞれ削除する。

別表26第4号および第5号をそれぞれ削除する。

別紙第3号書式、別紙第3号の2書式、別紙第4号書式、別紙第4号の2書式、別紙第5号書式から別紙第11号書式まで、別紙第11号の2書式から別紙第11号の5書式までおよび別紙第12号書式から別紙第15号書式までをそれぞれ削除する。

別紙第16号書式中“食品等輸入販売業等”を“輸入食品等輸入・販売業”とする。

別紙第37号書式表面を別紙4と同様とする。

別紙第55号書式の提出書類欄第1号中“写本または同法施行規則別紙第4号書式の食品等の輸入申告確認証”を“写本”とする。

③「畜産物衛生管理法施行規則」一部を次のとおり改正する。

第4条を削除する。

第17条中“法第11条第1項、第12条第1項・第2項および第15条第2項”を“法第11条第1項および第12条第1項・第2項”とする。

第18条第1項中“法第11条第1項、第12条第1項および第15条第2項”を“法第11条第1項および第12条第1項”とし、“屠畜検査申請人、販売を目的として畜産物を輸入した者”を“屠畜検査申請人”とする。

第21条および第22条をそれぞれ削除する。

第35条第3項本文中“食肉販売業・食肉副産物専門販売業および畜産物輸入販売業中、二以上の営業”を“食肉販売業および食肉副産物専門販売業の営業”とする。

第37条第1項第4号中“ハラール認証畜産物”を“ハラール認証畜産物(第52条第1項第8号エ目にとまなう機関からイスラム教徒が食べることができるように許されることの認証を受けた畜産物をいう。以下同様)”とする。

第46条第5号中“食肉副産物専門販売業・畜産物輸入販売業”を“食肉副産物専門販売業”とする。

第52条第1項第1号中“法第15条”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とし、“第25条により許可を受けた事項もしくは申告”を“第25条または「輸入食品安全管理特別法」第5条により許可を受けた事項もしくは登録・申告”とする。

第59条第3項中“第10号まで”を“第8号まで”とする。

別表2の3第5号中“輸入された鶏・鴨食肉を販売する畜産物輸入販売業”を“輸入された鶏・鴨食肉を販売する”とする。

別表6第1号ア目中“法第12条、法第15条”を“法第12条”とする。

別表7を削除する。

別表9第1号ア目(1)および(2)以外の部分中“法第12条および法第15条”を“法第12条”とする。

別表10第4号ア目に但書きを次のとおり新設する。

ただし、「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等保管業の施設とともに使用する場合にはその限りでない。

別表10第7号ア目(1)(ア)から(ウ)まで以外の部分中“畜産物輸入販売業および畜産物流通専門販売業”を“畜産物流通専門販売業”とし、同目(2)中“牛乳類販売業・畜産物輸入販売業”を“牛乳類販売業”とする。

別表10第7号イ目(4)を削除する。

別表11第1号ウ目本文中“法第9条第2項・第15条”を“法第9条第2項”とする。

別表11第1号ス目を削除する。

別表11第1号タ目(1)から(8)まで以外の部分但書きを削除し、同日(3)中“処理・加工するか、もしくは輸入”を“処理・加工”とするとともに、同日(5)を削除する。

別表11第2号イ目の表以外の部分中“食肉包装処理業・畜産物輸入販売業”を“食肉包装処理業”とする。

別表11第2号イ目の第6号を削除する。

別表11第2号イ目の第7号ウ目を削除する。

別表11第2号イ目の第11号イ目の違反行為欄中“畜産物輸入販売業および畜産物流通専門販売業”を“畜産物流通専門販売業”とし、“第3号ウ目・ク目・ケ目・コ目・サ目・シ目”を“第3号ク目・ケ目・コ目”に、“ウ目、コ目”を“コ目”に、“場合とサ目にともなう申告を事実と違えて行った場合を含む”を“場合を含む”とする。

別表11第2号イ目の第13号エ目の違反行為欄中“法第15条第1項”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とする。

別表11第2号ウ目の表以外の部分中“畜産物輸入販売業・畜産物流通専門販売業”を“畜産物流通専門販売業”とする。

別表11第2号ウ目の第11号エ目の違反行為欄中“法第15条第1項”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とする。

別表11第2号エ目の第11号エ目の違反行為欄中“法第15条第1項”を“「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項”とする。

別表11第3号イ目(1)から(7)まで以外の部分中“食肉包装処理業・畜産物輸入販売業”を“食肉包装処理業”とする。

別表11第3号ウ目(1)から(6)まで以外の部分中“畜産物輸入販売業・畜産物流通専門販売業”を“畜産物流通専門販売業”とする。

別表13第3号ウ目を削除する。

別表13第3号エ目中“輸入するか、もしくは販売”を“販売”とする。

別表13第3号ク目中“食肉販売業および畜産物輸入販売業”を“食肉販売業”とする。

別表13第3号サ目およびシ目をそれぞれ削除する。

別表13第3号ソ目本文中“畜産物輸入販売業・食用卵収集販売業”を“食用卵収集販売業”とする。

別表13第3号ツ目本文中“畜産物輸入販売業および畜産物流通専門販売業”を“畜産物流通専門販売業”とする。

別表13第3号ナ目を削除する。

別紙第10号書式および別紙第11号書式をそれぞれ削除する。

別紙第21号書式を別紙5と同様とする。

別紙第23号書式表面を別紙6と同様とする。

別紙第23号書式裏面の留意事項欄第1号本文中“食肉販売業・食肉副産物専門販売業および畜産物輸入販売業中2以上の営業”を“食肉販売業および食肉副産物専門販売業の営業”とし、同面処理手順欄中“地方食品医薬品安全庁長・特別自治市”を“特別自治市”とする。

別紙第24号書式表面、別紙第26号書式および別紙第27号書式表面をそれぞれ別紙7から別紙9と同様とする。

別紙第27号書式裏面の留意事項欄第3号中“畜産物輸入販売業・畜産物流通専門販売業”を“畜産物流通専門販売業”とし、同面処理手順欄中“地方食品医薬品安全庁長、特別自治市”を“特別自治市”とする。

別紙第32号書式表面中“地方食品医薬品安全庁長、市・道知事、市長・郡守・区庁長”を“市・道知事、市長・郡守・区庁長”とし、同書式裏面の留意事項欄第4号中“牛乳類販売業・畜産物輸入販売業”を“牛乳類販売業”とする。

別紙第39号書式を削除する。

第8条(他の法令との関係) この規則施行当時、他の法令において従来の「食品衛生法施行規則」・「健康機能食品に関する法律施行規則」・「畜産物衛生管理法施行規則」または、その規定を引用した場合、この規則の中に、それに該当する規定があるときには、従来の「食品衛生法施行規則」・「健康機能食品に関する法律施行規則」・「畜産物衛生管理法施行規則」または、その規定に代えてこの規則またはこの規則の該当規定を引用したものとみなす。

[別紙1]

■健康機能食品に関する法律施行規則[別紙第6号書式]

[] 健康機能食品一般販売業

営業申告書

[] 健康機能食品流通専門販売業

※下段の具備書類と留意事項を読み、作成していただくよう願いますとともに、[]には、該当する場所に✓印を記します。

受付番号	受付日	発給日	処理期間 3日
申告人	氏名 (法人名)	住民登録番号 (法人登録番号)	
	住所	電話番号	
申告事項	名称 (商号)		
	所在地	電話番号	

「健康機能食品に関する法律」第6条と同法施行規則第5条に従い、上のとおり営業を申告します。

年 月 日

申告人

(署名または印)

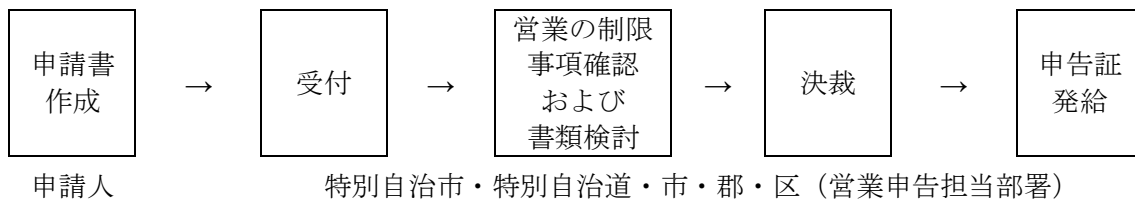
特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡首・区庁長 殿

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法第13条第2項にともなう教育を履修したことを証明する書類 (あらかじめ教育を受けた者のみ該当するとともに、担当公務員が直接確認することができる場合には、提出しないことができます) 2. 保管施設賃貸契約書(健康機能食品流通専門販売業を行おうとする者中、保管施設を賃借した場合にのみ提出します) 3. 健康機能食品専門製造業所と締結した委託生産契約書(健康機能食品流通専門販売業を行おうとする場合にのみ提出します) 4. 「遊船および渡船事業法」にともなう遊船事業および渡船事業免許証または申告済証 (水上構造物からなる遊船場および渡船場において「健康機能食品に関する法律施行令」第2条第3号ア目の健康機能食品一般販売業を行おうとする場合にのみ提出します) 5. 「国家を当事者とする契約に関する」第11条にともなう施設運営に関する契約書 (「軍事基地および軍事施設保護法」にともなう軍事基地・軍事施設および「軍人福祉基本法」第14条にともなう軍人福祉施設において「健康機能食品に関する法律施行令」第2条第3号ア目の健康機能食品一般販売業を行おうとする場合にのみ提出します) 6. 「国有財産法施行規則」第14条第3項にともなう国有財産使用許可書 (国有鉄道の停車場施設において「健康機能食品に関する法律施行令」第2条第3号ア目の健康機能食品一般販売業を行おうとする場合にのみ提出します) 7. 「都市鉄道法」にともなう都市鉄道運営者と締結した都市鉄道施設使用契約に関する書類 (都市鉄道の停車場施設において「健康機能食品に関する法律施行令」第2条第3号ア目の健康機能食品一般販売業を行おうとする場合にのみ提出します) 	手数料 28,000 ウォン
------	--	----------------------

留意事項

1. 「健康機能食品に関する法律施行令」第9条にともなう営業許可等の制限事由に該当する場合、営業申告をすることはできません。
2. 申告した営業を廃業するときにも、申告をしなければなりません。
3. 申告をしなければならない業種を、申告せずに営業を行う者に対しては、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処するか、もしくはこれを併課することがあります（「健康機能食品に関する法律」第44条第1号）
4. 営業の申告をしようとする者は、「健康機能食品に関する法律施行規則」第2条において定める事項以外に該当営業申告と関連する次の法令に違反するか、もしくは抵触しないかどうかを検討しなければなりません。
 - 「国土の計画および利用に関する法律」「家畜糞尿の管理および利用に関する法律」「下水道法」「農地法」「学校保健法」「屋外広告物等管理法」「河川法」「漢江水系上水源水質改善および住民支援等に関する法律」「水質および水生生態系保全に関する法律」「騒音・振動規制法」「観光振興法」「学院の設立・運営に関する法律」「青少年保護法」「勤労基準法」「産業集積活性化および工場設立に関する法律」「駐車場法」「地方税法」およびその他の関連法律

処理の手順



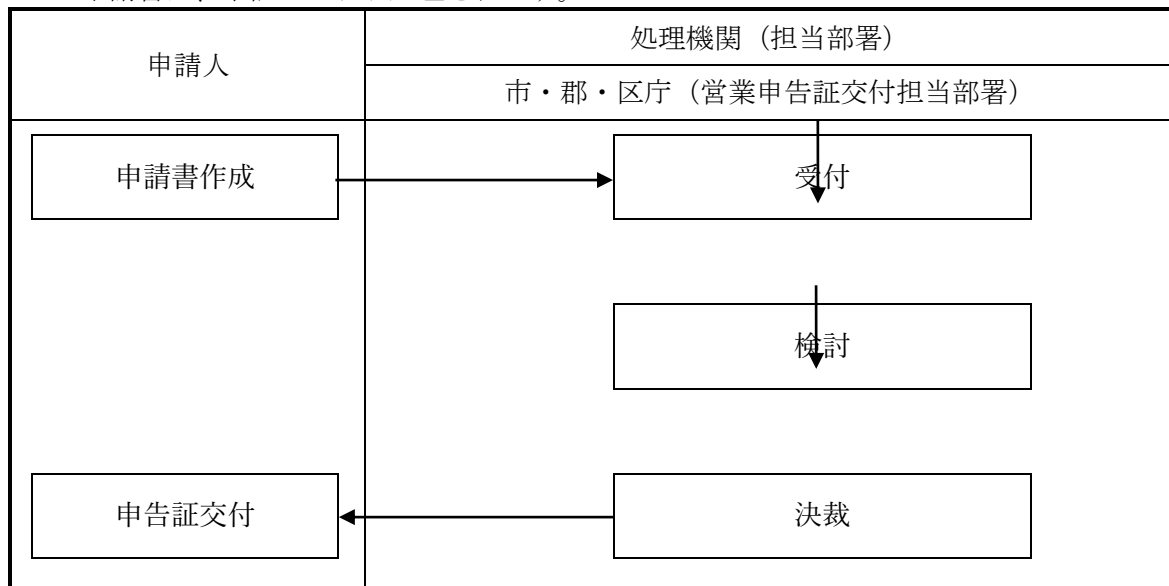
210mm×297mm[一般用紙70g/m²（再活用品）]

[別紙2]

[別紙第12号書式]

営業申告証再交付申請書 □健康機能食品販売業				処理期間
				即時
申請人	氏名		生年月日	—
	住所	(電話)		
	名称(商号)		営業の種類	
	所在地	(電話)		
事由				
<p>「健康機能食品に関する法律施行規則」第5条に従い、上のおり営業申告証再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申告人 (署名または印)</p> <p>市長・郡首・区庁長 殿</p>				
<p>※具備書類 申告証が傷んで使用できなくなったときには、その使用できなくなった申告証1部</p>				手数料
				5,300ウォン

この申請書は、下記のとおり処理されます。



210mm×297mm[一般用紙70g/m² (再活用品)]

[別紙3]

[別紙第13号書式]

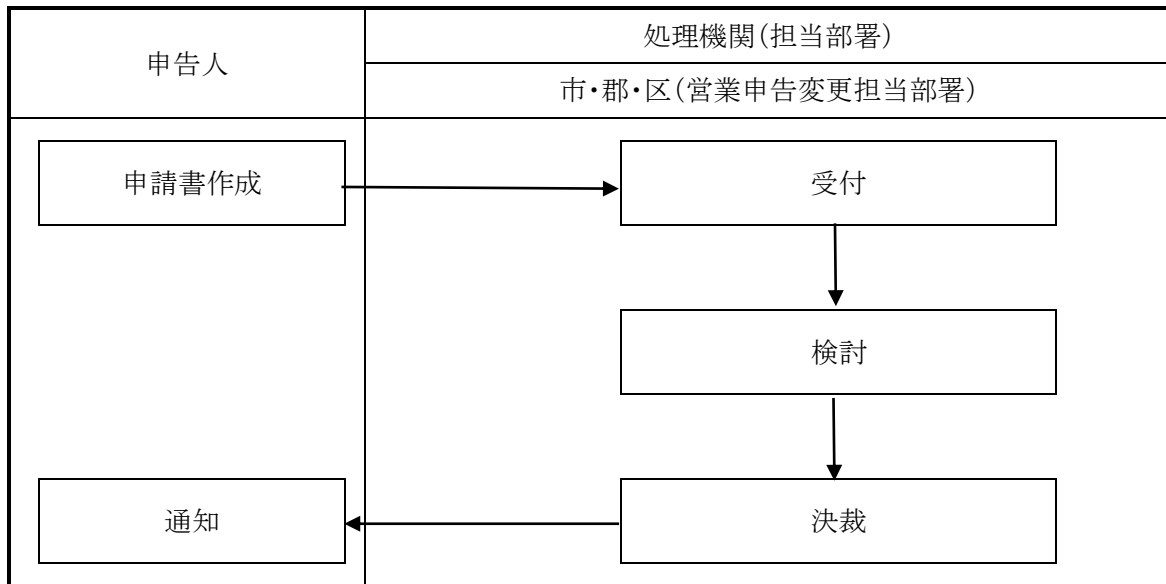
(表面)

健康機能食品販売業申告事項変更申告書				処理期間
				即時
申請人	氏名		生年月日	
	営業所名	(電話番号 :)		
	所在地			
変更事項				
区分	変更前	変更後		
営業者または法人代表者の氏名				
営業所の名称もしくは商号				
営業所の所在地				
保管施設の所在地				
健康機能食品を委託生産する製造業所の名称もしくは商号				
変更事由				
<p>「健康機能食品に関する法律」第6条と同法施行規則第6条第2項に従い、上のとおり申告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申告人</p> <p>(署名または印)</p> <p style="text-align: center;">市長・郡首・区庁長 殿</p>				
<p>※具備書類</p> <p>1. 営業所の所在地変更申告</p> <p>ア. 営業申告証</p> <p>イ. 保管施設賃借契約書(健康機能食品流通専門販売業者中、保管施設を賃借する者のみ該当する)</p> <p>ウ. 健康機能食品専門製造業所と締結した委託生産契約書(健康機能食品流通専門販売業に限ります)</p> <p>2. 営業所の所在地以外の変更申告</p> <p>営業申告証</p>		手数料(収入印紙)	<p>○ 所在地変更 : 26,500ウォン</p> <p>○ 所在地以外の変更事項 : 9,300ウォン (「健康機能食品に関する法律施行規則」第6条第1項第1号にともなう営業者または法人代表者の氏名のみ変更申告する場合には、手数料を免除します)</p>	

210mm×297mm[一般用紙60g/m² (再活用品)]

※申告案内		(裏面)
<p>※留意事項</p> <p>1. 次の申告事項を変更する場合には、その変更事項を申告官庁に申告しなければなりません。</p> <p>ア. 営業者の氏名（法人の場合には、その代表者の氏名をいいます）</p> <p>イ. 営業所の名称もしくは商号</p> <p>ウ. 営業所の所在地</p> <p>エ. 保管施設の所在地（保管施設を賃借する場合にのみ提出します）</p> <p>オ. 健康機能食品を委託生産する製造業所の名称もしくは商号（健康機能食品流通専門販売のみ提出します）</p> <p>2. 「健康機能食品に関する法律」第11条にともなう営業者の地位継承による変更は、申告せずとも差し支えありません。</p> <p>3. 変更申告をしない者に対しては、行政処分と「健康機能食品に関する法律」第47条第1項により300万ウォン以下の過怠料に処せられます。</p>		
手数料 (収入印紙)		○ 所在地変更：26,500ウォン
		○ 所在地以外の変更事項：9,300ウォン（「健康機能食品に関する法律施行規則」第6条第1項第1号にともなう営業者または法人代表者の氏名のみ変更申告する場合には、手数料を免除します）

この申請書は、下記のとおり処理されます。



[別紙4]

■食品衛生法施行規則[別紙第37号書式]

食品営業申告書

※裏面の具備書類と申告案内、留意事項を読み、作成していただくよう願いますとともに、
[]には、該当する場所に✓印を記します。

(表面)

受付番号	受付日	発給日	処理期間 即時
------	-----	-----	---------

申告人	氏名(法人は、法人名称および代表者の氏名)	住民(法人)登録番号
	住所(法人は、主たる事務所の所在地)	電話番号

申告事項	名称(商号)	電話番号
	営業の種類 <input type="checkbox"/> インスタント販売製造・加工業 <input type="checkbox"/> 食品運搬業 <input type="checkbox"/> 食品小分業 <input type="checkbox"/> 食用水販売業 <input type="checkbox"/> 食品自動販売機営業 <input type="checkbox"/> 流通専門販売業	<input type="checkbox"/> 集団給食所食品販売業 <input type="checkbox"/> その他食品販売業 <input type="checkbox"/> 食品冷凍・冷蔵業 <input type="checkbox"/> 容器・包装紙製造業 <input type="checkbox"/> 容器類製造業 <input type="checkbox"/> 休憩飲食店営業
	営業場の面積および所在地 (飲食販売自動車を使用する休憩飲食店営業または製菓店営業を行う場合には、該当飲食販売自動車の面積および自動車登録番号を記し、該当営業所の所在地を記します)	

「食品衛生法」第37条第4項および同法施行規則第42条第1項に従い、上のとおり営業を申告します。

年 月 日

申告人

(署名または印)

特別自治道知事・市長・郡守・区庁長 殿

行政情報共同利用同意書

本人は、この件業務処理と関連して担当公務員が「電子政府法」第36条第1項にともなう行政情報の共同利用を通じて、担当公務員確認事項を確認することに同意します。*同意しない場合には、申請人が直接関連書類を提出しなければなりません。

申告人(代表者)

(署名または印)

申告案内

<特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に申告をしなければならない業種>

1. インスタント販売製造・加工業
2. 食品運搬業
3. 食品小分業
4. 食用水販売業
5. 食品自動販売機営業
6. 流通専門販売業
7. 集団給食所食品販売業
8. その他食品販売業
9. 食品冷凍・冷蔵業
10. 容器・包装類製造業(自身の製品を包装するために容器・包装類を製造する場合は除く)
11. 容器類製造業
12. 休憩飲食店営業
13. 一般飲食店営業
14. 委託給食営業
15. 製菓店営業

留意事項

1. 申告した営業を廃業するときにも、申告をしなければなりません。
2. 申告をしなければならない業種を、申告せずに営業を行う場合には、「食品衛生法」第97条第1項により、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金を賦課することになります。
3. 営業申告をしようとする者は、「食品衛生法施行規則」第40条において定める事項以外に該当営業申告と関連する次の法令に違反するか、もしくは抵触しないかどうかを検討しなければなりません。
 - 「国土の計画および利用に関する法律」、「下水道法」、「農地法」、「学校保健法」、「屋外広告物等管理法」、「河川法」、「漢江水系上水源水質改善および住民支援等に関する法律」、「水質および水生生態系保全に関する法律」、「騒音・振動規制法」、「観光振興法」、「学院の設立・運営および課外教習に関する法律」、「青少年保護法」、「勤労基準法」、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」、「駐車場法」、「地方税法」等、その他の関連法律

210mm×297mm[白上紙80g/m² (再活用品)]

[別紙5]

■畜産物衛生管理法施行規則[別紙第21号書式]

営業休業・再開業・廃業申告書

※下段の具備書類と留意事項を読み、作成していただくよう願いますとともに、[]には、該当する場所に✓印を記します。

受付番号	受付日	処理期間	即時
申告人	氏名（法人名）	生年月日（法人登録番号）	
	住所	電話番号	

営業場	業所名	営業の種類
	所在地	
	許可・申告番号	電話番号

申告内容	申告類型	[]休業	[]再開業	[]廃業			
	廃業（再開業）日	年	月	日			
	休業期間	年	月	日から	年	月	日まで
	事由						

「畜産物衛生管理法」第22条第5項または第24条第2項および同法施行規則第32条または第36条第3項に従い、営業の休業・再開業または廃業を申告します。

年 月 日
 申告人 (署名または印)

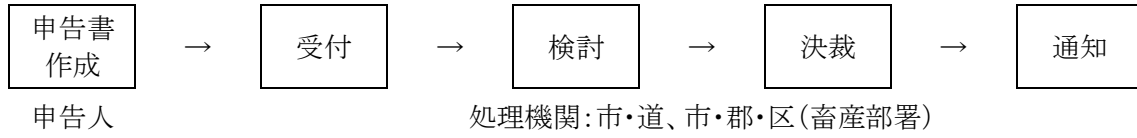
市・道知事・市長・郡守・区庁長 殿

具備書類	なし	手数料	なし
------	----	-----	----

留意事項

1. 屠畜業と集乳業の営業者および営業申告をした者が、休業・再開業または廃業しようとする場合には、休業・再開業または廃業予定日5日前までに、許可官庁に申告しなければなりません。
2. 営業場の営業の種類欄に、屠畜業の場合、屠畜業の次に家畜の種類を記し[例：屠畜業（牛）]、畜産物加工業の場合、畜産物加工業の次に食肉加工業・乳加工業・卵加工業中、該当する営業を記すとともに[例：畜産物加工業（食肉加工業）]、畜産物販売業の場合、畜産物販売業の次に食肉販売業・食肉副産物専門販売業・牛乳類販売業・畜産物流通専門販売業・食用卵収集販売業中、該当する営業を記します[例：畜産物販売業（食肉販売業）]。

処理の手順



210mm×297mm[一般用紙70g/m²(再活用品)]

[別紙6]

■畜産物衛生管理法施行規則[別紙第23号書式]

営業申告書

※裏面の留意事項を読み、作成していただくよう願いますとともに、[]には、該当する場所に✓印を記します。

(表面)

受付番号	受付日	発給日	処理期間	3日
------	-----	-----	------	----

申告人	氏名(法人名)	住民(法人)登録番号
	住所	電話番号

申告事項	営業場名称(商号)	
	営業の種類	[]畜産物運搬業 []食肉インスタント販売加工業
		畜産物販売業(下記から選択)
		[]食肉販売業 []畜産物流通専門販売業
		[]食肉副産物専門販売業 []食用卵収集販売業
	[]牛乳類販売業	
	所在地	
	営業場面積	電話番号
	m ²	

「畜産物衛生管理法」第24条第1項および同法施行規則第35条第1項に従い、上のおり申告します。

年 月 日
(署名または印)

申告人

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長 殿

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 営業場の施設内訳および配置図1部 2. 施設使用計画書写本（施設を賃貸して使用する場合のみ該当します）1部 3. 健康診断書写本（「畜産物衛生管理法施行規則」第44条にともなう健康診断対象者のみ該当します） 4. 加工しようとする食肉加工品の類型および製造方法説明書（食肉インスタント販売加工業の場合にのみ該当します） 5. 「飲用水管理法」による飲用水水質検査機関が発行した水質検査成績書（食肉インスタント販売加工業の申告をする場合であって、水道水でない地下水等を飲用水または畜産物の加工過程等に使用する場合のみ該当します） 	<p>手数料</p> <p>1万ウォン （オンライン申請時9千ウォン）</p>
担当 公務員 確認事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人登記事項証明書（法人である場合のみ該当します） 2. 建築物台帳および土地利用計画確認書 	

行政情報共同利用同意書

本人は、この件業務処理と関連して担当公務員が「電子政府法」第36条第1項にともなう行政情報の共同利用を通じて、上の担当公務員確認事項を確認することに同意します。*同意しない場合には、申請人が直接関連書類を提出しなければなりません。

申告人

（署名または印）

210mm×297mm[一般用紙70g/m²（再活用品）]

[別紙7]

■畜産物衛生管理法施行規則[別紙第24号書式]

(表面)

第 号

申告済証

代表者： (生年月日：)

営業場の名称（商号）：

所在地：

営業の種類：

品目等の種類：

「畜産物衛生管理法」第24条第1項および同法施行規則第35条第5項に従い、営業の申告を受理します。

年 月 日

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡首・区庁長

官印

210mm×297mm[白上紙 (1種) 120g/m²]

[別紙8]

■畜産物衛生管理法施行規則[別紙第26号書式]

申告済証再発給申請書

※下段の留意事項を読み、作成していただくをお願いします。

受付番号	受付日	発給日	処理期間	即時
申請人	氏名（法人名）	生年月日（法人登録番号）		
	住所	電話番号		
営業申告事項	営業場の名称（商号）	申告番号		
	営業の種類	電話番号		
	所在地			
再発給事由				

「畜産物衛生管理法施行規則」第35条第6項に従い、申告済証の再発給を申請します。

申請人 年 月 日
(署名または印)

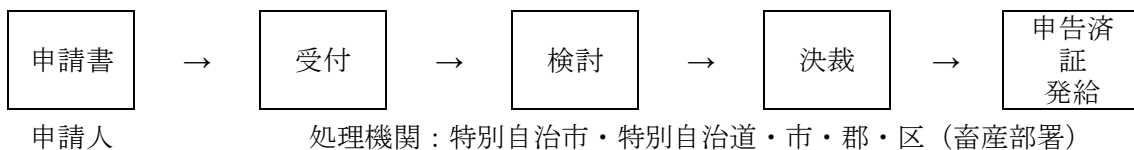
特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長 殿

添付書類	なし	手数料
		6千ウオン (オンライン申請時4千ウオン)

留意事項

営業の種類欄に、畜産物販売業の場合、畜産物販売業の次に食肉販売業・食肉副産物専門販売業・牛乳類販売業・畜産物流通専門販売業・食用卵収集販売業中、該当する営業を記します[例：畜産物販売業（食肉販売業）]。

処理の手順



210mm×297mm[一般用紙70g/m²（再活用品）]

[別紙9]

■畜産物衛生管理法施行規則[別紙第27号書式]

営業申告事項変更申告書

※裏面の具備書類と留意事項を読み、作成していただくよう願います。 (表面)

受付番号	受付日	発給日	処理期間 3日
申告人	氏名 (法人名)	生年月日 (法人登録番号)	
	住所	電話番号	
営業申告事項	営業場名称 (商号)		申告番号
	営業の種類		
変更事項	変更前	変更後	
営業者または代表者 (住民登録番号、 法人登録番号)			
営業場名称 (商号)			
営業場	所在地		
	電話番号		
営業場面積	m ²	m ²	
畜産物運搬用車両数			
品目追加による 施設変更	(施設概要および平面図添付)	(施設概要および平面図添付)	
食肉加工品の類型 および加工方法変更			

変更事由

「畜産物衛生管理法」第24条第2項および同法施行規則第36条第2項に従い、上のおり申告します。

申告人 年 月 日 (署名または印)

特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長 殿

210mm×297mm[一般用紙70g/m² (再活用品)]

附則<第1268号、2016.3.31.>(健康機能食品に関する法律施行規則)

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法令の改正) ① 輸入食品安全管理特別法施行規則の一部を次のとおり改正する。
第35条第2項第6号中"その次の年"を"該当年売上額計算の対象となる年度の翌々年"とする。

附則<第1371号、2017.2.22.>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(精密検査対象に関する適用例) 別表9第2号ウ目3)但書きおよび同目5)の改正規定は、この規則の施行以降に輸入申告される輸入食品等から適用する。

第3条(同一会社の同一輸入食品等に関する適用例) 別表10第4号の改正規定は、この規則の施行以降に船積される輸入食品等から適用する。

第4条(行政処分基準に関する経過措置) この規則の施行前の違反行為に対する行政処分の基準に関しては、別表13の改正規定にかかわらず従来の規定に従う。

附則<第1442号、2018.2.9.>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(現場検査の対象に関する適用例) 別表9第2号ア目およびイ目の改正規定は、この規則の施行以降に営業者が法第20条第1項により輸入申告した輸入食品等から適用する。

第3条(行政処分の基準に関する経過措置) この規則の施行前の違反行為に対して行政処分の基準を適用する際には、別表13の改正規定にかかわらず従来の規定に従う。

附則<第1509号、2018.12.20.>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。ただし、別紙第25号書式は、2018年12月28日から施行する。

第2条(輸入食品等の輸入申告提出書類等に関する適用例) 第27条第1項第10号および別表8第2号ハ目の改正規定は、この規則の施行以降に輸入申告した輸入食品等から適用する。

第3条(輸入検査結果の公開に関する適用例) 第33条第1項第3号および同条第2項第3号の改正規定は、この規則の施行以降に第30条第1項により輸入申告確認証の発給を受けた輸入食品等から適用する。

附則<第1535号、2019.4.25.>(食品等の表示・広告に関する法律施行規則)

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条省略

第3条(他の法令の改正) ①から③まで省略

④ 輸入食品安全管理特別法施行規則の一部を次のとおり改正する。

第27条第3項のうち“「食品衛生法」第10条による食品等の表示、同法第11条による食品の栄養表示、同法第12条の2による遺伝子組み換え食品等の表示、「健康機能食品に関する法律」第17条による健康機能食品の表示または「畜産物衛生管理法」第6条による畜産物の表示”を“「食品等の表示・広告に関する法律」第4条による表示、同法第5条による栄養表示、同法第6条によるナトリウム含有量の比較表示および「食品衛生法」第12条の2による遺伝子組み換え食品等の表示”とする。

第31条第1項第3号のうち“「食品衛生法」第10条による食品等の表示基準または「畜産物衛生管理法」第6条による畜産物の表示基準”を“「食品等の表示・広告に関する法律」第4条による表示の基準”とする。

別表8第2号チ目からテ目までをそれぞれ削除し、同号ト目1)のうち“「畜産物衛生管理法」第6条第1項”を“「食品等の表示・広告に関する法律」第4条”とし、同表第3号オ目を削除する。

別表9第3号オ目のうち“「食品衛生法」第10条による食品等の表示基準、同法第11条による食品の栄養表示、同法第12条の2による遺伝子組み換え食品等の表示基準、「健康機能食品に関する法律」第17条による健康機能食品の表示基準または「畜産物衛生管理法」第6条による畜産物の表示基準への適合の可否および「食品衛生法」第13条、「健康機能食品に関する法律」第18条または「畜産物衛生管理法」第32条による虚偽表示・誇大広告および過大包装の”を“「食品等の表示・広告に関する法律」第4条による表示の基準、同法第5条による栄養表示の基準、同法第6条によるナトリウム含有量の比較表示の基準、「食品衛生法」第12条の2による遺伝子組み換え食品等の表示、「健康機能食品に関する法律」第17条の2による遺伝子組み換え健康機能食品の表示基準への適合の可否および「食品等の表示・広告に関する法律」第8条による不当な表示または広告行為の禁止”とする。

別表13Ⅱ.個別基準第2号イ目11)および12)、同号ウ目4)をそれぞれ削除する。

別表13Ⅱ.個別基準第14号の各目以外の部分の違反事項欄のうち“「食品衛生法」第10条第2項・第11条第2項・第12条の2第2項・第13条第1項、「健康機能食品に関する法律」第18条第1項・第25条・第26条および「畜産物衛生管理法」第6条第2項・第6条第3項・第32条第1項”を“「食品衛生法」第12条の2第2項および「健康機能食品に関する法律」第17条の2第2項”とし、同号ア目からセ目まで、ソ目2)およびタ目をそれぞれ削除する。

別表13Ⅲ.課徴金処分除外対象の第4号を削除する。

別表16第10号を削除する。

附則<第1546号、2019.6.19.>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(輸入申告時に提出する別紙書式に関する経過措置) 附則第1条の但書きによる改正規定の施行当時に第27条第1項による輸入申告手続きが進行中である場合には、別紙第25号書式の改正規定にかかわらず従来の規定に従う。

附則<第1571号、2019.11.18.>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。ただし、別表9第2号ア目・イ目および別紙第25号書式(書類検査または現場検査省略の対象に関する部分のみ該当する)の改正規定は、2020年1月1日から施行する。

第2条(書類検査および現場検査省略に関する適用例) 別表9第2号ア目の但書きおよびイ目の但書きの改正規定は、附則第1条の但書きの施行日以降に輸入申告する品目から適用する。

第3条(行政処分基準に関する経過措置) この規則の施行前に別表8第2号ナ目を違反した行為に対しては、別表13Ⅱ. 個別基準第2号イ目14)の改正規定にかかわらず従来の規定に従う。

附則<第1604号、2020.3.31.>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(特別管理営業者に関する適用例) 第26条第1項第3号ア目の改正規定は、この規則の施行前に従来の規定により特別管理営業者として管理されている営業者に対しても適用する。

第3条(流通管理計画に関する適用例) 第42条第2号の改正規定は、この規則の施行以降に樹立する流通管理計画から適用する。

第4条(おもちゃ等の包装に関する適用例) 別表8第2号エ目の改正規定は、この規則の施行以降に輸出国の船積港で船積する輸入食品等から適用する。

第5条(回収・検査等の省略に関する適用例) 別表9第3号ウ目5)の但書きの改正規定は、この規則施行前に回収計画を報告した輸入申告人に対しても適用する。

第6条(行政処分の基準に関する適用例) 別表13Ⅱ. 個別基準第3号イ目3)の改正規定は、この規則の施行前の違反行為(行政処分を受けた場合は除く)に対しても適用する。

第7条(担当公務員の確認事項に関する経過措置) この規則の施行当時に法第15条第1項の後段により営業の変更登録手続きが進行中である場合には、第17条第1項の後段および別紙第21号書式の改正規定にかかわらず従来の規定に従う。

附則<第1618号、2020.6.3.>

この規則は、2020年6月4日から施行する。

附則<第1633号、2020.7.31.>

第1条(施行日) この規則は、公布した日から施行する。

第2条(同一会社の同一輸入食品等に関する適用例) 別表10第4号ア目の但書きの改正規定は、この規則の施行以降に輸出国の船積港で船積する酒類(「酒税法」第4条による酒類をいう)から適用する。

第3条(行政処分の基準に関する経過措置) この規則の施行前の違反行為に対して行政処分の基準を適用する際には、別表13の改正規定にかかわらず従来の規定に従う。

附則<第1652号、2020.10.20.>

この規則は、公布した日から施行する。

附則<第838号、2021.3.16.>（酒税法施行規則）

第1条（施行日） この規則は、公布した日から施行する。

第2条省略

第3条（他の法令の改正） ① 輸入食品安全管理特別法施行規則の一部を次のとおり改正する。
別表10第4号ア目の但書きのうち“「酒税法」第4条”を“「酒税法」第5条”とする。

② 省略

第4条省略

- [別表1] 優秀輸入業所登録取り消し等に関する基準(第4条第7項関連)
- [別表2] 海外優秀製造業所登録取り消し等に関する基準(第5条第7項関連)
- [別表3] 海外食品衛生評価機関の指定要件(第7条第1項第2号関連)
- [別表4] 海外食品衛生評価機関の指定取り消し等の処分基準(第10条関連)
- [別表5] 輸入衛生評価の細部手続きおよび方法(第10条の2第2項および第11条第3項関連)
- [別表6] 海外作業場の登録取り消し等に関する基準(第14条第1項関連)
- [別表7] 営業の種類別施設基準(第15条第1項関連)
- [別表8] 営業所の遵守事項(第25条関連)
- [別表9] 輸入食品等の検査方法(第30条関連)
- [別表10] 輸入食品等の区分基準(第32条関連)
- [別表11] 輸入食品等の流通履歴追跡管理登録取り消し等の基準(第38条第1項関連)
- [別表12] 輸入食品等の無償回収対象および回収量(第44条第1項関連)
- [別表13] 行政処分の基準(第46条および第47条関連)
- [別表14] 輸出食品等の衛生証明書等の種類と発給手続き(第48条関連)
- [別表15] 手数料(第50条関連)
- [別表16] 過怠料賦課金額(第52条関連)
- [別紙 第1号書式] 海外製造業所(登録申請書、変更登録申請書、登録更新申請書)
- [別紙 第2号書式] 優秀輸入業所登録申請書
- [別紙 第3号書式] 優秀輸入業所登録証
- [別紙 第4号書式] 優秀輸入業所登録台帳
- [別紙 第5号書式] 優秀輸入業所変更登録申請書
- [別紙 第6号書式] 海外優秀製造業所登録申請書
- [別紙 第7号書式] 海外優秀製造業所登録証
- [別紙 第8号書式] 海外優秀製造業所登録台帳
- [別紙 第9号書式] 海外優秀製造業所変更登録申請書
- [別紙 第10号書式] 海外食品衛生評価機関(指定申請書、再指定申請書)
- [別紙 第11号書式] 海外食品衛生評価機関指定管理台帳
- [別紙 第12号書式] 海外食品衛生評価機関指定書
- [別紙 第13号書式] 海外食品衛生評価機関変更指定申請書
- [別紙 第14号書式] 海外食品衛生評価機関(廃業・休業・再開)申請書
- [別紙 第15号書式] 海外食品衛生評価機関指定延長申請書
- [別紙 第16号書式] 海外作業場(登録申請書、変更登録申請書)
- [別紙 第17号書式] 営業登録申請書
- [別紙 第18号書式] 営業登録証

[別紙 第19号書式]	営業登録管理台帳
[別紙 第20号書式]	営業登録証再発給申請書
[別紙 第21号書式]	営業登録事項(変更登録申請書、変更申告書)
[別紙 第22号書式]	営業の廃業申告書
[別紙 第23号書式]	営業登録事項の報告
[別紙 第24号書式]	営業者地位承継申告書
[別紙 第25号書式]	輸入食品等の輸入申告書
[別紙 第26号書式]	インターネット購買代行 輸入食品等の輸入申告書
[別紙 第27号書式]	自社製品の製造用原料の用途変更承認申請書
[別紙 第28号書式]	輸入食品等の輸入申告確認証
[別紙 第29号書式]	インターネット購買代行 輸入食品等の輸入申告確認証
[別紙 第30号書式]	不適合通知書
[別紙 第31号書式]	インターネット購買代行 輸入食品等の不適合通知書
[別紙 第32号書式]	輸入食品等の流通履歴追跡管理登録申請書
[別紙 第33号書式]	輸入食品等の流通履歴追跡管理登録証
[別紙 第34号書式]	輸入食品等の流通履歴追跡管理登録事項 変更申告書
[別紙 第35号書式]	回収(差し押さえ)証
[別紙 第36号書式]	回収検査 処理台帳
[別紙 第37号書式]	輸入食品等衛生検査官証
[別紙 第38号書式]	輸出食品等の衛生証明申請書
[別紙 第39号書式]	HEALTH CERTIFICATE
[別紙 第40号書式]	CERTIFICATE OF FREE SALE
[別紙 第41号書式]	CERTIFICATE OF ANALYSIS
[別紙 第42号書式]	CERTIFICATE OF MANUFACTURE
[別紙 第43号書式]	CERTIFICATE OF THE ESTABLISHMENT APPLYING GOOD MANUFACTURING PRACTICE
[別紙 第44号書式]	CERTIFICATE OF TRACEABILITY
[別紙 第45号書式]	CERTIFICATE OF FUNCTIONAL INGREDIENT FOR FUNCTIONAL HEALTH FOODS
[別紙 第46号書式]	原本スタンプ等

[別表1]

優秀輸入業所登録取り消し等に関する基準（第4条第7項関連）

違反事項	根拠となる法律	処分基準
1. 虚偽またはその他の不正な方法で登録をした場合	本法第7条第6項第1号	登録取消
2. 本法第29条により営業停止2ヶ月以上の行政処分を受けた場合	本法第7条第6項第2号	登録取消
3. 本法第7条第1項により食品医薬品安全処長が定めた基準に適した海外製造業所の衛生管理状態を維持・管理していない場合	本法第7条第6項第3号	是正命令
4. 本法第7条第1項により毎年1回以上衛生管理状態を点検し、その結果を食品医薬品安全処長に報告していないまたは偽って報告した場合	本法第7条第6項第3号	是正命令
5. 本法第7条第3項後段による変更登録をしていない場合	本法第7条第6項第3号	是正命令
6. 第3号から第5号までの違反行為をして是正命令を受け、その内容を改めない場合	本法第7条第6項第3号	登録取消

[別表2]

海外優秀製造業所登録取り消し等に関する基準（第5条第7項関連）

違反事項	根拠となる法律	処分基準
1. 虚偽またはその他の不正な方法で登録した場合	本法第8条第5項第1号	登録取消
2. 本法第8条第1項による登録基準に適した維持・管理していない場合	本法第8条第5項第2号	是正命令
3. 本法第8条第1項による登録基準により毎年1回以上衛生管理状態を点検し、その結果を食品医薬品安全処長に報告していないまたは偽って報告した場合	本法第8条第5項第2号	是正命令
4. 本法第8条第2項後段による変更登録をしていない場合	本法第8条第5項第2号	是正命令
5. 第2号から第4号までの違反行為をして是正命令を受けた日から 60日以内（1回に限り30日の期間延長が可能）にその内容を改めない場合	本法第8条第5項第2号	登録取消

[別表3]

海外食品衛生評価機関の指定要件（第7条第1項第2号関連）

1. 組織

- ア. 法人でなければならない。
- イ. 評価の公正性と信頼性を保障することができるように本法第10条第6項第4号による海外食品衛生評価機関業務に関する規定に適した組織構造、運営体系および独自の業務規定を備えなければならない。
- ウ. 評価機関は公正な業務遂行のために評価業務以外に次の各号の業務を行ってはならない。
 - 1) 食品の輸出、輸入、流通および販売
 - 2) 食品の通関または通関代行
- エ. 評価機関の内部部署別活動に関する権限および責任を明確に規定していなければならない。
- オ. 評価業務に参加する各役職員の資格、訓練および経験に関する次の事項を維持・管理しなければならない。
 - 1) 氏名および住所
 - 2) 組織内での所属および職位
 - 3) 入社および退社日付
 - 4) 学歴および専門資格の現況
 - 5) 評価機関の評価業務に対する実務経歴および教育訓練事項

2. 資源など

- ア. 最低6ヶ月以上、評価機関運営に必要な資金（海外食品等衛生評価業務に携わる者の賃金、事務所運営経費など）を次の事項の中からひとつの方法で証明しなければならない。
 - 1) 法人通帳
 - 2) その他評価機関の運営に必要な財源を確保しているという客観的な根拠資料
- イ. 次の資格をすべて備えた海外食品等衛生評価員を10人以上雇用しなければならない。
 - 1) 「高等教育法」による専門大学卒業所または同等以上の学歴を持つ者で、食品等加工学、食品等工学、医学、薬学または獣医学など食品の検査と関連のある分野の専攻者であること
 - 2) 食品の安全関連認証に関する評価業務を遂行する能力を備えていること
- ウ. 現地実態調査および衛生評価業務の相談、書類保管および評価業務の処理のために必要な事務所と事務関連装備などを十分に備えなければならない。
- エ. 評価書類の紛失、盗難などが発生しないように保安施設・保安装備および保安規定を備えなければならない。

[別表4]

海外食品衛生評価機関の指定取り消し等の処分基準（第10条関連）

I. 一般基準

1. 違反行為が2以上の場合には、そのうち最も重い処分基準を適用するものとし、処分基準がすべて業務停止の場合には6ヶ月の範囲内で重い方の処分基準に残りの処分基準の2分の1を加えて処分する。
2. 評価に関わる違反事項が、評価の結果に重大な影響を及ぼさないかまたは単純な錯誤と判断された場合で、その処分基準が業務停止に該当する場合には停止処分期間の2分の1以下の範囲で、指定取消に該当する場合には業務停止3ヶ月以上の範囲でそれぞれ軽減することができる。
3. 違反行為の回数による処分基準は、最近3年間に同一の違反行為で処分を受けた場合に適用するものとし、適用基準日は違反事項に対する行政処分日とその処分後の再摘発日を基準とする。ただし、違反行為に対する行政処分を行うための手続きが進められている期間中に繰り返して同一事項を違反した時には、その違反回数ごとに行政処分基準の2分の1ずつを加えて処分する。
4. 4回目の違反の場合には指定取消処分を行う。

II. 個別基準

違反事項	根拠となる法律	処分基準		
		1回目 の違反	2回目 の違反	3回目 の違反
1. 虚偽またはその他の不正な方法で指定を受けた場合	本法第10条第6項第1号	指定取消		
2. 故意または重大な過失で虚偽の評価関連書類を作成した場合	本法第10条第6項第2号	指定取消		
3. 業務停止処分を違反した場合	本法第10条第6項第3号	指定取消		
4. 食品医薬品安全処長が定めた海外食品衛生評価機関業務に関する規定に違反した場合	本法第10条第6項第4号	是正命令、6ヶ月以内の業務停止または指定取消のうち、食品医薬品安全処長が定めて告示する処分		
5. 本法第10条第5項による立入り・検査と関連書類などの閲覧および報告などを拒否・妨害したり忌避した場合	本法第10条第6項第5号	業務停止3ヶ月	指定取消	

[別表5]

畜産物輸入衛生評価の細部手順および方法 (第11条第3項関連)

1. 韓国に畜産物を輸出しようとする外国の政府機関（以下"輸出国"という）は、輸出しようとする畜産物の種類、加工条件、海外作業場の種類とその数などに対する情報を添付して食品医薬品安全処長に輸入許容を要請しなければならない。この場合、畜産物の原料、成分規格および加工基準などが類似している畜産物に対しては共に輸入許容を要請することができる。
2. 食品医薬品安全処長は、畜産物の輸入許容の要請を受けた時には次の各目による手続きを実施し、その結果、危険がないと判断された場合に輸入を許容することができる。
 - ア. 輸出国政府に畜産物衛生評価のためのアンケートを送付
 - イ. 輸出国政府が提出した答弁書などの関連資料検討
 - ウ. 輸出国の畜産物衛生管理実態の現地調査
 - エ. 輸入許容の可否決定
 - オ. 輸出国と輸入衛生条件および輸出衛生証明書式について協議
 - カ. 海外作業場の登録
3. 食品医薬品安全処長は、輸出国から輸入許容要請を受けた順序などにより輸入衛生評価の手続きを開始し、その事実を輸出国に通知しなければならない。この場合、次の各目の資料を輸出国に提供することができる。
 - ア. 輸入衛生評価手続きの概要
 - イ. 連絡先、使用言語などに対する情報
4. 食品医薬品安全処長は、輸入衛生評価に必要な次の各目の事項が含まれたアンケートを輸出国に送付し、輸出国にそれに対する答弁資料を提出させなければならない。
 - ア. 輸出国の畜産業および関連産業に関する一般情報
 - イ. 輸出国の畜産物衛生および公衆衛生関連組織および運営に関する情報
 - ウ. 輸出国の畜産物衛生関連法令および運営に関する情報
 - エ. 輸出国の畜産物輸出入関連法令および運営に関する情報
 - オ. 輸出国の生物学的・物理的・化学的有害物質に対する統制システムに関する情報
 - カ. その他、輸入衛生評価に必要と判断される情報
5. 食品医薬品安全処長は、第11条第1項第2号および第3号による輸入衛生評価を実施したり輸入が許容された畜産物の原料、成分規格および加工基準などが類似している畜産物の輸入許容について要請を受けた場合には、第2号による手続きと第4号による評価項目の一部を省略することができる。
6. 食品医薬品安全処長は、輸出国から第4号による答弁資料の提出を受けた場合、これを検討・確認しなければならない。検討結果、追加資料が必要な場合は輸出国に必要な資料を要求することができる。
7. 食品医薬品安全処長は、輸出国において第4号および第6号による答弁資料の提出が遅

延して輸入衛生評価手続きの推進が難しいと判断された場合には当該手続きを暫定中断することができ、その場合、輸出国に通知しなければならない。

8. 食品医薬品安全処長は、輸出国において第7号により暫定中断された輸入衛生評価手続きの再開を要請した場合、当該手続きを再開することができ、その際、第4号および第6号による答弁資料（変更された事項がある場合にのみ該当）を再度要求することができる。
9. 食品医薬品安全処長は、輸出国の答弁資料に対して検討し、輸出国の畜産物衛生実態を確認するために現地調査を実施することができる。ただし、現地調査が必要ではないと判断された場合、その手続きを省略することができる。
10. 食品医薬品安全処長は、輸出国の答弁資料の検討、現地調査の結果およびその他科学的な資料などを調査・確認して輸入衛生評価を実施し、その結果により輸入許容の可否を決定しなければならない。
11. 食品医薬品安全処長は、第10号により輸入許容の可否を定めた事項に対して輸出国に通知しなければならない。
12. 食品医薬品安全処長は、輸入衛生評価の結果により次の各目の事項を考慮し、輸出国と協議して輸出国別または畜産物別に輸入衛生条件を告示することができる。
 - ア. 国内および国際基準（国際食品等規格など）で提示された生物学的、物理的、化学的有害要素に対する基準
 - イ. 生物学的、物理的、化学的有害要素に対して輸出国が提示した管理方法（輸出検査、熱処理方法など）
 - ウ. その他、畜産物の輸入により発生し得る危害事故を軽減させるのに必要な事項
13. 食品医薬品安全処長は、輸入衛生条件を協議する過程の中で必要な資料を輸出国に要請することができる。
14. 食品医薬品安全処長は、輸出国または畜産物別に告示する輸入衛生条件により輸出国政府と輸出衛生証明書書式に関して協議しなければならない。
15. 食品医薬品安全処長は、輸出国から提出された資料の検討、現地調査、輸入許容可否の決定など輸入衛生評価に関連し、関連部処または研究・学術機関などの関連専門家、または利害当事者から諮問を受けたり意見を求めたりすることができる。

[別表6]

海外作業場の登録取り消し等に関する基準（第14条第1項関連）

違反事項	根拠となる法律	処分基準
1. 虚偽またはその他の不正な方法で登録をした場合	本法第13条第1項第1号	登録取消
2. 本法第12条第1項後段による変更登録を虚偽で行った場合	本法第13条第1項第2号	登録取消
3. 本法第12条第2項による現地実態調査を拒否した場合	本法第13条第1項第3号	輸入中断
4. 本法第12条第2項による現地実態調査の結果、不適合と判断された場合で、その程度が重大であると認められる場合	本法第13条第1項第3号	輸入中断
5. 食品医薬品安全処長が定めて告示した禁止薬品などの残留物質基準を違反するなど、輸入衛生条件を深刻に違反した場合で、食品医薬品安全処長が定めて告示した輸入中断措置対象残留物質が検出された場合	本法第13条第1項第4号	輸入中断
6. 海外作業場で生産された畜産物に危害要素があることが明かされるかまたは危害の恐れがあると食品医薬品安全処長が認める場合で、「畜産物衛生管理法」第3条の2による畜産物衛生審議委員会の審議結果、輸入中断措置が必要であると認められる場合	本法第13条第1項第5号 本法第13条第1項第6号	輸入中断
7. 本法第12条第1項後段による変更登録をしていない場合	本法第13条第1項第2号	是正命令
8. 本法第12条第2項による現地実態調査の結果、不適合と判断された場合で、その程度が軽微であると認められる場合	本法第13条第1項第3号	是正命令
9. 第7号および第8号の違反行為をして是正命令を受けた日から60日以内（1回に限り30日の期間延長が可能）にその内容を改めない場合	本法第13条第1項第2号 本法第13条第1項第3号	輸入中断

[別表7]

営業の種類別施設基準（第15条第1項関連）

1. 輸入食品等の輸入・販売業、輸入食品等の申告代行業および輸入食品等のインターネット購買代行業
 - ア. 営業活動のための独立した事務所がなければならない。ただし、営業活動に支障がない場合には他の事務所を共に使用することができる。
 - イ. 輸入食品等を衛生的に保管することができる倉庫を備えなければならない（輸入食品等の輸入・販売業のみ該当）。この場合、保管倉庫は営業登録をした所在地と違う場所に設置したり賃貸借借したりして使用することができる。
 - ウ. イ目の規定にもかかわらず輸入食品等を直接消費者に販売しない場合には、別途の保管倉庫を設置しないことができる。

2. 輸入食品等の保管業
 - ア. 保管施設などが設備された建築物（以下"建物"という）の位置など
 - 1) 建物の位置は、畜産廃水・化学物質、その他汚染物質の発生施設から輸入食品等に影響を与えない距離を置かなければならない。
 - 2) 建物の構造は、保管しようとする輸入食品等の特性により適正な温度が維持でき、換気が良好でなければならない。
 - 3) 建物の資材は、輸入食品等に悪影響を与えず輸入食品等を汚染させないものでなければならない。
 - イ. 保管施設
 - 1) 保管施設は、独立した建物や食品類以外の製品を保管する施設と分離（別途の部屋を分離するにあたって壁や階層などで区分する場合をいう。以下、この表で同様）または区画（仕切り・カーテンなどで区分する場合をいう。以下、この表で同様）しなければならない。ただし、保管施設の特殊性として分離または区画が難しい場合には、区分（線・ひもなどで区分する場合をいう。以下、この表で同様）しなければならない。
 - 2) 保管施設内部の床はコンクリートなどで耐水処理をしなければならず、水が溜まったり湿気が充満したりしないようにしなければならない。ただし、活魚水槽など水を使用する施設は、その限りではない。
 - 3) 保管施設の内部構造物、壁、床、天井、ドア、窓などは耐久性、耐腐食性などを持ち、掃除が容易でなければならない。
 - 4) 保管施設は、外部の汚染物質や潮流、害虫、げっ歯類、雨水などの流入を遮断することができる構造でなければならず、内部にはネズミ・ゴキブリなど害虫侵入防止のための防虫網、ネズミ捕りなどの防虫・防暑施設を備えなければならない。ただし、防虫・防暑は専門の防虫・防暑業所と契約を締結して周期的に管理することができる。

- 5) 保管施設内部から発生する悪臭・有害ガス、ほこり、煤煙、蒸気などを排出させる換気施設を備えなければならない。ただし、冷凍・冷蔵施設など保管施設の特性上、換気施設を備えることができない場合には、その限りではない。
- 6) 保管施設は、廃棄物・廃水処理施設と隔離された場所に設置しなければならない。
- 7) 冷凍保管をする場合には、零下18度以下、冷蔵保管をする場合には摂氏10度以下の温度および湿度維持のための施設を備えなければならない。それぞれの施設は分離または区画されなければならない。中央制御室または外部からでも温度変化を観察することができるよう温度計を見やすい場所に設置しなければならない。
- 8) 相互汚染源となり得る輸入食品等を保管する場合には、お互いに分離して区別できるようにする。
- 9) 保管施設の床にはカーペットを設置してはならない。
- 10) 保管施設に影響を及ぼさない浄化槽を備えた水洗式トイレを設置し、手を洗う施設を設置しなければならない。ただし、上・下水道が設置されていない地域では、水洗式ではないトイレを設置することができ、その場合、便器のふたと換気施設を備えなければならない。

[別表8]

営業所の遵守事項（第25条関連）

1. 共通事項

- ア. 営業登録証は営業所の中に備え置かなければならない。
- イ. 関係公務員等の立入り・検査・回収などを拒否・妨害・忌避する行為をしてはならない。
- ウ. 従業員を雇用した営業所は、衛生教育計画を樹立して営業に携わる従業員に対し毎月衛生教育を実施しなければならず（本法第17条により従業員が営業者の代わりに衛生教育を受けた場合にはその従業員が衛生教育を実施することができる）、その結果を記録して1年間保管しなければならない。

2. 輸入食品等の輸入・販売業者の遵守事項

- ア. 輸入食品等の製品名・販売日・販売場所・販売量・輸入日・船荷証券番号（輸入牛肉の場合、履歴番号とする）・製造国・輸出国・製造会社名・輸出会社名を記録した取引内訳書および内容明細書を輸入日から2年間保管しなければならず、輸入日から流通期限が2年以上残っている食品等の取引内訳書は流通期限終了時まで保管しなければならない。ただし、本法第23条による流通履歴追跡管理登録をした場合には取引内訳書を記録・保管したものとみなす。
- イ. 地方食品医薬品安全庁長が発給した輸入申告確認証と「関税法」第248条により税関長が交付した輸入食品等の申告済証明書をその発給日から2年間保管しなければならない。
- ウ. 輸入食品等の流通履歴追跡管理登録事項が変更された場合変更の事由が発生した日から1ヶ月以内に申告しなければならない。
- エ. 玩具などが共に包装されている輸入食品等を輸入して販売しようとする場合、共に包装されている玩具などは「品質経営および工産品安全管理法」第14条第3項による製品検査の安全基準に適合したものでなければならない。ただし、玩具などが輸入食品等の保管・摂取に使用される場合は除く。
- オ. 流通期限が経過した輸入食品等を販売の目的で小分け・運搬・陳列または保管してはならず、これを販売してはならない。
- カ. 包装・容器が破損した輸入食品等を販売したり、販売する目的で運搬・陳列してはならない。
- キ. 輸入食品等の腐敗・変質・廃棄・流通期限経過などの責任がある場合、交換しなければならない。
- ク. 遺伝子組み換え表示対象に該当する輸入食品等を輸入して販売する場合であって、遺伝子組み換え食品等という表示をしていない場合には、区分流通証明書またはこれと同等な効力があることを生産国の政府が認める証明書、食品医薬品安全処長が認めた

国内外公認検査機関の検査成績書のうち、いずれかひとつをその製品の輸入日から2年間保管しなければならない（輸入申告の際に原本を提出した場合、写しまたは電子ファイルを保管する）。

- ケ. 輸入食品等に対する公衆衛生上の危害情報を入手するか発見した場合には直ちに関係機関にその事実を知らせ、危害防止に必要な措置を実施しなければならない。
- コ. 消費者から異物検出など不満事例の申告を受けた場合には、その内容を2年間記録・保管しなければならない。ただし、消費者が提示した異物と証拠品（写真、当該食品等をいう）は6ヶ月間保管しなければならない。ただし、腐敗したり変質したりする恐れがある異物または証拠品（写真はを除く）は2ヶ月間保管することができる。
- サ. 「食品衛生法」第15条第2項、「畜産物衛生管理法」第33条の2第2項に定めるところにより、危害評価が完了する前まで一時的に禁止された食品等（食品添加物および器具、容器・包装を含む）、畜産物に対してはこれを輸入・販売してはならない。
- シ. 輸入された輸入食品等が安全性・機能性（機能性は健康機能食品等にのみ該当）の問題があるか品質が不良な場合には、当該製品を自ら回収し、その記録を2年間保管しなければならない。
- ス. 自身が流通・販売する輸入食品等を直接運搬する場合には、次の各号を守らなければならない。
 - 1) 運搬車は随時、洗浄・消毒して清潔に管理しなければならない。
 - 2) 冷蔵または冷凍保管しなければならない輸入食品等は保管温度を維持しなければならない。
- セ. 健康機能食品等を輸入する場合「健康機能食品に関する法律」第14条第2項・第15条第2項による認定書類（認定書がある場合に限定）および機能性表示・広告事前審議済証明書を保管しなければならない。
- ソ. 健康機能食品等を輸入して販売する場合、販売謝礼品や景品を提供するなど射倖心を助長して製品を販売する行為をしてはならない。
- タ. 健康機能食品等輸入業所は、健康機能食品等により発生したと疑われる危害事実（異状事例を含む）を知り得た場合には、その事実を食品医薬品安全処長が指定して告示する機関に遅滞なく報告しなければならない。必要な安全対策を講じなければならない。
- チ. 輸入食品等をマスコミ・インターネット・印刷物などで広告する場合には、製品名、製造国（または生産国）および販売業所名を含まなければならない。流通期限を確認して製品を購入するように勧める内容を含まなければならない。
- ツ. 離乳食などを新聞・雑誌・ラジオまたはテレビを通じて広告する場合には、調製粉乳のような名称または類似の名称を使用して消費者が混同する恐れがある広告をしてはならない。
- テ. 調製粉乳類に関して次に該当する広告または販売促進行為をしてはならない。
 - 1) 新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・音楽・映像・印刷物・看板・インターネット、その他の方法で広告する行為。ただし、「畜産物衛生管理法」第6条による表示基準にしたがって表示すべき事項をインターネットに掲示する場合は除く。
 - 2) 調製粉乳類の容器または包装に乳児・女性の写真または絵などを表示
 - 3) "母乳のような"、"母乳のように"またはこれと類似の文章を使用し、

消費者が調製粉乳類の使用が母乳と同等若しくは母乳よりよいと誤報または誤認させる表現の使用

- 4) 調製粉乳類を医療機関・母子保健施設・消費者などに無料または安価で供給する販売促進行為
- 5) 広報、試飲、評価などの募集を通じてユーザーコメントなどを作成させてそれをホームページなどに掲示したり、消費者が自ら作成したユーザーコメントなどを販売会社のホームページなどにリンクしたり直接掲示する行為
- 6) その他、調製粉乳類の販売増加を目的とした広告や販売促進行為として食品医薬品安全処長が認める行為

ト. 畜産物を輸入する営業所が冷蔵製品を冷凍製品に切り替えようとする場合、前もって地方食品医薬品安全庁長に切替目名、重量、保管方法、流通期限（冷蔵製品および冷凍切替製品の流通期限をいう）、冷凍に切り替える施設の所在地、冷凍切替を実施する日付と冷凍切替が完了する日付および輸入食品の輸入申告確認証番号を申告（電子文書で作成された申告書を含む）しなければならない。次の事項を守らなければならない。

- 1) 冷凍切替対象畜産物に「畜産物衛生管理法」第6条第1項による畜産物の表示基準を遵守して表示
- 2) 冷凍切替申告事項を変更する際は当該変更の内訳を遅滞なく申告
- 3) 申告日から10日以内に冷凍切替を実施しなければならない。冷凍切替完了日が冷蔵製品の流通期限を超過しないようにすること

ナ. 畜産物（牛乳類を除く）を輸入して販売する際、次の内容を明記した領収証または取引明細書などを「食品衛生法施行令」第21条による食品等接客業の営業所または「食品衛生法」第88条による集団給食所の設置・運営者に発給しなければならない。これを虚偽にしてはならない。

- 1) 食肉、包装肉: 食肉の種類・原産地および履歴番号
- 2) 食肉加工品（味付け肉類・粉砕加工肉製品・カルビ加工品・食肉抽出加工品のみ該当）: 食肉の種類

ニ. 冷凍食肉または冷凍包装肉を集団給食所に供給する時には、当該集団給食所の栄養士および調理師が解凍を要請した場合、解凍のための別の保管装置を利用するか冷蔵運搬することができる。この場合、当該製品が解凍中であるとの表示、解凍を要請した者、解凍開始時間、解凍した者など、解凍に関する内容を表示しなければならない。

3. 輸入食品等の申告代行業者および輸入食品等のインターネット購買代行業者の遵守事項
 - ア. 輸入食品等の製品名・輸入者・輸入日・搬入場所・数量・重量・船荷証券番号・製造国・輸出国・輸出会社名を記録し、それを輸入日から2年以上保管しなければならない。
 - イ. 本法第21条第1項により輸入食品等を検査する関係公務員等に金品や食事などを提供したり検査機関に輸入食品等の申告業務と関係する検査を依頼したりする時、検査手数料以外の金品や食事などを提供してはならない。
 - ウ. 調製粉乳類に関して次に該当する広告または販売・購買促進行為を行ってはならない。
 - 1) 消費者が調製粉乳類の使用が母乳と同等若しくは母乳よりよいと誤報または誤認させる表現の使用
 - 2) 調製粉乳類を医療機関・母子保健施設・消費者などに無料または安価で供給する販売促進行為
 - 3) 広報、試飲、評価などの募集を通じてユーザーコメントなどを作成させてそれをホームページなどに掲示したり、消費者が自ら作成したユーザーコメントなどを販売会社のホームページなどにリンクしたり直接掲示する行為
 - 4) その他、調製粉乳類の販売増加を目的とした広告や販売促進行為として食品医薬品安全処長が認める行為

- 1) 新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・音楽・映像・印刷物・看板・インターネット、その他の方法で広告する行為。ただし、「畜産物衛生管理法」第6条による表示基準により表示すべき事項をインターネットに掲載する場合は除く。
- 2) 容器または包装に乳児・女性の写真または絵などが表示された調製粉乳類製品の申告代行・購買代行
- 3) "母乳のような"、"母乳のように"またはそれに類似する文章を使用して消費者が調製粉乳類の使用が母乳と同等または母乳よりよいと誤報または誤認させる表現の使用
- 4) 調製粉乳類の購買促進を目的として無料または安価で購買を代行する行為
- 5) 広報、試飲、評価などの募集を通じてユーザーコメントなどを作成させ、それをホームページなどに掲示したり消費者が自ら作成したユーザーコメントなどを営業所のホームページなどにリンクしたり直接掲示する行為
- 6) その他、調製粉乳類の販売・購買増加を目的とした広告や販売促進行為として食品医薬品安全処長が認める行為

4. 輸入食品等の保管業所の遵守事項

- ア. 輸入食品等の製品名・輸入者・輸入日・数量・重量・船荷証券番号・搬入日・搬出日を記録し、それを輸入日から2年以上保管しなければならない。
- イ. 輸入食品等の確認および区別が可能となるように貨物管理情報の表示を輸入食品等に添付しなければならない。保管期間の間、はがれないように管理しなければならない。
- ウ. 輸入食品等は、工産品と他の空間に分離するか、仕切りなどで区切って保管しなければならない。ただし、分離または区画保管が難しい場合、ラップでくるんだりまたは別途包装して他の工産品および粉じんなどと交差汚染の恐れがないように管理しなければならない。人体に有害な物質、危険物などと必ず分離して保管しなければならない。
- エ. 流通期限を経過したまたは不適合判定を受けた輸入食品等は、別の場所に保管するまたは明確に識別できる表示をして一般の物品と区別できるように保管しなければならない。
- オ. 床、壁面および天井と適正な距離を置いて保管しなければならない。
- カ. 保管温度が決められた輸入食品等は保管温度に合わせて保管しなければならない。
- キ. 関係公務員等が立入り・検査・回収する時には、営業所または従業員が立ち会わなければならない。

[別表9]

輸入食品の検査方法（第30条関連）

1. 申告の必要がない輸入食品等

- ア. 韓国にある外国の大使館・公使館・領事館、その他のこれに準ずる機関が輸入する共用の輸入食品等またはその機関に属する公務員およびその家族が輸入する自家消費用の輸入食品等
- イ. 旅行者が携帯している物または国際郵便物・国際特送貨物（輸入食品等インターネット購買代行業の営業登録を行った者に要請して輸入する場合は除く）などで自家消費と認めることができる輸入食品等
- ウ. 無償で搬入される商品の見本または広告のための物品としてその表示が明確な輸入食品等
- エ. 外国の経済水域にて当該国家の船舶との共同漁業により捕獲・採取して韓国の船舶で冷凍または加工された水産物
- オ. 食品の製造・加工・調理・保存・運搬などに使用する機械類とその附属品
- カ. 食品添加物を製造するのに使用される非食用の原料
- キ. 政府または地方自治体が直接使用する輸入食品等
- ク. 「関税法」第239条第1号により船用品・機用品または車用品を運送手段の中でその用途により消費または使用する場合であって、関税庁長が輸入とは見なさない輸入食品等
- ケ. 無償で搬入される先天性代謝異常症患者用の食品等
- コ. 器具または容器・包装を製造するのに使用される原料
- サ. その他、食品医薬品安全処長が衛生上危害発生の恐れがないと認める輸入食品等

2. 検査の種類および対象

ア. 書類検査およびその対象

書類検査とは、申告書類などを検討してその適合の可否を判断する検査のことで、次の輸入食品等を対象とする。

- 1) 「対外貿易法施行令」第26条により外貨獲得用として輸入する輸入食品等。ただし、同条第1項第3号により観光用として輸入する輸入食品等は除く。
- 2) 自社製品製造用の原料（自社の製品を生産するために直接または委託して輸入する輸入食品等または食品等を直接製造・加工せず、他人に依頼して製造・加工された食品等を自社の商標で流通・販売する営業を行う者が、自ら製造・加工を依頼した製品の原料のことをいう。以下、同様）として輸入する次のいずれか一つに該当する輸入食品等
 - ア) 「食品衛生法」第37条第5項による食品等製造・加工業、食品添加物製造業の営業登録を行った者、同条第4項による容器・包装類製造業の営業申告を行った者、「健康機能食品に関する法律」第5条第1項による健康機能食品等製造業の

- 営業許可を受けた者または「畜産物衛生管理法」第22条第1項による畜産物加工業の営業許可を受けた者が輸入する食品等
- イ) 「健康機能食品に関する法律」第5条第1項による健康機能食品等製造業の営業許可を受けた者が輸入する健康機能食品等
- ウ) 「畜産物衛生管理法」第22条第1項による畜産物加工業、食肉包装処理業の営業許可を受けた者または「食品衛生法」第37条第5項による食品等製造・加工業、食品添加物製造業の営業登録を行った者、「健康機能食品に関する法律」第5条第1項による健康機能食品等製造業の営業許可を受けた者が輸入する畜産物
- エ) 食品等・食品添加物・健康機能食品等・畜産物を直接製造・加工せずに他人に依頼して製造・加工された食品等・食品添加物・健康機能食品等・畜産物を自身の商標で流通・販売する営業を行う者が輸入する輸入食品等
- 3) 研究・調査に使用される輸入食品等（「健康機能食品に関する法律」第14条第2項および第15条第2項の規定により健康機能食品等や原料または成分と認められるために輸入する一定量の研究・調査用製品を含む）
- 4) 政府・地方自治体またはその代行機関において輸入する輸入食品等（「食品等・医薬品分野の試験・検査などに関する法律」第6条により食品医薬品安全処長が指定した畜産物試験・検査機関、食品専門の試験・検査機関、同条第4項ただし書きにより総理令で定められた試験・検査機関または同法第8条による国外試験・検査機関で発行した試験・検査成績書を提出する場合にのみ該当）
- 5) 食用香料（組合香料および単一成分の着香料を含む）
- 6) 食品等または食品添加物に接触する材質が石または着色されていないガラス材（加熱調理用のガラス材および鉛が含有されたクリスタルガラス材は除く）、その他、天然の原材料で作られているため危害の恐れがない器具および容器・包装
- 7) ウ目による精密検査（以下この表で "精密検査" という）を受けたもののうち、別表10第4号の同一会社の同一輸入食品の条件を満たすものとして再度輸入する輸入食品等。ただし、農産物・林産物・水産物およびウ目の2）・3）に該当する輸入食品等として精密検査を受けなければならない回数または期間が残っている輸入食品等（ウ目 2）イ）（1）により精密検査する場合の対象として定められていない輸入食品等を除く）は除く。
- 8) 外貨獲得のために博覧会・展示会などに展示（消費者・観覧者などに提供・販売するものを除く）するために輸入する輸入食品等
- 9) 販売を目的とする先天性代謝異常症患者用の食品等
- 10) 精製・加工を経なければならぬ食品等、食品添加物または畜産物の原料
- 11) 再加工して使用する器具または容器・包装
- 12) 外国から返送された輸入食品等のうち、次のいずれか一つに該当する輸入食品等
- ア) 国内において再加工して輸出しようとする輸入食品等
- イ) 国内で流通中の製品と同一の製品で、その返送事由が輸入食品等の変質や衛生上の危害ではない輸入食品等
- 13) 精密検査の結果、不適合判定を受けた履歴がない輸入食品のうち、安全性が確保

されたと食品医薬品安全処長が認める輸入食品等

- 14) 農産物・林産物・水産物（食品の原料として使用される場合にのみ該当。以下、この表で同様）のうち、精密検査を受けて輸入された後「南北交流協力に関する法律」により軍事分界線以北の地域に搬出して単純加工し、同法により統一省長官の承認を受けて軍事分界線以南の地域に搬入しようとする食品
- 15) 購買代行輸入食品等

イ. 現場検査および対象

現場検査とは、製品の性質・状態・味・におい・色・表示・包装状態および精密検査の履歴などを総合してその適合の可否を判断する検査であり、食品医薬品安全処長が別に定めた基準と方法により実施する官能検査を含め、次の輸入食品等を対象とする。

- 1) 農産物・林産物・水産物であって食品の基準および規格が設定されないもの（食品添加物や他の原料を使用せず、原型がわかる程度に、単純に切ったり、皮をむいたり、乾かししたり、塩漬けにしたり、熟成させたり、加熱したり、冷凍したりするなど、加工過程を経ても食品の状態を官能で確認できるように処理したものを含む）
- 2) イ目による書類検査（以下"書類検査"という）の対象のうち、地方食品医薬品安全庁長が現場検査が必要であると認めた輸入食品等
- 3) 「関税法」など他の法律により保税区域内で差し押え・没収して検査要求したもので、その物量が別表12で定めた回収量の10倍以下の輸入食品等（健康機能食品等は除く）
- 4) 精密検査を受けた農産物・林産物・水産物のうち、別表10第4号の同一会社の同一輸入食品等の条件を満たすこと

ウ. 精密検査および対象

精密検査とは、物理的・化学的または微生物学的方法により実施する検査であり、書類検査および現場検査を含め、次の輸入食品等を対象とする。

- 1) 別表10による 1等級輸入食品等
- 2) 別表10による 2等級輸入食品等
 - ア) 別表10第2号ア目に該当する場合には、食品医薬品安全処長が別に検査回数または期間を定めて実施する。
 - イ) 別表10第2号イ目に該当する場合には、次の基準により合算して5回まで実施する。
 - (1) 不適合処分を受けた日から1年以内に再輸入される輸入食品等：任意に精密検査の対象を定めて実施することができる。
 - (2) 不適合処分を受けた日から1年を超過して再輸入される輸入食品等：輸入申告回数を基準として実施する。
- 3) 別表10による3等級輸入食品等：別表10第3号に該当する期間の間実施する。
- 4) 購買代行輸入食品等であって「食品衛生法」第4条から第6条までおよび同法第8条、「健康機能食品に関する法律」第23条および第24条、「畜産物衛生管理法」第15条の2による危害食品等に該当すると疑われる輸入食品等。この場合、購買代行者を要請した者の同意をあらかじめ得なければならない。

エ. 無作為標本検査およびその対象

無作為標本検査とは、食品医薬品安全処長の標本抽出計画により物理的・化学的または微生物学的方法で実施する検査であって書類検査および現場検査を含み、次の輸入食品等を対象とする。ただし、本法第7条による優秀輸入業所で登録した輸入食品等または本法第8条による海外優秀製造業所で登録した輸入食品等は除くことができる。

- 1) 精密検査を受けた輸入食品等や書類検査または現場検査の対象である輸入食品等のうち、輸入食品等の種類別危害度などを考慮して標本抽出計画により検査が必要であると認めた輸入食品等
- 2) 輸入食品等の安全管理に必要な情報を収集するために検査が必要であると認めた輸入食品等

3. 輸入食品等の検査方法

ア. 輸入食品等の検査機関など

- 1) 輸入申告人が「食品・医薬品分野における試験・検査などに関する法律」第6条により食品医薬品安全処長が指定した畜産物試験・検査機関、食品専門の試験・検査機関または同条第4項ただし書きにより総理令で定めるところの試験・検査機関（"当該試験・検査機関"という。以下、同様）に検査を依頼した場合には、当該試験・検査機関が定めた検査手数料や地方自治体の条例などで定めた手数料を当該試験・検査機関に直接納めなければならない。
- 2) 保税区域などで輸入食品等の検査を行う場合には、その権限を表示する証票を提示しなければならない。
- 3) 地方食品医薬品安全庁長は、輸入食品等に対してその検査結果の確認の前に当該輸入食品等が流出する恐れがあると判断した場合には、封印など必要な措置を取ることができる。
- 4) 食品医薬品安全処長が告示した輸入最小量（以下"輸入最小量"という）未満で輸入され精密検査を行った同一会社の同一輸入食品等であっても、その後、輸入申告した輸入食品等が輸入最小量以上の場合には新たに精密検査を実施しなければならない。

イ. 検体の採取および取り扱い方法など

- 1) 検体（輸入食品の基準および規格の検査に必要な試験材料のことをいい、検査試料を含む。以下、同様）の採取および取り扱いは「食品衛生法」第7条による食品の基準および規格、同法第9条による器具および容器・包装の基準および規格、「健康機能食品に関する法律」第14条による健康機能食品の基準および規格または「畜産物衛生管理法」第4条による畜産物の加工基準および成分規格のうち、検体の採取および取り扱い方法による。
- 2) 検体の採取および取り扱いは、地方食品医薬品安全庁が関係公務員等をして輸入申告人・購買代行輸入申告人または輸入物品管理者の立合いの下で実施することを原則とするが、必要な場合「食品衛生法」第33条による消費者食品衛生監視員を参加させることができる。この場合、検査用検体を採取する場合には第44条第2項により回収証を発給しなければならない。
- 3) 検体採取量は別表12の回収量による。ただし、検体の最小包装単位が回収量を超過

しても検体採取による汚染などで検査結果に影響を与える恐れがあると判断された場合には、最小の包装単位のまま採取することができる。

- 4) 輸入食品等が他の輸入製品と混在して当該輸入食品等の確認および輸入量把握などできない、または代表性のある検体を回収することができない場合、または周囲の環境の危険などにより検体を回収し難いと判断される場合には、輸入申告人をして当該輸入食品等を検査することができる保税区域に移送させて検体を採取することができる。

ウ. 検体の精密検査方法およびその結果の通知

- 1) 地方食品医薬品安全庁長は、輸入食品等の基準および規格適合の可否に対して精密検査を実施しなければならない。
- 2) 1) にかかわらず、食品医薬品安全処長が定めた重点検査項目、危害性に対する情報がある項目または基準および規格が新設または強化された項目のみを検査することができる。ただし、基準および規格が新設または強化された項目を検査する場合には、農薬、動物用医薬品などに関する項目に対して食品医薬品安全処長が別途に定めた方法により検査することができる。
- 3) 地方食品医薬品安全庁長から検査依頼を受けた当該試験・検査機関は、検査を実施してその結果を遅滞なく当該地方食品医薬品安全庁長に電子文書で通知しなければならない。
- 4) 地方食品医薬品安全庁長は、検査結果の確認前に必要な条件を付して輸入食品等の輸入申告確認証を発給した場合には検査結果を輸入申告人に知らせなければならない。
- 5) 地方食品医薬品安全庁長は、精密検査または無作為標本検査の結果、不適合処分を受けた輸入食品等（農産物・林産物・水産物、器具または容器・包装、畜産物のうち食肉・原乳・食用卵は除く）と、別表10第4号同一会社の同一輸入食品等の条件および製造日付（製造日付がない場合には流通期限をいう）がすべて同一の輸入食品等が書類検査または現場検査を受けて通関された場合には、輸入申告人の営業所所在地を管轄する営業許可（登録・申告）機関の長に通知して回収・検査などを行わなければならない。
- 6) 地方食品医薬品安全庁長は、精密検査または無作為標本検査の結果、不適合処分を受けた輸入食品等（農産物・林産物・水産物、器具または容器・包装、畜産物のうち食肉・原乳・食用卵は除く）と別表10第4号同一会社の同一輸入食品等の条件および製造日付（製造日付がない場合には流通期限をいう）がすべて同一の輸入食品等が再度輸入された場合には、不適合処理をしなければならない。

エ. 国外試験・検査機関の試験・検査成績書の認定

輸入申告人または購買代行輸入申告人が「食品・医薬品分野における試験・検査などに関する法律」第8条による国外試験・検査機関の試験・検査成績書を提出する場合には、当該輸入食品等に対する精密検査に替えるか、その検査項目を調整して検査することができる。

オ. 表示基準・虚偽表示などの確認

地方食品医薬品安全庁長は、第27条第1項により輸入申告を受けた輸入食品等が「食品

衛生法」第10条による食品等の表示基準、同法第11条による食品等の栄養表示、同法第12条の2による遺伝子組み換え食品等の表示基準、「健康機能食品に関する法律」第17条による健康機能食品等の表示基準または「畜産物衛生管理法」第6条による畜産物の表示基準に適しているかの可否と「食品衛生法」第13条、「健康機能食品に関する法律」第18条または「畜産物衛生管理法」第32条による虚偽表示・誇大広告および過大包装の範囲に該当するかの可否を確認しなければならない。

4. 輸入申告による検査業務の詳細基準など

輸入食品等の申告による検査業務に関わる詳細事項は、食品医薬品安全処長が定めるところによる。

5. 輸入食品等の通関業務関連部署の協助事項

ア. 税関長は、関係公務員等が輸入食品等に対する検査を行うために保税区域に出入りする際に協調しなければならない。

イ. ア目による関係公務員等は、それを証明する輸入食品衛生検査官証を当該保税区域の長に提示しなければならない。

[別表10]

輸入食品等の区分基準（第32条関連）

1. 1等級輸入食品等

- ア. 最初に輸入されるか最初に輸入されて精密検査を受けた後、基準および規格が新設または強化された輸入食品等（畜産物の場合、自社製品製造用の原料を含む）
- イ. 外国から返送された輸入食品等（別表9による検査の種類のうち、書類検査に該当する場合は除く）
- ウ. 別表9による現場検査の結果、地方食品医薬品安全庁長が、精密検査が必要であると認めた輸入食品等

2. 2等級輸入食品等

- ア. 国内外の食品安全情報などにより問題が提起され、食品医薬品安全処長が精密検査が必要であると認めた輸入食品等
- イ. 本法第21条による精密検査、無作為標本検査または本法第25条による回収検査の結果、不適合処分を受けた後に再度輸入された場合であって、第4号のいずれか一つに該当する輸入食品等

3. 3等級輸入食品等

- ア. 第26条第1項第3号に該当する者が輸入する輸入食品等
- イ. 食品医薬品安全処長が定めて告示する有害物質が検出された輸入食品等の海外製造業所（農産物・林産物・水産物の場合は輸出業所、畜産物の場合は海外作業場をいう）で製造または輸出するものであって不適合処分を受けた日から2年以内に輸入する輸入食品等

4. 同一会社の同一輸入食品等

- ア. 食品等（農産物・林産物・水産物は除く）または食品添加物：製造国・海外製造業所・製品名・製造方法および原材料名が同一のもの
- イ. 農産物・林産物・水産物：生産国・品名・輸出業所および包装場所（水産物は除く）が同一のもの
- ウ. 器具または容器・包装：製造国・海外製造業所・材質および地の色が同一のもの
- エ. 健康機能食品等：製造国・海外製造業所・製品名・製造方法・原料および配合の割合が同一のもの
- オ. 畜産物：食肉・原乳・食用卵は、生産国・品目・海外作業場（製造・加工場）が同一のものを、それ以外の畜産物は生産国・海外作業場（製造・加工場）・製品名・加工方法および原材料名が同一のもの

[別表11]

輸入食品等の流通履歴追跡管理登録取り消し等の基準
(第38条第1項関連)

違反事項	根拠となる法律	処分基準
1. 虚偽の書類を提出して輸入食品等の流通履歴追跡管理登録をした場合	本法第23条第2項	登録取消
2. 輸入食品等の流通履歴追跡管理情報を特別な事由なしに履歴追跡管理システムに提供しない場合であつて、	本法第23条第2項	
ア. 2日以上30日未満（土曜日および祝日は算入しない。以下、同様）の輸入食品等流通履歴追跡管理情報のすべてを提供しない場合		是正命令
イ. 30日以上の輸入食品等流通履歴追跡管理情報のすべてを提供しない場合		登録取消
ウ. 5日以上の輸入食品等流通履歴追跡管理情報の一部を提供しない場合		是正命令
3. 輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する基準を守らない場合（第2号に該当する場合は除く）	本法第23条第2項	是正命令
4. 3年間で2回の是正命令を受けてその内容をすべて是正しない場合	本法第23条第2項	登録取消

[別表12]

輸入食品等の無償回収対象および回収量（第44条第1項関連）

1. 回収対象および回収量

ア. 食品等

- 1) 加工食品等: 600 (g・mL) (ただし、カプセル類は200g)
- 2) 油処理食品等: 追加 1 kg
- 3) 自然産物
 - ア) 穀類・豆類およびその他自然産物: 1～3 kg
 - イ) 野菜類: 1～3 kg
 - エ) 果物類: 3～5 kg
 - エ) 水産物: 0.3～4 kg

イ. 食品添加物

- 1) 「食品衛生法」第7条による食品添加物の基準および規格検査に必要な量
 - ア) 固体: 200 g
 - イ) 液体: 500 (g・mL)
 - ウ) 気体: 1 kg
- 2) ヒ素・重金属含有量試験: 50 (g・mL)

ウ. 器具または容器・包装

「食品衛生法」第9条による器具および容器・包装の基準および規格検査に必要な量

エ. 健康機能食品等

- 1) 液状製品: 600 (g・mL)
- 2) 錠剤・カプセル・粉末・顆粒・丸薬品: 200 (g・mL)
- 3) その他の健康機能食品等: 400 (g・mL)
- 4) 原料または成分
 - ア) 自然産物: 1 kg
 - イ) 成分: 500 g

オ. 畜産物

- 1) 食肉・包装肉: 500 g
- 2) 原乳: 500 mL
- 3) 食用卵: 20 個
- 4) 食肉加工品: 500 (g・mL)
- 5) 乳加工品: 500 (g・mL)
- 6) 卵加工品: 200 (g・mL)

2. 回収方法

- ア. 回収量は、検体の個数別の重さまたは用量をすべて合わせたものをいい、検査に必要な試験材料1件あたりの回収量の範囲内で回収しなければならない。ただし、検体採取による汚染などで小分け・採取しにくい場合には、回収量を超過したとしても最小包装単位のまま採取することができる。
- イ. 2個以上を回収する場合には、その容器または包装と製造年月日が同一のものでなければならない。
- ウ. 分析のうち、最終確認などのために追加で検体が必要な場合には、追加で検体を回収することができる。
- エ. 疑いがある物質があると判断され検査項目を追加する場合、または「食品・医薬品分野における試験・検査などに関する法律」第6条により食品医薬品安全処長が指定した畜産物試験・検査機関、食品専門の試験・検査機関または同条第4項但書きにより総理令で定めるところのところの試験・検査機関が2ヶ所以上の場合には、回収量を超過して回収することができる。
- オ. 回収対象畜産物が回収量基準より少ない場合には、検査に必要な最小量を回収することができる。
- カ. 残留農薬検査、放射能検査および異物検査などが追加される場合には、それぞれ1kgを追加して回収することができる。ただし、残留農薬検査のうち、乾燥野菜および浸出茶は0.3kgを追加して回収することができる。
- キ. 食品照射処理検査が追加される場合には、0.2kgを追加して回収することができる。ただし、ソース類および「食品衛生法」第7条により食品医薬品安全処長が定めて告示した基準および規格による食品照射処理検査の対象となる原料が2種以上混合した食品等は0.6kgを追加して回収し、栗・生キノコ・穀類および豆類は1kgを追加して回収することができる。
- ク. 用量検査および微生物検査などをしなければならない場合には、回収量を超過しても「食品衛生法」第7条、「健康機能食品に関する法律」第14条および「畜産物衛生管理法」第4条による基準および規格で定めた用量検査および微生物検査などに必要な量を追加して回収することができる。
- ケ. 微生物検査のための食肉の検査試料は、肉の表面を含めなければならない。
- コ. 細菌検査項目がある場合には、理化学検査を考慮して食品および健康機能食品は6個を回収することができる。
- サ. 細菌検査項目がある場合と滅菌処理されたビン・缶詰およびレトルト畜産物は最低6個とするが、800 (g・mL) 以上を回収することができる

[別表13]

行政処分の基準（第46条および第47条関連）

I. 一般基準

1. 2以上の違反行為が摘発された場合であって違反行為がすべて営業停止の場合には、最も重い停止処分期間に残りのそれぞれの停止処分期間の2分の1を加えて処分する。
2. 同日に製造した同じ品目に対して同じ違反事項（「食品衛生法」第7条第4項、「健康機能食品に関する法律」第24条第1項または「畜産物衛生管理法」第4条第6項違反行為の場合には、輸入食品の基準と規格による同基準および規格の項目に違反したものをいう）が摘発された場合には、同一の違反行為とみなす。
3. 違反行為に対して行政処分を行うための手続きが進められている期間中に、繰り返して同じ事項に違反した場合には、その違反回数ごとに行政処分基準の2分の1ずつ加えて処分する。
4. 違反行為の回数による行政処分の基準は、最近の1年間（本法第20条第1項・第2項・第4項、「食品衛生法」第4条から第6条までおよび第8条、「健康機能食品に関する法律」第23条、「畜産物衛生管理法」第33条第1項違反は3年間とする）に同一の違反行為（「食品衛生法」第7条第4項、「健康機能食品に関する法律」第24条第1項、「畜産物衛生管理法」第4条第6項に対する違反行為の場合には、輸入食品の基準と規格による同基準および規格の項目に違反したものをいう）をした場合に適用する。ただし、輸入食品等に異物が混入されて違反した場合には、同一の品目で同じ種類の材質の異物が発見された場合に適用する。
5. 第4号による処分基準の適用は、同一の違反事項に対する行政処分日とその処分後の再摘発日を基準とする。
6. いかなる違反行為であっても当該違反事項に対して行政処分が行われた場合には、当該処分以前に行われた同一の違反行為に対しても行政処分が行われたものとみなし、再度処分してはならない。
7. 第1号による行政処分があった後に再度行政処分とすることになった場合、その違反行為の回数による行政処分の基準を適用する場合には、以前の行政処分の事由となったそれぞれの違反行為に対し、それぞれ行政処分を行ったものとみなす。
8. 4回目の違反の場合には次の各目の基準により、5回目の違反の場合でア目の場合には営業停止6ヶ月とし、イ目の場合には営業登録取消とする。6回目の違反の場合でア目の場合は営業登録取消とする。
 - ア. 3回目の違反の処分基準が営業停止3ヶ月未満の場合には、営業停止3ヶ月の処分とする。
 - イ. 3回目の違反の処分基準が営業停止3ヶ月の場合には、営業停止6ヶ月とし、営業停止6ヶ月以上となる場合には営業登録取消とする。
 - ウ. 輸入食品等に異物が混入した場合であって、4回目以上の違反に該当する場合に

- は3回目の違反の処分基準を適用する。
9. 次の各目のいずれか一つに該当する場合には、行政処分の基準が営業停止の場合には停止処分期間の2分の1以下の範囲で、営業登録取消の場合には営業停止3ヶ月以上の範囲でそれぞれその処分を軽減することができる。
- ア. 輸入食品等の基準および規格違反事項のうち、酸価、過酸化価または成分配合の割合を違反した事項であって、国民保健上、人体の健康を害する恐れがないと認められる場合
 - イ. 表示基準の違反事項のうち、一部製品に対する製造日付などの表示抜け落ちなど、その違反事由が営業所の故意や過失ではない単純な機械作動上のエラーに起因すると認められる場合
 - ウ. 輸入食品等を輸入しただけで市中に流通させない場合
 - エ. 輸入食品等を輸入する者が輸入食品履歴追跡管理の登録をした場合
 - オ. 違反事項のうち、その違反の程度が軽微か故意性のない些細な不注意によるものである場合
 - カ. 当該違反事項に関して検事から起訴猶予の処分を受けるか裁判所から宣告猶予の判決を受けた場合であって、その違反事項に故意性がないまたは国民保健上人体の健康を害する恐れがないと認められる場合
 - キ. 食中毒を発生させた営業所が、食中毒の再発および拡散を防止するための対策として食中毒を誘発した輸入食品等を自発的に回収した場合
 - ク. 輸入食品等の基準および規格が定まっていない有毒・有害物質などが当該輸入食品等に混入されたかの可否を全く予想することができず故意性がない最初の事例として認められる場合
 - ケ. その他、輸入食品等の需給政策上必要と認められる場合
10. 営業停止1ヶ月とは、30日を基準とする。
11. 行政処分の期間が小数点以下で算出された場合には小数点以下を切り捨てる。

II. 個別基準

違反事項	根拠法令	行政処分基準		
		1回目の違反	2回目の違反	3回目の違反
1. 本法第14条、本法第15条第1項後段または同条第3項・第7項第5号に違反した場合 ア. 成年被後見人または破産宣告を受けて復権していない者が登録した場合 イ. 登録事項の変更登録または変更申告をしていない場合であって、	本法第29条	営業登録取消		

1) 営業所を移転した場合		営業登録		
2) 営業施設のすべてを撤去した場合(施設なしで営業登録をした場合を含む)		取消		
3) 営業施設の一部を撤去した場合		営業登録	取消	
4) 営業所の名称(法人の場合は代表者名)、営業所の名称または商号、保管施設の所在地(輸入食品等の輸入・販売業を行う業者のみ該当)、営業所の面積(輸入食品等の保管業を行う業者のみ該当)を変更した場合		施設改善命令	営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月
ウ. 登録した業種の営業行為ではない他の業種の営業行為をした場合		営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月
エ. その他、ア目からエ目までを除いた登録事項のうちから		営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月	営業停止3ヶ月
1) 施設基準に違反した場合		施設改善命令	営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月
2) その他の事項に違反した場合		是正命令	営業停止5日	営業停止10日
2. 本法第18条第1項に違反した場合	本法第29条			
ア. 共通事項のうち、別表8 第1号ロ目に違反した場合		営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月	営業停止3ヶ月
イ. 輸入食品等の輸入・販売業所の遵守事項のうちから		営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月
1) 別表8 第2号イ目に違反した場合		是正命令	営業停止5日	営業停止10日
2) 別表8 第2号エ目に違反した場合		営業停止15日	営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月
3) 別表8 第2号オ目に違反した場合		是正命令	営業停止5日	営業停止10日
4) 別表8 第2号カ目に違反した場合		是正命令	営業停止5日	営業停止10日
5) 別表8 第2号キ目に違反した場合		是正命令	営業停止5日	営業停止10日

6) 別表8 第2号ケ目に違反した場合	是正命令	営業停止5日	営業停止10日
7) 別表8 第2号サ目に違反した場合	営業停止15日	営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月
8) 別表8 第2号シ目に違反した場合	是正命令	営業停止5日	営業停止10日
9) 別表8 第2号ス目に違反した場合	是正命令	営業停止5日	営業停止10日
10) 別表8 第2号ソ目に違反した場合	営業停止15日	営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月
11) 別表8 第2号ツ目に違反した場合	営業停止15日	営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月
12) 別表8 第2号テ目に違反した場合	営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月
13) 別表8 第2号ト目に違反した場合	営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月
14) 別表8 第2号ナ目に違反した場合	営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月
15) 別表8 第2号ニ目に違反した場合	営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月
ウ. 輸入食品等の申告代行業者および輸入食品等のインターネット購買代行業者の遵守事項のうちから			
1) 別表8 第3号イ目に違反した場合	営業停止3ヶ月	営業停止4ヶ月	営業停止6ヶ月
2) 別表8 第3号ウ目に違反した場合	営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月
エ. 輸入食品等の保管業者の遵守事項のうちから			
1) 別表8 第4号エ目に違反した場合	是正命令	営業停止5日	営業停止10日
2) 別表8 第4号カ目に違反した場合	営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月
3. 本法第20条第2項に違反した場合	本法第29条		
ア. 輸入した輸入食品等を別の用途変更なしに目的外の用途で使用または販売した場合	営業停止15日	営業停止1ヶ月	営業停止3ヶ月

<p>イ. 輸入食品等を輸入申告する際に事実と異なって届け出る、または虚偽の書類を提出しまたは安全性が確保されていない輸入食品等を輸入申告した場合であって、</p>				
<p>1) 食用として使用が禁止された有害化学物質を使用した輸入食品等を輸入申告した場合</p>		営業停止2ヶ月	営業登録取消	
<p>2) 製造業所、所在地、製品名、用途および製造日付(流通期限)を事実と異なって申告した場合</p>		営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月	営業登録取消
<p>3) 製造日付を虚偽で表示したり流通期限を任意に延長して表示した場合</p>		営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月	営業登録取消
<p>4) 第27条第1項第1号から第10号までの規定による書類を虚偽で提出した場合</p>		営業停止1ヶ月	営業停止2ヶ月	営業登録取消
<p>ウ. 本法第21条第1項後段による輸入申告条件に違反した場合</p>		営業停止2ヶ月	営業登録取消	
<p>エ. 検査の結果、不適合処分を受けて輸出国に返送されるか他の国に搬出された輸入食品等を再輸入した場合</p>		営業停止2ヶ月	営業登録取消	
<p>オ. 重量や価格を変更することを目的として輸入食品等に鉛・氷・寒天など異物を混入させるか、冷凍水産物の内容量が不足量許容誤差に違反した場合であって、冷凍水産物に氷の膜をつけ内容量の20%を超えるように生成させ変更した重量として輸入申告した場合</p>		営業停止2ヶ月	営業登録取消	
<p>4. 本法第23条第1項ただし書きによる流通履歴追跡管理登録をしていない場合</p>	本法第29条	是正命令	営業停止7日	営業停止15日
<p>5. 本法第27条による是正命令に違反した場合</p>	本法第29条	営業停止7日	営業停止15日	営業停止1ヶ月

<p>6. 本法第29条第2項に違反し、正当な事由なしに6ヶ月以上継続して休業した場合</p>	<p>本法第29条</p>	<p>営業登録 取消</p>		
<p>7. 本法第29条第3項に違反して営業停止命令を違反して営業を継続する場合</p>	<p>本法第29条</p>	<p>営業登録 取消</p>		
<p>8. 「食品衛生法」第4条、「健康機能食品に関する法律」第23条および「畜産物衛生管理法」第33条第1項に違反した場合</p>	<p>本法第29条</p>			
<p>ア. 腐るまたは傷んで人体の健康を害する恐れがあるもの</p>		<p>営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止3 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業登録取 消と当該製 品の廃棄</p>
<p>イ. 熟していないため人体の健康を害する恐れがあるもの</p>		<p>営業停止 15日と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止3 ヶ月と当該 製品の廃棄</p>
<p>ウ. 有毒・有害物質が混入、付着またはその恐れがあるもの、病気を引き起こす微生物に汚染している、またはその恐れがあって人体の健康を害する恐れがあるもの</p>		<p>営業登録 取消と当 該製品の 廃棄</p>		
<p>エ. 不潔または他の物質が混入、または添加されたものまたはその他の事由により人体の健康を害する恐れがあるもの</p>		<p>営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止2 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業登録取 消と当該製 品の廃棄</p>
<p>オ. 「食品衛生法」第18条による安全性評価の対象である農・畜・水産物などのうち、安全性評価を受けていないまたは安全性評価において食用に適さないと認められたもの</p>		<p>営業停止2 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止3 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業登録取 消と当該製 品の廃棄</p>
<p>カ. 輸入が禁止されたものまたは本法第20条第1項による輸入食品等の輸入申告をせずに輸入した場合（食用以外の用途で輸入したものを食用に使用したものを含む）</p>		<p>営業停止2 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止3 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業登録取 消と当該製 品の廃棄</p>

9. 「食品等衛生法」第5条に違反した場合	本法第29条	営業登録 取消と当 該製品の 廃棄		
10. 「食品等衛生法」第6条に違反した場合	本法第29条	営業登録 取消と当 該製品の 廃棄		
11. 「食品衛生法」第7条第4項、「健康機能食品に関する法律」第24条第1項・第2項および「畜産物衛生管理法」第4条第5項・第6項に違反した場合	本法第29条			
ア. 制限的な基準および規格を定めていない食品等、食品添加物または畜産物を輸入・販売など営業に使用したもの		営業停止 15日と当 該製品の 廃棄	営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄	営業停止3 ヶ月と当 該製品の 廃棄
イ. ヒ素、カドミウム、鉛、水銀、重金属、メタノール、ダイオキシンまたはシアン化物の基準に違反したもの		営業停止 15日と当 該製品の 廃棄	営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄	営業停止2 ヶ月と当 該製品の 廃棄
ウ. バリウム、ホルムアルデヒド、オルソトルエン、スルホンアミド、芳香族炭化水素、ポリオキシエチレン、MCPDまたはセレンニウムの基準に違反したもの		営業停止7 日と当 該製品の 廃棄	営業停止 15日と当 該製品の 廃棄	営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄
エ. 放射能暫定許容基準に違反したもの		営業停止 15日と当 該製品の 廃棄	営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄	営業停止3 ヶ月と当 該製品の 廃棄
オ. 農産物または食肉の農薬残留許容基準に違反したもの		営業停止 15日と当 該製品の 廃棄	営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄	営業停止3 ヶ月と当 該製品の 廃棄
カ. カビの毒素または貝類の毒素基準に違反したもの		営業停止 15日と当 該製品の 廃棄	営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄	営業停止3 ヶ月と当 該製品の 廃棄

<p>キ. 動物用医薬品の残留許容基準に違反したもの</p>	<p>営業停止 15日と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止3 ヶ月と当該 製品の廃棄</p>
<p>ク. 食中毒菌またはエンテロバクター・サカザキ菌の検出基準に違反したもの</p>	<p>営業停止 15日と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止3 ヶ月と当該 製品の廃棄</p>
<p>ケ. 大腸菌、大腸菌群、一般の細菌または細菌発育基準に違反したもの</p>	<p>営業停止5 日と当該 製品の廃 棄</p>	<p>営業停止 10日と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止1 ヶ月と当該 製品の廃棄</p>
<p>コ. スズ、フォスファターゼ、アンモニア性窒素、亜硝酸イオンまたは蛍光増白剤試験で不適合と判定された場合</p>	<p>営業停止5 日と当該 製品の廃 棄</p>	<p>営業停止 10日と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止1 ヶ月と当該 製品の廃棄</p>
<p>サ. 食品添加物の使用および許容基準に違反したものであって</p>			
<p>1) 許容された食品添加物以外の食品添加物</p>	<p>営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止2 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業登録取 消と当該製 品の廃棄</p>
<p>2) 使用または許容量の基準を超過したものであって</p>			
<p>ア) 30パーセント以上を超過したもの</p>	<p>営業停止 15日と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止1 ヶ月と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止2 ヶ月と当該 製品の廃棄</p>
<p>イ) 10パーセント以上30パーセント未満を超過したもの</p>	<p>営業停止7 日と当該 製品の廃 棄</p>	<p>営業停止 15日と当 該製品の 廃棄</p>	<p>営業停止1 ヶ月と当該 製品の廃棄</p>
<p>ウ) 10パーセント未満を超過したもの</p>	<p>是正命令</p>	<p>営業停止 10日</p>	<p>営業停止 20日</p>
<p>シ. 基準と規格が合わない健康機能食品等を販売したり販売する目的で輸入・使用・貯蔵・運搬・保存または陳列した場合</p>			

1) 機能（指標）成分が不適合の場合	営業停止5日と当該製品の廃棄	営業停止10日と当該製品の廃棄	営業停止20日と当該製品の廃棄
ア) 機能（指標）成分の含量が基準値に対して10パーセント以下不足または超過した場合	営業停止10日と当該製品の廃棄	営業停止20日と当該製品の廃棄	営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄
イ) 機能（指標）成分の含量が基準値に対して10パーセント以上不足または超過した場合	営業停止3日と当該製品の廃棄	営業停止5日と当該製品の廃棄	営業停止10日と当該製品の廃棄
2) 1) による機能（指標）成分以外の基準と規格が合わない場合	営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄	営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄	営業登録取消と当該製品の廃棄
3) 医薬品の用途にのみ使用される原料を使用した場合	営業停止15日と当該製品の廃棄	営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄	営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄
4) 配合・混合の割合および含量が医薬品と同等かまたは類似した健康機能食品を輸入・販売または陳列した場合 ス. 異物が混入しているもの	営業停止3日と当該製品の廃棄	営業停止5日と当該製品の廃棄	営業停止10日と当該製品の廃棄
1) 寄生虫およびその卵、金属またはガラスの混入	営業停止5日と当該製品の廃棄	営業停止10日と当該製品の廃棄	営業停止20日と当該製品の廃棄
2) 刃または動物（ネズミなどのげっ歯類およびゴキブリ）の死体の混入	是正命令	営業停止3日	営業停止5日
3) 1) および2) 以外の異物の混入	営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄	営業登録取消と当該製品の廃棄	
セ. 輸入食品等の照射処理基準に違反した場合であって			
1) 許容されたもの以外の線源および線種を使用した場合			

<p>2) 許容対象食品別の吸収線量を超過して照射処理した場合と、照射した食品に再度照射処理をした場合</p> <p>3) 許容対象外の輸入食品等を照射処理した場合</p>	<p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p> <p>営業停止15日と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄</p> <p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業登録取消と当該製品の廃棄</p> <p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄</p>
<p>ソ. 輸入食品等の基準および規格のうち、原料の具備条件や製造・加工基準に違反した場合であって、（第8号から第10号までに該当する場合を除く）</p> <p>1) 輸入食品等の製造・加工などの原料として使用してはならない動植物を原料として使用したもの</p> <p>2) 食用に適していない非可食部分を原料として使用したもの</p>	<p>営業停止15日と当該製品の廃棄</p> <p>営業停止15日と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p> <p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄</p> <p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄</p>
<p>3) その他の事項を違反したもの</p> <p>タ. 保存および流通基準に違反したもの（第2号二目の2）に該当する場合は除く）</p>	<p>是正命令</p> <p>営業停止7日</p>	<p>営業停止5日</p> <p>営業停止15日</p>	<p>営業停止10日</p> <p>営業停止1ヶ月</p>
<p>チ. 酸価、過酸化価の基準に違反したもの</p> <p>ツ. その他、ア目からチ目まで以外の事項に違反したもの</p>	<p>営業停止5日と当該製品の廃棄</p> <p>是正命令</p>	<p>営業停止10日と当該製品の廃棄</p> <p>営業停止5日</p>	<p>営業停止15日と当該製品の廃棄</p> <p>営業停止10日</p>
<p>12. 「食品等衛生法」第8条に違反した場合であって</p> <p>ア. 有毒器具等を輸入または販売した場合</p>	<p>本法第29条</p>	<p>営業登録取消と当該製品の廃棄</p>	

<p>イ. 有毒器具等を使用・保存・運搬または陳列した場合</p>		<p>営業停止7日</p>	<p>営業停止15日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>
<p>13. 「食品衛生法」第9条第4項および「畜産物衛生管理法」第5条第2項に違反した場合</p>	<p>本法第29条</p>			
<p>ア. 食品等の基準および規格に違反したものを輸入・運搬・陳列・保存または販売した場合</p>		<p>営業停止7日</p>	<p>営業停止15日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>
<p>イ. 食品等の基準および規格に違反したものを使用した場合</p>		<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>
<p>ウ. 制限的基準および規格を定めていない器具または容器・包装を使用した場合</p>		<p>営業停止15日と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止3ヶ月と当該製品の廃棄</p>
<p>エ. 「畜産物衛生管理法」第5条第2項に違反した場合であって、定められた規格などに適していない容器などを使用した場合</p>		<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>
<p>14. 「食品衛生法」第10条第2項・第11条第2項・第12条の2第2項・第13条第1項、「健康機能食品に関する法律」第18条第1項・第25条・第26条および「畜産物衛生管理法」第6条第2項・第6条第3項・第32条第1項に違反した場合</p>	<p>本法第29条</p>			
<p>ア. 輸入食品等に表示すべき事項すべてを表示していないまたは表示していない輸入食品等を営業に使用した場合</p>		<p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止3ヶ月と当該製品の廃棄</p>
<p>イ. 主表示面に表示すべき事項を表示していないまたは基準に適していない場合であって、</p>				
<p>1) 主表示面に表示すべき製品名および内容をすべて表示していない場合</p>		<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>
<p>2) 内容量を表示していない場合</p>		<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>

<p>ウ. 製品名表示基準に違反した場合であって</p>			
<p>1) 特定の成分を製品名に使用する際、主表示面にその含量を表示していない場合</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>
<p>2) 製品名を表示していないまたは表示基準に違反した製品名を使用した場合</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>
<p>エ. 製造年月日、流通期限の表示基準に違反した場合であって、</p>			
<p>1) 製造年月日または流通期限を表示していないまたは表示していない輸入食品等を営業に使用した場合(製造年月日または流通期限表示対象の輸入食品等)にのみ該当)</p>	<p>営業停止5日と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止10日と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止20日と当該製品の廃棄</p>
<p>2) 製造年月日または流通期限を変更するなどの行為をした場合</p>	<p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止3ヶ月と当該製品の廃棄</p>
<p>オ. 原料名および含量の表示基準に違反した場合であって</p>			
<p>1) 使用した原料のすべてを表示していない場合</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>
<p>2) 使用した原料の一部を表示していない場合</p>	<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>
<p>3) 食品医薬品安全処長が定めて告示するアレルギー誘発食品を成分・原料として使用した製品に、その使用した原料名を表示していない場合</p>	<p>営業停止5日と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止10日と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止20日と当該製品の廃棄</p>
<p>4) 食品等の基準および規格により名称と用途を共に表示しなければならない合成甘味料、合成着色料、合成保存料、酸化防止剤に対し、それを表示していない場合</p>	<p>是正命令</p>	<p>営業停止3日</p>	<p>営業停止5日</p>
<p>カ. その他、表示事項の基準に違反した場合であって、</p>			

<p>1) 食品または食品添加物を小分けするにあたって原製品に表示された製造年月日または流通期限を超過して表示するなど原表示事項を変更した場合</p>	<p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止3ヶ月と当該製品の廃棄</p>
<p>2) イオン水・生命水または薬水など使用不可となっている用語を使用した場合</p>	<p>営業停止15日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>	<p>営業停止2ヶ月</p>
<p>キ. 内容量を表示するにあたって不足量の許容誤差に違反した場合であって、</p>			
<p>1) 20パーセント以上不足している場合</p>	<p>営業停止20日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>	<p>営業停止2ヶ月</p>
<p>2) 10パーセント以上20パーセント未満不足している場合</p>	<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>
<p>3) 10パーセント未満不足している場合</p>	<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>
<p>ク. 照射処理輸入食品等の表示基準に違反した事項であって</p>			
<p>1) 照射処理された輸入食品等であることを表示していない場合</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>
<p>2) 照射処理輸入食品等を表示するにあたって基準に違反して表示した場合</p>	<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>
<p>ケ. 使用禁止した食品添加物などに"無"などの強調表示をすることで消費者を誤認・混同させた場合</p>	<p>営業停止15日と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄</p>	<p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄</p>
<p>コ. 虚偽表示または誇大広告に関連する事項であって</p>			
<p>1) 疾病の予防または治療に効果があるという内容の表示・広告</p>	<p>営業停止15日と当該製品の廃棄(表示された製品のみ該当)</p>	<p>営業停止1ヶ月と当該製品の廃棄(表示された製品のみ該当)</p>	<p>営業停止2ヶ月と当該製品の廃棄(表示された製品のみ該当)</p>

<p>2) 医薬品と混同する恐れがある内容の表示・広告（疾病の予防または治療に効能があるという内容の表示・広告は除く）</p>	<p>営業停止 15日</p>	<p>営業停止1 ヶ月</p>	<p>営業停止2 ヶ月</p>
<p>3) 体験談および体験事例などこれと類似した内容を表現する広告</p>	<p>営業停止 10日</p>	<p>営業停止 20日</p>	<p>営業停止1 ヶ月</p>
<p>4) 試料・水に添加した成分や輸入食品等の製造時に混合した原料または成分が持つ効能・効果が当該輸入食品等にはないにもかかわらず効能・効果があるかのように混同する恐れがある表示・広告</p>	<p>営業停止7 日</p>	<p>営業停止 15日</p>	<p>営業停止1 ヶ月</p>
<p>5) 射倖心を助長する内容の広告をした場合</p>	<p>是正命令</p>	<p>営業停止5 日</p>	<p>営業停止 10日</p>
<p>6) 中央行政機関・特別地方行政機関およびその附属機関または地方自治体ではない者から "認証"、"保証"または "推薦"を受けたという内容を使用したりそれと類似の内容を表現した広告</p>	<p>是正命令</p>	<p>営業停止5 日</p>	<p>営業停止 10日</p>
<p>7) 健康機能食品ではないにもかかわらず消費者が健康機能食品として誤認・混同する可能性のある特定成分の機能および作用に関する表示・広告</p>	<p>営業停止7 日</p>	<p>営業停止 15日</p>	<p>営業停止1 ヶ月</p>
<p>8) 健康機能食品と類似した表示または広告されたものを販売したり販売の目的で保存または陳列した場合</p>	<p>営業停止 15日</p>	<p>営業停止1 ヶ月</p>	<p>営業停止2 ヶ月</p>
<p>9) 表示・広告審議の対象のうち審議を受けていない場合</p>	<p>営業停止5 日</p>	<p>営業停止 10日</p>	<p>営業停止 20日</p>

<p>10) その他、1) から9) までに該当しない場合であって、事実と異なるか誇張された表示・広告または消費者を欺瞞したり誤認・混同させる恐れのある表示・広告</p>		<p>営業停止7日</p>	<p>営業停止15日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>
<p>サ. 食品に直接使用する化学的合成品の場合、当該原料の名称などを使用して化学的合成品ではないと混同させる恐れがある広告をした場合</p>		<p>是正命令</p>	<p>営業停止20日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>
<p>シ. 製品の包装材質・包装方法に関する基準などに関する規則に違反して包装した場合（ワ目に該当する場合は除く）</p>		<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>
<p>ス. 包装した2個以上の製品を再度1個に再包装したもので、その内容物が再包装用量の2分の1に満たない場合</p>		<p>是正命令</p>	<p>営業停止20日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>
<p>セ. 遺伝子組み換え食品の表示違反</p>				
<p>1) 遺伝子組み換え食品等に遺伝子組み換え食品であることを表示していない場合</p>		<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>
<p>2) 遺伝子組み換え食品等を遺伝子組み換え食品ではないと表示・広告した場合</p>		<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>	<p>営業停止1ヶ月</p>
<p>ソ. ア目からセ目までを除いた表示基準および虚偽表示などの違反事項が</p>				
<p>1) 3個事項以上の場合</p>		<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>	<p>営業停止20日</p>
<p>2) 3個事項未満の場合</p>		<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>
<p>15. その他、第1号から第14号までを除いて本法を違反した場合（本法第46条による過怠料賦課対象に該当する違反事項を除く）</p>	<p>本法第29条</p>	<p>是正命令</p>	<p>営業停止5日</p>	<p>営業停止10日</p>

Ⅲ. 課徴金処分除外の対象

1. 第2号イ目の10) またはウ目の1) に該当する場合
2. 第8号ア目またはカ目に該当する場合
3. 第11号イ目からク目まで、コ目、サ目の1)・2) ア)、シ目の3)・4) またはソ目1)・2) に該当する場合
4. 第14号ア目、エ目の2) またはコ目の1) に該当する場合
5. 1回目の違反行為が営業停止1ヶ月以上に該当する場合で、2回目の違反事項に該当する場合
6. 3回目の違反事項に該当する場合
7. 課徴金を滞納中の場合
8. 第1号から第7号までの規定にもかかわらず、I. 一般基準の第9号による軽減対象に該当する場合には課徴金処分とすることができる。

[別表14]

輸出食品等の衛生証明書等の種類と発給手続き（第48条関連）

1. 輸出食品等の衛生証明の種類

- ア. 衛生証明書: 「食品衛生法」、「健康機能食品に関する法律」および「畜産物衛生管理法」（以下この表で"法"という）に適合して製造・生産・加工・管理されている製品であることを証明する書類
- イ. 自由販売証明書: 本法に適合して製造・生産・加工・管理・流通している製品であって国内で自由に販売されている製品または輸出用として製造・生産・加工・管理されている製品であることを証明する書類
- ウ. 分析証明書: 本法による基準および規格に適合した製品であることを証明する書類
- ニ. 製造証明書: 製造方法および原材料名が本法にしたがって品目製造報告した内容どおり製造された製品であることを証明する書類
- エ. 優秀健康機能食品製造基準適用業所指定書: 「健康機能食品に関する法律」による優秀健康機能食品の製造基準に適合した業所であることを証明する書類
- オ. 健康機能食品履歴追跡管理登録証明書: 「健康機能食品に関する法律」による健康機能食品履歴追跡管理登録製品であることを証明する書類
- カ. 健康機能食品機能性原料認定証明書: 「健康機能食品に関する法律」により認められた健康機能食品機能性原料であることを証明する書類
- キ. その他、輸出対象国の要求により食品医薬品安全処長が認めて証明する書類

2. 輸出食品等の衛生証明発給機関

- ア. 輸出食品等衛生証明書などは地方食品医薬品安全庁長が発給する。ただし、健康機能食品機能性原料認定証明書は食品医薬品安全処長が発給する。
- イ. ア目にかかわらず「農水産物品質管理法」により検査を受けなければならない輸出農産物、輸出水産物および輸出水産加工品に対する検査証明書の発給はその法令による。

3. 輸出食品等の衛生証明発給申請

- ア. 輸出食品等の衛生証明に対する証明書などの発給を受けようとする者（以下"申請者"という）は、別紙第38号書式の輸出食品等の衛生証明申請書（電子文書で作成された申請書を含む）に次の各号の書類（電子文書を含む）を添付して地方食品医薬品安全庁長に提出しなければならない。ただし、健康機能食品機能性原料認定証明書の申請書は食品医薬品安全処長に提出する。
 - 1) 営業許可・申告または登録証
 - 2) 品目製造報告書（器具、容器・包装の場合は検査成績書を提出）
 - 3) 輸出申告済証明書
 - 4) 輸出食品等検査成績書（分析証明書の発給を受けた場合に限る）

- イ. 検査成績書は、試験・検査機関において当該輸出食品等の本法による基準および規格に対する項目を検査した英文検査成績書の原本でなければならず、検査目的（輸出用）、検査機関名、製品名（検体名）、依頼人、製造業所名、所在地、製造番号、製造日付（流通期限）、検査項目および検査結果などが含まれていなければならない。
- ウ. 食品医薬品安全処長および地方食品医薬品安全庁長は、必要な場合、申請者に追加資料などを要求することができる。

4. 輸出食品等の衛生証明 発給

- ア. 第3号による輸出食品等の衛生証明発給を申請した内容が本法に適合している場合、次の各号の書式により当該証明書を発給しなければならない。
 - 1) 別紙第39号書式の衛生証明書
 - 2) 別紙第40号書式の自由販売証明書
 - 3) 別紙第41号書式の分析証明書
 - 4) 別紙第42号書式の製造証明書
 - 5) 別紙第43号書式の優秀健康機能食品製造基準適用業所指定書
 - 6) 別紙第44号書式の健康機能食品履歴追跡管理登録証明書
 - 7) 別紙第45号書式の健康機能食品機能性原料認定証明書
 - 8) 第1号チ目の証明書は輸出対象国と協議された書式
- イ. 食品医薬品安全処長および地方食品医薬品安全庁長は、追加証明を要求する事項に対して当該衛生証明内容との関連性を確認し、その内容を備考欄（Remark）に追加して発給することができる。
- ウ. 各証明書には、食品医薬品安全処長または地方食品医薬品安全庁長の押印と外交通商部に登録された発行者英文印章を捺印しなければならない。ただし、電子文書で発給する場合には、押印を省略する。
- エ. 当該証明書は1部を発給する。ただし、提出先が明確な場合には追加で発給することができる。
- オ. 申請者が証明書に対して追加発給を要請した場合、証明書右上端に別紙第46号書式の原本スタンプ（ORIGINAL）と副本スタンプ（DUPLICATED）をそれぞれ赤色で捺印して発給することができる。
- カ. 輸出する畜産物衛生証明書は、輸出対象国と協議された条件がある場合、その条件により証明書を発給することができ、衛生証明書と衛生証明対象畜産物の密封容器などに別紙第46号書式による輸出検査済証印（Official stamp）で標識することができる。

[別表15]

手数料（第50条関連）

1. 登録・変更登録等の申請

ア. 優秀輸入業所登録（変更登録）申請: 28,000ウォン

イ. 海外優秀製造業所登録（変更登録）申請: 28,000ウォン（現地実態調査費用を除く）

※ 現地実態調査を行う場合は「公務員旅費規定」により算定した国外旅費などの出張費を追加する。

2. 海外食品衛生評価機関指定などの申請

ア. 指定申請: 380,000ウォン

イ. 変更申請: 190,000ウォン

※ 国外に所在する機関に対する現場確認を行う場合は「公務員旅費規定」により算定した国外旅費などの出張費を追加する。

3. 営業の登録・変更登録等申請

ア. 登録申請: 28,000ウォン

イ. 変更登録申請

1) 営業所所在地の変更: 26,500ウォン

2) 登録事項の変更: 9,300ウォン（営業所の名称変更は手数料を免除）

ウ. 再発給申請: 5,300ウォン

エ. 営業所地位承継申告: 9,300ウォン

4. 輸入食品等の検査

ア. 検査手数料: 「食品等・医薬品分野における試験・検査手数料に関する規定」で定める試験・検査手数料による。

イ. 検査手数料の免除

1) 別表9 第2号ウ目の4) に該当する輸入食品等

2) 別表9 第2号エ目に該当する輸入食品等（地方食品医薬品安全庁長が検査する場合に限る）

3) 別表9 第3号ア目の4) に該当する輸入食品等

4) 別表10 第1号ウ目に該当する輸入食品等

5) 別表10 第2号ア目に該当する輸入食品等

[別表16]

過怠料賦課金額（第52条関連）

違反行為	根拠となる法律	過怠料金額（単位：万ウォン）		
		1回目の違反	2回目の違反	3回目以上の違反
本法第18条により営業所が守らなければならない事項のうち、軽微な事項を遵守せずこの規則第51条に該当した場合	本法第46条第2項			
1. 本法第18条第2項に違反した場合		50	100	150
2. 別表8 第1号ア目に違反した場合		30	60	90
3. 別表8 第1号ウ目に違反した場合		30	60	90
4. 別表8 第2号ア目、第3号ア目または第4号イ目に違反した場合		100	200	300
5. 別表8 第2号ウ目に違反した場合		30	60	90
6. 別表8 第2号ク目に違反した場合		50	100	150
7. 別表8 第2号コ目に違反した場合		30	60	90
8. 別表8 第2号セ目に違反した場合		30	60	90
9. 別表8 第2号タ目に違反した場合		50	100	150
10. 別表8 第2号チ目に違反した場合		30	60	90
11. 別表8 第4号イ目に違反した場合		30	60	90
12. 別表8 第4号ウ目に違反した場合		30	60	90
13. 別表8 第4号オ目に違反した場合		30	60	90
14. 別表8 第4号キ目に違反した場合		30	60	90

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第1号書式] 請願24 (www.minwon.go.kr) でも申請することができます。

海外製造業所

- 登録申請書 Application for Registration of Foreign Food Facility
- 変更登録申請書 Application for Updating Registration of Foreign Food Facility
- 登録更新申請書 Application for Renewing Registration of Foreign Food Facility

※ には該当する箇所に チェックを入れます。Check the applicable brackets (インターネットで購入を代行して輸入する場合は除く Business of online purchasing of imported food, etc by proxy is excluded from registration) (表面 Front page)

受付番号 Receipt number	受付日付 Date of receipt 年 year 月 month 日 day	処理期間 Processing time 3日 3 days
登録コード (変更登録または登録更新の場合) Registration code (For update of registered information or renewal of registration)		
申請者 Applicant Information	<input type="checkbox"/> 海外製造業所の設置・運営者 Person who establishes and operates a foreign food facility <input type="checkbox"/> 輸入者 Importer ※ 輸入者の場合 下の事項を作成 If "Importer", provide the below information ■ 業所名 Company name () ■ 営業登録番号 Business registration No. () ■ 所在地 Address () ■ 電子メールアドレス E-mail address () ■ 電話番号 Phone number ()	
登録のタイプ Type of Registration	<input type="checkbox"/> 初登録 Initial registration <input type="checkbox"/> 変更登録 Update of registered information <input type="checkbox"/> 登録更新 Renewal of registration	
業所情報 Facility Information	業所名 Name of facility	代表者 Representative
	所在地 Address	国家 Country
	電話番号 Phone number including area/country code	
	電子メールアドレス E-mail	
	FAX番号 (選択) Fax number including area/country code, Optional	
食品等情報 Food Information	生産品目 Type of food	(「食品等衛生法」第7条および第9条、「健康機能食品に関する法律」第14条および第15条による基準および規格で定められたタイプ Types of food set by standards and specifications pursuant to Articles 7 and 9 of the Food Sanitation Act and Articles 14 and 15 of the Functional Health Foods Act) <input type="checkbox"/> 農産物 Agricultural products <input type="checkbox"/> 加工食品 Processed foods <input type="checkbox"/> 器具・容器・包装 Apparatus, or containers and packages <input type="checkbox"/> 水産物 Fishery products <input type="checkbox"/> 食品添加物 Food additives <input type="checkbox"/> 健康機能食品 Functional health foods

210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

営業情報 Business Informati on	営業の種類 Type of business	<input type="checkbox"/> 食品等または食品添加物の製造・加工 Manufacturing/processing food or food additives <input type="checkbox"/> 器具、容器・包装の製造・加工 Manufacturing/processing apparatus, or containers and packages <input type="checkbox"/> 農産物の包装 Packaging agricultural products <input type="checkbox"/> 健康機能食品の製造・加工 Manufacturing/processing functional health foods <input type="checkbox"/> 水産物の製造・加工（船舶および養殖を含む） Manufacturing/processing fishery products (including vessels and aquaculture)
	食品の安全に関する管理システム適用の可否 Whether a food safety management system applies to the type of food above, If applicable	<input type="checkbox"/> 適用しない No <input type="checkbox"/> 適用 Yes ※ 適用の場合はそのシステムを選択 If "Yes", check as applicable or specify the system <input type="checkbox"/> HACCP <input type="checkbox"/> ISO 22000 <input type="checkbox"/> その他Other () ※ 認証機関の認証の可否 Whether to be certified by a certification body <input type="checkbox"/> なし No <input type="checkbox"/> あり Yes ※ 認証機関の認証を得た場合はその情報を提供 If "Yes", provide the following information <input type="checkbox"/> 認証名 Title of certification () <input type="checkbox"/> 認証機関 Certification body () <input type="checkbox"/> 認証日 Certification date () <input type="checkbox"/> 満了日 Expiration date ()

食品医薬品安全処長が必要であると判断した場合には作業場を訪問して点検することができるということに対する同意 The person who establishes and operates the foreign food facility concerned agrees that if the Minister of Food and Drug Safety deems it necessary, he/she may visit and inspect the foreign food facility.

上記情報が事実と相違ないことを確認 The applicant certifies that the above information is true and accurate.

※ 輸入者の場合、下の事項を追加して確認 If "Importer", check the below additionally.

海外製造業所の設置・運営者が上の登録（変更登録または登録更新）申請を確認してこれに同意 The person who establishes and operates the foreign food facility concerned has checked and agreed on the above registration (update of registered information, or renewal of registration)

「輸入食品安全管理特別法」第5号第1項、第2項または第6項および同法施行規則第2号第1項、第3項および第4項により上記の通り登録（変更登録または登録更新）を申請します。In accordance with Article 5 (1), 5 (2), or 5 (6) of the Special Act on Imported Food Safety Control and Article 2 (1), 2 (3) and 2 (4) of the Enforcement Rules of the same Act, I hereby apply for registration (update of registered information or renewal of registration) of registration.

年 year 月 month 日 day

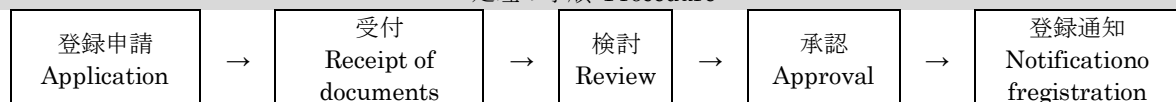
申請者 Applicant

(署名または印)
signature or seal

食品医薬品安全処長 殿

To the Minister of Food and Drug Safety, Republic of Korea

処理の手順 Procedure



申請者
Applicant

食品医薬品安全処
Ministry of Food and Drug Safety

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第2号書式]

優秀輸入業所登録申請書

受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 60日
申請者	業所名	営業登録番号	
	所在地	(電話番号: FAX番号:)	
	代表者		
申請内訳	食品のタイプ		
	食品名 (申請製品が多い場合は別紙記載も可)		
	海外製造業所	製造国家	
		業所名	
所在地 (電話番号: FAX番号:)			

「輸入食品安全管理特別法」第7条および同法施行規則第4号第1項により上記の通り優秀輸入業所として登録を申請します。

年 月 日
申請者 (署名または印)

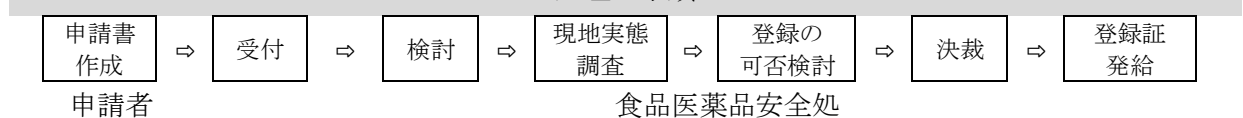
食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 輸入食品に関する次の各目の事項を含む書類 ア. 食品または食品添加物の場合: 製品名、原料名および製造・加工の方法 イ. 器具または容器・包装の場合: 材質・用途・地の色などに関する事項 ウ. 健康機能食品の場合: 健康機能食品の種類・名称、製造・加工の方法、原料名およびその配合の割合 食品医薬品安全処長が定めた基準により海外製造業所に対する衛生管理状態点検結果の報告書 海外製造業所が輸出国の食品等関連法令により許可・登録・申告などが済んだことを証明する書類 	手数料 28,000ウ オン
------	---	----------------------

留意事項

営業所の名称 (法人の場合にはその代表者の氏名をいう)、優秀輸入業所または海外製造業所の名称および所在地、登録された輸入食品等の製品名、原料 (健康機能食品の場合には、その配合の割合を含む) または製造・加工の工程を変更しようとする場合には別紙第5号書式の優秀輸入業所変更申請書に優秀輸入業所登録証を添付して食品医薬品安全処長に提出しなければなりません。

処理の手順



210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第5号書式]

優秀輸入業所 変更登録申請書

受付番号		受付日付		発給日付		処理期間 7日	
申請者	業所名			営業登録番号			
	優秀輸入業所登録番号						
変更の内訳	区分			変更前		変更後	
	氏名 (法人の場合は代表者の氏名)						
	優秀輸入業所の名称						
	優秀輸入業所の所在地						
	海外製造業所の名称						
	海外製造業所の所在地						
	登録食品の名称						
	登録食品の原料 (健康機能食品の場合は配合の割合を含む)						
	登録食品の製造・加工工程						
変更の事由							
紛失の事由							

「輸入食品安全管理特別法」第7条および同法施行規則 第4条第5項により上記の通り登録事項の変更を申請します。

年 月 日
申請者 (署名または印)

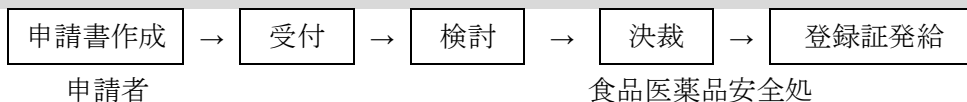
食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	優秀輸入業所登録証	手数料 28,000ウォン
------	-----------	------------------

留意事項

登録証を失くした場合には紛失の事由を記載し登録証を添付しないことができます。

処理の手順



210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

- 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第6号書式]

海外優秀製造業所登録申請書

Application for Registration of Good Foreign Food Facility

※ []には該当する箇所に √ チェックを入れます。

(表面 Front page)

Check the applicable brackets,

受付番号 Receipt number	受付日付 Date of receipt	発給日付 Date of issuance	処理期間 Processing time 60日 60 days
	業所名 Name of facility	国家 Country	
申請者 Applicant	所在地 Address (電話番号 Phone No. : FAX番号 Fax No. : 電子メール E-mail:)		
	代表者 Representative		
申請内訳 Application Details	食品区分 Classification of food	<input type="checkbox"/> 食品等 Food <input type="checkbox"/> 食品添加物 Food additives <input type="checkbox"/> 器具または容器・包装 Apparatus, or containers and packages <input type="checkbox"/> 健康機能食品 Functional health foods <input type="checkbox"/> 健康機能食品の機能性原料または成分 Functional ingredients or components of functional health foods	
	食品名 (食品のタイプ) Name of food (Type of food)	※ 健康機能食品 (機能性原料または成分を含む) の場合には、品目類または認定番号を記載 In case of functional health foods (including functional ingredients or components), provide the type of item or certification number	

「輸入食品安全管理特別法」第8条および同法施行規則第5号第1項により上記の通り海外優秀製造業所として登録を申請します。

In accordance with Article 8 of the Special Act on Imported Food Safety Control and Article 5 (1) of the Enforcement Rules of the same Act, I hereby apply for registration of Good Foreign Food Facility.

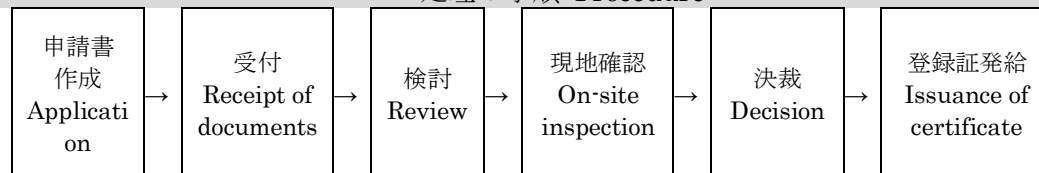
申請者 Applicant 年 year 月 month 日 day
(署名または印) Signature or seal

食品医薬品安全処長 殿
To the Minister of Food and Drug Safety, Republic of Korea

210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

<p>添付書類 Documents required for application</p>	<p>1. 輸入食品等に関する次の各目の事項を含む書類 Documents including each of the following regarding imported food, etc. to be registered</p> <p>ア. 食品または食品添加物の場合: 製品名、原料名および製造・加工の方法 Food or food additives: name of product, names of ingredients used, and manufacturing/processing methods</p> <p>イ. 器具または容器・包装の場合: 材質・用途・地の色等に関する事項 Apparatus, or containers and packages: matters regarding the texture, usage and base colour of the product</p> <p>ウ. 健康機能食品の場合: 健康機能食品の種類・名称、製造・加工の方法、原料名およびその配合の割合 Functional health foods: type and name of functional health food, manufacturing/processing methods, and names of ingredients used and their mixing proportions</p> <p>2. 輸入食品等を生産する製造・加工工場の所在地、建物の配置図および作業場平面図等に関する書類 Documents regarding the location of manufacturing/processing facilities producing imported food, etc. to be registered, building layout plans, and floor plans of the workplace</p> <p>3. 海外製造業所が当該輸出国の食品等の関連法令により許可・登録・申告等が済んでいることを証明する書類 Documents proving that the foreign food facility concerned has been permitted, registered, or reported according to food-related legislations of the exporting country concerned.</p>	<p>手数料 Application fee 28,000ウォン (現場実態調査費用を除く) ₩ 28,000 (Overseas travel expenses are not included)</p>
--	--	---

処理の手順 Procedure



申請者
Applicant

食品医薬品安全処
Ministry of Food and Drug Safety

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第7号書式]

第 号 Registration Number <h2 style="text-align: center;">海外優秀製造業所登録証</h2> <h3 style="text-align: center;">Certificate for Registration of Good Foreign Food Facility</h3>			
業所名 Name of Facility			
代表者 Representative			
所在地 Address		国家 Country	
登録食品 Registered Food	食品区分 Classification of food	<input type="checkbox"/> 食品等 Food <input type="checkbox"/> 食品添加物 Food additives <input type="checkbox"/> 器具または容器.包装 Apparatus, or containers and Packages <input type="checkbox"/> 健康機能食品 Functional health foods <input type="checkbox"/> 健康機能食品の機能性原料または成分 Functional ingredients or components of functional health foods	
	食品名 (食品のタイプ) Name of food (Type of food)	※ 健康機能食品 (機能性原料または成分を含む) の場合には品目類または認定番号を記載 In case of functional health foods (including functional ingredients or components) , provide the type of item or certification number	
有効期間 Expiration Date			
<p>「輸入食品安全管理特別法」第8条および同法施行規則第5号第2項により上記の通り海外優秀製造業所として登録します。</p> <p>In accordance with Article 8 of the Special Act on Imported Food Safety Control and Article 5 (2) of the Enforcement Rules of the same Act, this is to certify that the foreign food facility concerned is registered as Good Foreign Food Facility.</p> <p style="text-align: right;">年 year 月 month 日 day</p> <p style="text-align: center;"> 食品医薬品安全処長 Minister of Food and Drug Safety Republic of Korea </p> <div style="text-align: right; border: 2px solid orange; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p style="text-align: center; color: orange;">官印 Governmental Seal</p> </div>			

210mm×297mm (模造紙 150g/m²)

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第9号書式]

海外優秀製造業所 変更登録申請書

Application for Change in Registration of Good Foreign Food Facility

受付番号 Receipt number	受付日付 Date of receipt	発給日付 Date of issuance	処理期間 Processing time 7日 7 days
申請者 Applicant	業所名 Name of facility	登録番号 Registration number	
	代表者 Representative	国家 Country	
	所在地 Address (電話番号 Phone No. : FAX番号 Fax No. : 電子メール E-mail:)		
変更の内訳 Details of Change (s)	区分 Category	変更前 Before change	変更後 After change
	業所名 Name of facility		
	所在地 Address		
	登録食品の名称 Name of registered food		
	登録食品の原料 Ingredients of registered food (健康機能食品の場合は配合の割合を含む including mixing proportions for functional health foods)		
	登録食品の製造・加工工程 Manufacturing/ processing methods of registered food		
変更の事由 Reason for change (s)			

「輸入食品安全管理特別法」第8条および同法施行規則第5号第4項により上記の通り登録事項の変更を申請します。

In accordance with Article 8 of the Special Act on Imported Food Safety Control and Article 5 (4) of the Enforcement Rules of the same Act, I hereby apply for registration of Good Foreign Food Facility.

年 year 月 month 日 day

申請者 Applicant

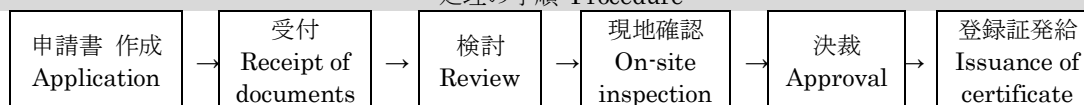
(署名または印) Signature or seal

食品医薬品安全処長 殿

To the Minister of Food and Drug Safety, Republic of Korea

添付書類	海外優秀製造業所登録証 Certificate for Registration of Good Foreign Food Facility	手数料 Application fee 28,000ウォン (現場実態調査費用を除く) ₩ 28,000 (Overseas travel expenses are not included)
------	--	--

処理の手順 Procedure



申請者
Applicant

食品医薬品安全処
Ministry of Food and Drug Safety

210mm×297mm[模造紙 (80g/㎡) または中質紙 (80g/㎡)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第10号書式]

海外食品衛生評価機関
 指定申請書
 再指定申請書

受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 45日
申請者 (代表者)	機関の名称		事業者登録番号
	所在地 (電話番号: FAX番号: 電子メール:)		
	代表者	生年月日	
設立の根拠			
設立年月日			

「輸入食品安全管理特別法」第10号第1項および第4項、同法施行規則第7号第2項および第9号第2項により上記の通り海外食品衛生評価機関の指定（再指定）を申請します。

年 月 日
 申請者 (署名または印)

食品医薬品安全処長 殿

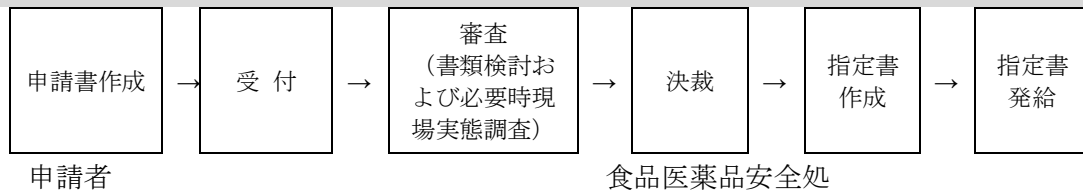
申請者 提出書類	1. 定款 2. 申請日が属する事業年度および次の年度の事業計画書 3. 申請機関の組織図 4. 申請当時遂行している業務がある場合、当該業務の概要を記載した書類 5. 独自の業務規定 6. 別表3 第2号ロ目による衛生評価員の現況およびその資格を証明する書類	手数料 380,000 ウォン
担当公務員 確認事項	1. 法人登記事項証明書 2. 事業者登録証明	

行政情報の共同利用同意書

本人はこの件の業務処理と関連して担当公務員が「電子政府法」第36号第1項による行政情報の共同利用を通じて担当公務員の確認事項第2号を確認することに同意します。*同意しない場合には申請者が直接その写しを提出しなければなりません。

申請者 (署名または印)

処理の手順



210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第14号書式]

海外食品衛生評価機関（廃業・休業・再開）申請書

※ []には該当する箇所に√チェックを入れます。

受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 1日
申請者 (代表者)	機関の名称		事業者登録番号
	所在地 (電話番号: FAX番号: 電子メール:)		
	代表者		生年月日
指定番号			
指定日付			
申請項目	<input type="checkbox"/> 廃業	廃業日付	
	<input type="checkbox"/> 休業	休業期間	
	<input type="checkbox"/> 再開	再開日付	
申請内容 および その事由			

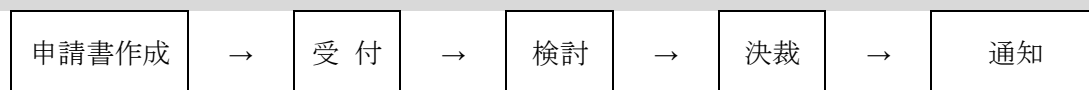
「輸入食品安全管理特別法」第10号第8項および同法施行規則第8号第3項により上記の通り海外食品衛生評価機関の（廃業・休業・再開）を申請します。

年 月 日
申請者 (署名または印)

食品医薬品安全処長 殿

添付書類	海外食品衛生評価機関 指定書 * 海外食品衛生評価機関の指定書を紛失した場合には紛失の事由を記載して指定書を添付しないことができます。	手数料 なし
------	--	--------

処理の手順



申請者

食品医薬品安全処

210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第16号書式]

海外作業場 登録申請書 Application for Registration of Foreign Establishment
 変更登録申請書 Application for Updating Registration of Foreign Establishment

※ には該当する箇所に チェックを入れます。Check the applicable brackets
 (インターネットで購買を代行して輸入する場合は除く Business of online purchasing of imported food, etc by proxy is excluded from registration) (表面 Front page)

受付番号 Receipt number		受付日付 Date of receipt 年 year 月 month 日 day	
登録番号 (変更登録の場合) Registration number (For update of registered information or cancellation of registration)			
一般情報 General Information	作業場の名称 Name of Establishment		代表者 Representative
	登録番号 EST No. or Registration Number		承認日付 Date of approval
	所在地 Address		
登録のタイプ Type of Registration	<input type="checkbox"/> 初登録 Initial registration <input type="checkbox"/> 変更登録 Update of registered information		
作業場 現況 Status of Establishment	衛生責任者 Person in charge of sanitation	氏名 Name	
		連絡先 Phone Number including area code	
		電子メール E-mail	
	業種 Type of business	<input type="checkbox"/> と殺場 Slaughterhouse <input type="checkbox"/> 食肉包装処理所 Meat cutting and packaging plant <input type="checkbox"/> 食用卵包装処理所 Shell egg packaging plant <input type="checkbox"/> 食肉加工所 Meat processing plant <input type="checkbox"/> 乳加工所 Milk processing plant <input type="checkbox"/> 卵加工所 Egg processing plant <input type="checkbox"/> 食肉保管所 Meat storage house	
	食品の安全に関する管理システム適用の可否 Whether a food safety management system applies to the item information below, If applicable	<input type="checkbox"/> 適用しない No <input type="checkbox"/> 適用 Yes ※ 適用の場合はそのシステムを選択 If "Yes", check as applicable or specify the system <input type="checkbox"/> HACCP <input type="checkbox"/> ISO 22000 <input type="checkbox"/> その他Other () ※ 認証機関の認証の可否 Whether to be certified by a certification body <input type="checkbox"/> なし No <input type="checkbox"/> あり Yes ※ 認証機関の認証を得た場合はその情報を提供 If "Yes", provide the following information ■ 認証名 Title of certification () ■ 認証機関 Certification body () ■ 認証日 Certification date () ■ 満了日 Expiration date ()	
	畜種または主原料 Species of livestock or main ingredients		

210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

(裏面 Back page)

品目 情報 Item Infor matio n	食肉およびその副産物 Meat and meat by-products	<input type="checkbox"/> 牛肉およびその副産物 Beef, veal, and beef or veal by-products <input type="checkbox"/> 豚肉およびその副産物 Pork and pork by-products <input type="checkbox"/> 馬肉およびその副産物 Horse meat and horse by-products <input type="checkbox"/> 羊肉およびその副産物 Mutton, lambmutton, and mutton by-products <input type="checkbox"/> 山羊肉およびその副産物 Goat meat and goat by-products <input type="checkbox"/> シカ肉およびその副産物 Venison and venison by-products <input type="checkbox"/> ロバ肉およびその副産物 Donkey meat and donkey by-products <input type="checkbox"/> ウサギ肉およびその副産物 Rabbit meat and rabbit by-products <input type="checkbox"/> 鶏肉およびその副産物 Chicken and chicken by-products <input type="checkbox"/> カモ肉およびその副産物 Duck meat and duck by-products <input type="checkbox"/> 七面鳥肉およびその副産物 Turkey meat and turkey by-products <input type="checkbox"/> ガチョウ肉およびその副産物 Goose meat and goose by-products <input type="checkbox"/> ウズラ肉およびその副産物 Quail meat and quail by-products <input type="checkbox"/> キジ肉およびその副産物 Pheasant meat and pheasant by-products
	卵 Shell eggs	<input type="checkbox"/> 鶏卵 Chicken eggs <input type="checkbox"/> アヒルの卵 Duck eggs <input type="checkbox"/> ウズラ卵 Quail eggs
	畜産物加工品 Processed livestock products	<input type="checkbox"/> 食肉加工品 Processed meat products <input type="checkbox"/> 乳加工品 Processed milk products <input type="checkbox"/> 卵加工品 Processed egg products

食品医薬品安全処長が必要であると判断した場合には作業場を訪問して点検することができるということに対する同意 The applicant agrees that if the Minister of Food and Drug Safety deems it necessary, he/she may visit and inspect the applicant's establishment.

上記情報が事実と相違ないことを確認 The applicant certifies that the above information is true and accurate.

「輸入食品安全管理特別法」第12条および同法施行規則第12号第1項および第13号第1項により上記の通り登録（変更登録）を申請します。

In accordance with Article 12 of the Special Act on Imported Food Safety Control and Articles 12 (1) and 13 (1) of the same Act, I hereby apply for registration (update of registered information) of registration.

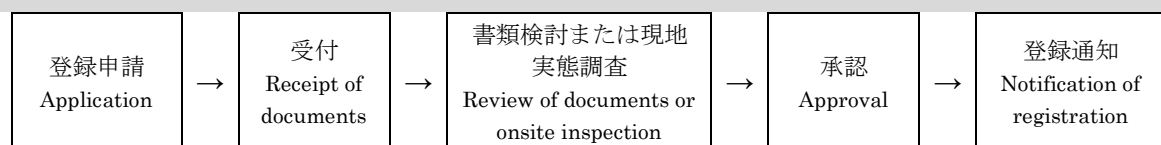
年 year 月 month 日 day

申請者 Applicant

(署名または印)
signature or seal

食品医薬品安全処長 殿
To the Minister of Food and Drug Safety, Republic of Korea

処理の手順 Procedure



申請者
Applicant

食品医薬品安全処
Ministry of Food and Drug Safety

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第17号書式]

営業登録申請書

受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 3日
申請者	氏名（法人の場合はその代表者の氏名）	住民登録番号（法人の場合は法人番号）	
	住所	電話番号	
申請事項	名称（商号）	営業の種類	
	所在地	電話番号	
	保管施設の所在地（保管施設を賃貸借した場合にのみ該当）	営業所の面積	

「輸入食品安全管理特別法」第15号第1項および同法施行規則第16号第1項により上記の通り営業登録を申請します。

年 月 日
（署名または印）

申請者

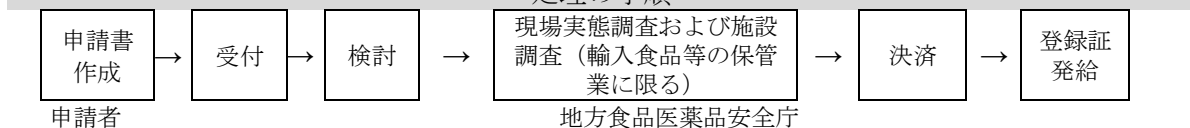
地方食品医薬品安全庁長 殿

申請者提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育履修証（本法第17号第1項本文によりあらかじめ教育を受けた場合にのみ該当します） 2. 保管施設の賃貸借借契約書（保管施設を賃貸借借した場合にのみ該当します） 3. 営業所の施設内訳および配置図（輸入食品等の保管業のみ該当します） 4. 第15号第2項による保税倉庫・保管施設に対する「関税法」・「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」による特許・申告・許可に関する書類（輸入食品等の保管業のみ該当します） 5. 「国有財産法施行規則」第14号第3項による国有財産使用許可書（国有鉄道の停車場施設で輸入食品等の輸入・販売業を行おうとする場合にのみ該当します） 6. 「都市鉄道法」による都市鉄道運営者と締結した都市鉄道施設使用契約に関する書類（都市鉄道の停車場施設で輸入食品等の輸入・販売業を行おうとする場合にのみ該当します） 	手数料 28,000ウォン (収入印紙)
担当公務員確認事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物台帳 2. 土地利用計画確認書 	

留意事項

1. 営業登録をしようとする者は「輸入食品安全管理特別法施行規則」第16条で定めた事項以外に当該営業登録と関連する次の法令に違反または抵触するかの可否について検討しなければなりません。
 ・「国土の計画および利用に関する法律」「下水道法」「農地法」「学校保健法」「屋外広告物等の管理法」「河川法」「漢江水系上水源水質の改善および住民支援等に関する法律」「水質および水生生態系保全に関する法律」「騒音・震動規制法」「観光振興法」「学院の設立・運営および課外教習に関する法律」「青少年保護法」「勤労基準法」「産業集積活性化および工場設立に関する法律」「駐車場法」「地方税法」などその他の関連法令
2. 登録した営業を廃業する際には、営業の廃業申告をしなければなりません。

処理の手順



210mm×297mm[模造紙（80g/㎡）または中質紙（80g/㎡）]

- 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第19号書式]

営業登録 管理台帳

(表面)

1. 営業登録 事項

業 所 名		契印	
営業登録番号	第 号	営業登録日付	年 月 日
営業所在地		電話番号	
保管施設所在地			
代表者	氏名		
	住民登録番号	-	
	住所		
	電話番号		
営業登録条件			
参考事項			

2. 営業登録事項 変更登録 (申告)

年月日	内 容	記載者の職級・氏名

210mm×297mm (模造紙 80g/m²)

(裏面)

3. 業所規模		
営業所の規模	敷地面積	m ²
	建物面積	m ²
	保管施設面積	m ²
従業員数	総員	人
	本社	人
	営業所	人
建物の所有区分	自家・賃貸借（保証金 ウォン、月家賃 ウォン）	

4. 衛生管理責任者 指定事項			
氏名	生年月日	資格	職責

5. その他の行政措置事項			
年 月 日	区分	措置内容	記載者の職級・氏名

6. 行政処分事項				
処分年月日	文書番号	違反事項	処分内容 および期間	記載者の 職級・氏名

- 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第20号書式]

営業登録証 再発給申請書

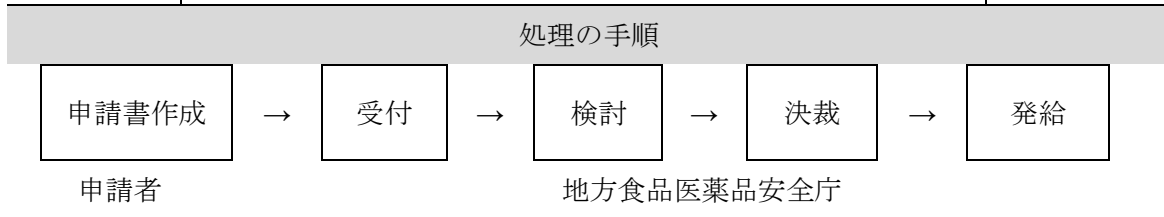
受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 即時
申請者	代表者（法人の場合はその代表者の氏名）		生年月日
	所在地		
	名称		
	所在地		
	業種名		
再発給の事由 (別添可能)			

「輸入食品安全管理特別法」第15条および同法施行規則第16号第5項により上記の通り営業登録証の再発給を申請します。

年 月 日
申請者 (署名または印)

地方食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	すでに発給を受けた営業登録証（古くなって使えなくなり再発給を申請する場合にのみ該当し、紛失してしまった場合には再発給の事由を記載して営業登録証は添付しないことができます）	手数料 5,300ウォン
------	---	-----------------



210mm×297mm[模造紙（80g/㎡）または中質紙（80g/㎡）]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第21号書式]

営業登録事項

[] 変更登録申請書

[] 変更申告書

※ 裏面の添付書類および留意事項を参照してください。 (表面)

受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 変更登録：3日 変更申告：即時
申請（申告）者	氏名（法人の場合はその代表者の氏名）	生年月日	
	営業の種類	登録番号	
変更事項	変更前	変更後	
営業者の氏名 （法人の場合はその代表者の氏名）			
営業所の名称 または商号			
営業所の所在地			
保管施設の所在地 （保管施設を賃貸借した場合に限る）			
営業所の面積 （輸入食品等の保管業に限る）			
変更の事由			

「輸入食品安全管理特別法」第15号第1項および第3項、同法施行規則第17号第1項および第2項により上記の通り登録事項の変更登録を申請または登録事項の変更申告をします。

申請（申告）者 年 月 日
(署名または印)

地方食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	裏面参照	手数料 裏面参照
------	------	-------------

210mm×297mm[模造紙（80g/m²）または中質紙（80g/m²）]

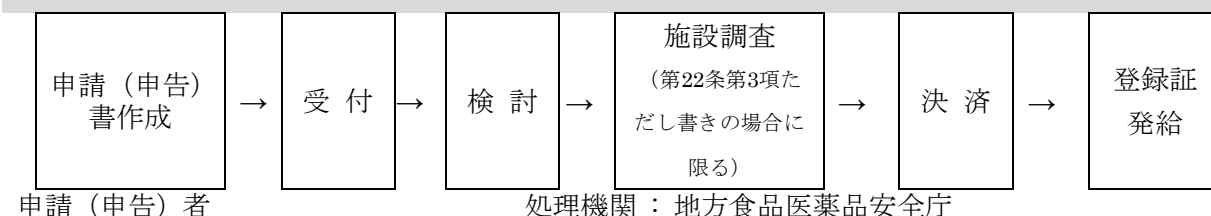
(裏面)

<p>申請者 提出書類</p>	<p>1. 変更登録 ア. 営業登録証 イ. 保管施設の賃貸借借契約書（保管施設を賃貸借借した場合にのみ該当します） ウ. 営業所の施設内訳および配置図（輸入食品等の保管業のみ該当します） エ. 第15号第2項による保税倉庫・保管施設に対する「関税法」・「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」による特許・申告・許可に関する書類（輸入食品等の保管業のみ該当） オ. 「国有財産法施行規則」第14号第3項による国有財産使用許可書（国有鉄道の停車場施設で輸入食品等の輸入・販売業を行おうとする場合にのみ該当） カ. 「都市鉄道法」による都市鉄道運営者と締結した都市鉄道施設使用契約に関する書類（都市鉄道の停車場施設で輸入食品等の輸入・販売業を行おうとする場合にのみ該当） 2. 変更申告 ア. 営業登録証 イ. 変更事項を確認することができる書類</p>	<p>手数料 所在地の変更： 26,500ウォン 所在地以外の変更：9,300ウォン （収入印紙） 営業者の氏名変更：手数料免除</p>
<p>担当公務員 確認事項</p>	<p>1. 建築物台帳 2. 土地利用計画確認書</p>	

留意事項

1. 登録をしなければならない変更事項
 ア. 営業所の所在地
2. 申告をしなければならない主要変更事項
 ア. 営業所の名称（法人の場合はその代表者の氏名）
 イ. 営業所の名称または商号
 ウ. 保管施設の所在地（保管施設を賃貸借した場合にのみ該当）
 エ. 営業所の面積（輸入食品等の保管業のみ該当）
3. 変更登録または変更申告をしていない場合には「輸入食品安全管理特別法」第29号第1項第2号により営業登録取消などの行政処分を受けることがあります。
4. 登録証を紛失してしまった場合には変更の事由を記載して登録証は添付しないことができます。

処理の手順



■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第22号書式]

営業の廃業申告書

受付番号	受付日付	処理期間 即時
申告者	氏名 (法人の場合はその代表者の氏名)	生年月日
	住所	
営業所	種類	業所名
	所在地	
廃業日	年 月 日	
廃業の事由		
営業登録証紛失の事由		

「輸入食品安全管理特別法」第15号第3項および同法施行規則第18号第1項により営業を廃業するために上記の通り申告します。

年 月 日
申告者 (署名または印)

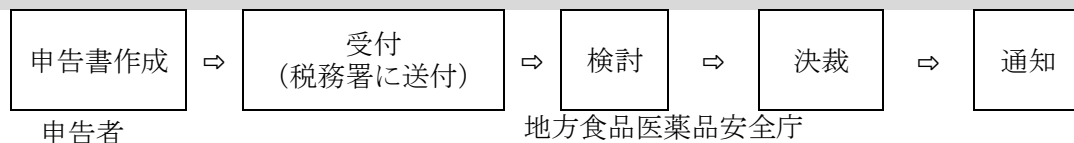
地方食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	営業登録証 ※ 営業登録証を紛失した場合には紛失の事由を記載して営業登録証は添付しないことができます。	手数料 なし
------	--	-----------

参考事項

「付加価値税法」第8号第6項による廃業申告をするために同法施行規則別紙第9号書式の廃業申告書を共に提出することができます (この場合、地方食品医薬品安全庁長、特別自治道知事または市長・郡守・区長は共に提出された廃業申告書を管轄税務署長に送付しなければなりません)。

処理の手順



210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第23号書式]

行政機関名

受信者

(経由)

題名 営業登録事項の報告

連番	業所名 (商号)	代表者	所在地 (電話番号)	業種	作業場面積 (㎡)	備考
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 発信名義 <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">官印</div> </div>						
起案者の職位（職級）署名 検討者の職位（職級）署名 決裁権者の職位（職級）署名 協力者 施行 処理課名-年度別の連番（施行日） 受付 処理課名-年度別の連番（受付日） 郵便番号 道路名住所 / ホームページアドレス 電話番号（ ） FAX番号（ ） / 公務員の電子メールアドレス / 公開 区分						

210mm×297mm (模造紙 80g/㎡)

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第24号書式]

営業者地位承継申告書

※[]には該当する箇所に√チェックを入れ、裏面の添付書類および留意事項を参照してください。 (表面)

受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 3日
承継を行う者	氏名 (法人の場合はその代表者の氏名)	住民登録番号 (法人の場合は法人番号)	
	住所 (法人の場合は主な事務所の所在地)	電話番号	
承継を受ける者	氏名 (法人の場合はその代表者の氏名)	住民登録番号 (法人の場合は法人番号)	
	住所 (法人の場合は主な事務所の所在地)	電話番号	
営業所	名称 (商号)	変更前	
		変更後	
	営業の種類		
	所在地	電話番号	
登録番号			
承継の事由	<input type="checkbox"/> 譲渡・譲受 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他 ()		
紛失の事由			

「輸入食品安全管理特別法」第16号第3項および同法施行規則第21号第1項により上記の通り申告します。

申告者 (承継を受ける者)

年 月 日
(署名または印)

地方食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 営業登録証 次の各目による権利の移転を証明する書類 (電子文書を含む) <ul style="list-style-type: none"> ア. 譲渡の場合には、譲渡・譲受を証明することができる書類の写し イ. 相続の場合には、「家族関係の登録等に関する法律」第15号第1項第1号の家族関係証明書と相続人であることを証明する書類 ウ. その他、当該事由別に営業所の地位を承継したことを証明することができる書類 3. 教育履修証 (本法第17号第1項本文によりあらかじめ教育を受けた場合にのみ該当します) 4. 委任者の自筆署名がある委任者の身分証明書写しおよび委任状 (譲渡人または譲受人が営業者地位承継申告を委任した場合にのみ該当します) 	手数料 9,300ウ オン
------	--	---------------------

210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

(裏面)

留意事項

営業登録証を紛失してしまった場合には、紛失の事由を記載して営業登録証は添付しないことができます。

行政処分等の内容告示および加重処分対象業所確認書

1. 譲渡人は、最近1年以内に次のように「輸入食品安全管理特別法」第27条、第28条、第29号、同法施行規則 第46条および別表13、「食品衛生法」第72条、同法施行規則第89号および別表23、「健康機能食品に関する法律」第30条、同法施行規則第31条および別表9、「畜産物衛生管理法」第36条、同法施行規則第41条および別表11により行政処分を受けたという事実および行政制裁処分の手続きが進行中である事実（最近の1年以内に行政処分を受けた事実がない場合には、ないという事実）を譲受人に知らせてくれました。

ア. 最近の1年以内に譲渡人が受けた行政処分

処分を受けた日	行政処分の内容	行政処分の事由

イ. 行政制裁処分手続きの進行事項

摘発日	違反内容	進行中の内容

- 1) 最近の1年以内に行政処分を受けた事実がない場合には、上の表の処分を受けた日欄に"なし"と記載しなければなりません。
- 2) 譲渡・譲受許可担当の公務員は、上の行政処分の内容を行政処分台帳に照らし一致するかの可否を確認しなければならず、一致しない場合には、譲渡人および譲受人にその事実を知らせて上の欄を補うようにしなければなりません。
2. 譲受人は、上の行政処分で指定された期間内に処分内容通り履行しないかまたは行政処分を受けた違反事項が再度摘発された場合には、「輸入食品安全管理特別法施行規則」第46条および別表13、「食品衛生法施行規則」第89号および別表23、「健康機能食品に関する法律施行規則」第31条および別表9、「畜産物衛生管理法施行規則」第41条および別表11により、譲渡人が受けた行政処分の効果が譲受人に承継されて加重処分されるという事実が知っていることを確認します。

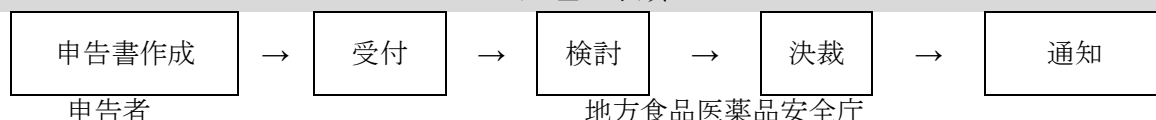
年 月 日

譲渡人 氏名 (署名または印)
住所

※ 譲渡人の署名は、譲渡人が処理機関に直接訪問した場合にのみ可能で、そうでない場合には、ハンコ（印）を使用します。

譲受人 氏名 (署名または印)
住所

処理の手順



No.	成分・材質コード	原材料の名称 または食品と 接触する材質 の名称	配合 の割合 (%)	No.	成分・材質コード	原材料の名称 または食品と 接触する材質 の名称	配合 の割合 (%)
1			・	11			・
2			・	12			・
3			・	13			・
4			・	14			・
5			・	15			・
6			・	16			・
7			・	17			・
8			・	18			・
9			・	19			・
10			・	20			・
製造・加工工程							

申告者の提出書類

- ア. ハングルで表示された包装紙（ハングル表示が印刷されたステッカーを付けた包装紙を含みます）またはハングル表示の内容が書かれた書類
- イ. 「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第8条による国外試験・検査機関が精密検査を行って発行した試験・検査成績書（別表9 第2号ハ目による精密検査対象の輸入食品等のみ該当します）
- ウ. 区分流通証明書またはそれと同等な効力があることを生産国の政府が認める証明書（遺伝子組み換え表示対象に該当する食品であって、遺伝子組み換え食品という表示をしていない場合にのみ該当します）
- エ. 本法第20条第4項による流通期限設定事由書または第29条による流通期限延長事由書（本法第18条第2項による注文者商標付着輸入食品等のみ該当します）
- オ. 輸出計画書（国内搬入後の計画が具体的に記載されていなければならない、「対外貿易法」により外貨獲得用として輸入する場合にのみ該当します）
- カ. 営業許可など認許可書類の写しまたは品目製造報告書の写し（「対外貿易法」により外貨獲得用として輸入する原料や自社製品の製造用原料として輸入する場合にのみ該当し、電算上で確認できる場合は除きます）
- キ. 衛生証明書または検査証明書（本法第37条または「農水産物品質管理法」第88条第1項第2号などにより輸出国政府と証明書添付に関して協約などを締結した国家から輸入する水産物の場合にのみ該当します）
- ク. 本法第11条第5項による輸出衛生証明書（畜産物の場合にのみ該当します）
- ケ. ハラル認証食品またはハラル認証畜産物認証書の写し（ハラル認証食品またはハラル認証畜産物の表示・広告をする場合にのみ該当します）
- コ. 第1号から第9号までの書類の外に、ダイオキシン残留量検査成績書、牛海綿状脳症に感染していない健康な反芻動物の原料を使用したという生産国政府の証明書、遺伝子組み換えの安全性に関連する承認書類などの危害情報により輸入食品等の安全を確保するために食品医薬品安全処長が必要であると認めた書類

留意事項

- ア. インターネットで行う場合には、輸入食品等の輸入申告書を提出しないこともでき、すべての添付書類をイメージファイル（PDFファイルなど）で添付することができます。
- イ. 第2頁の原材料の名称は、製品に含有される食品または食品添加物のことを示し、すべての原材料名を記載しなければならないが、製品タイプの分類のために主原料の成分配合の割合と使用量を定めている食品添加物は、その使用量または割合を書かねばならず、器具または容器・包装の場合には食品等および食品添加物と直接接触する部分の材質コードと名称を記載します。
- ウ. 検査手数料は「食品医薬品安全処およびその所属機関の試験依頼規則」で定めた試験手数料額表によります。
- エ. 流通期限（または製造日付）が複数の製品を申告する場合、第1頁の"流通期限"欄には最も早い流通期限（または製造日付）を記載し、第3頁にすべての流通期限（または製造日付）別にそれぞれの重量、課税価格を必ず記載しなければなりません。（ただし、畜産物のうち、食肉・原乳・食用卵は除きます）
- オ. 同一の母船で同一の入港日付に輸入した同一製品は1件として輸入申告しなければなりません。ただし、畜産物の場合には輸入当時の船荷証券（B/L NO）単位でなければなりません。
- カ. "輸出会社"は製品を実際に輸出する会社名および所在地を申告しなければならず、"包装場所"は海外製造業所の所在地を申告しなければなりません。

輸入申告 処理状況

(地方食品医薬品安全庁 記載用)												
品目分類												
検査の種類							申告確認証発給方法					
現場 検査	初日	年 月 日			補完 要求	初日	年 月 日		事由			
	最終日	年 月 日				最終日	年 月 日		事由			
精密 検査	検査機関		依頼日		年 月 日		依頼内容					
			成績日		年 月 日		成績番号				適合	不適合
検査結果の措置区分												
行政措置の内容		事由					通知日		年 月 日			
		事由					通知文書番号					
		細部内容										
輸入申告 確認証	発給日	年 月 日			数量 (単位:)		重量 (単位: kg)		金額 (単位: US\$)			
	発給番号											
不適合最終処理結果			日 付	年 月 日		内容						
処 理 担 当 者					備 考							

(4頁中 第3頁)

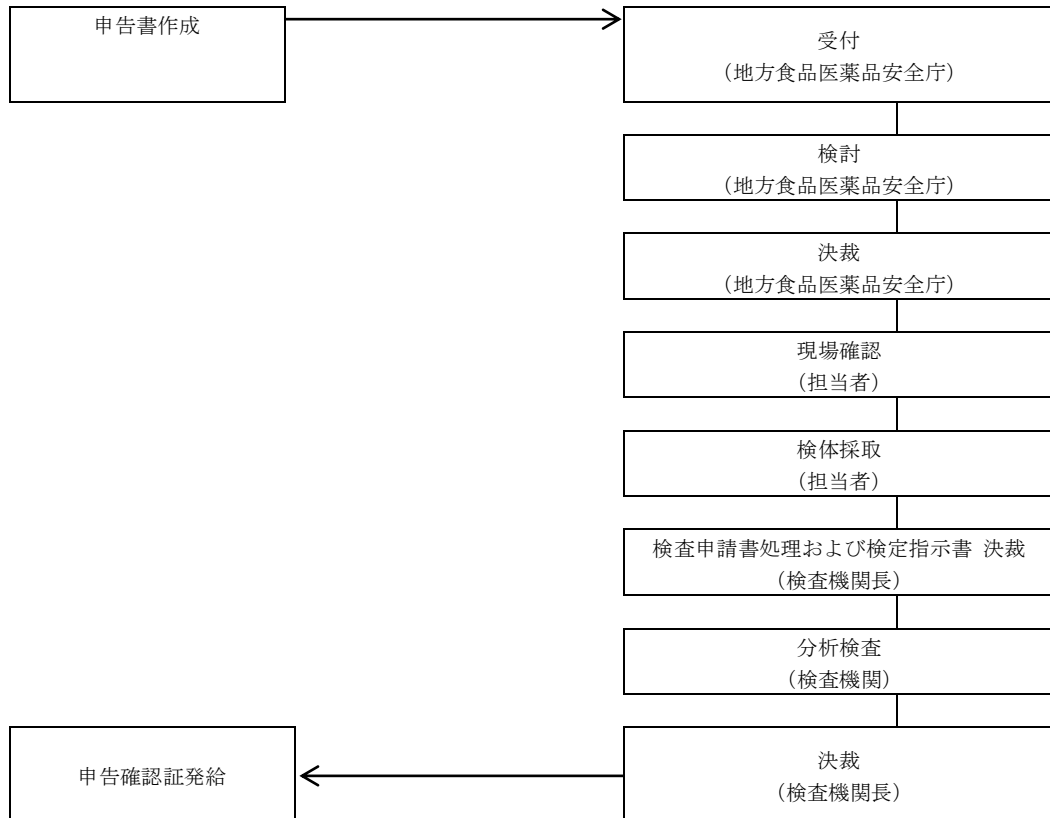
項番号	製品名		総数量	(単位:)
	ハングル名		純重量	(単位: kg)
	貨物管理番号		課税価格	(単位:US\$)
	流通期限	年 月 日 (製造日) から 年 月 日まで		
項番号	製品名		総数量	(単位:)
	ハングル名		純重量	(単位: kg)
	貨物管理番号		課税価格	(単位:US\$)
	流通期限	年 月 日 (製造日) から 年 月 日まで		
項番号	製品名		総数量	(単位:)
	ハングル名		純重量	(単位: kg)
	貨物管理番号		課税価格	(単位:US\$)
	流通期限	年 月 日 (製造日) から 年 月 日まで		
項番号	製品名		総数量	(単位:)
	ハングル名		純重量	(単位: kg)
	貨物管理番号		課税価格	(単位:US\$)
	流通期限	年 月 日 (製造日) から 年 月 日まで		
項番号	製品名		総数量	(単位:)

	ハンゲル名		純重量	(単位: kg)
	貨物管理番号		課税価格	(単位: US\$)
	流通期限	年 月 日 (製造日) から 年 月 日まで		
項番号	製品名		総数量	(単位:)
	ハンゲル名		純重量	(単位: kg)
	貨物管理番号		課税価格	(単位: US\$)
	流通期限	年 月 日 (製造日) から 年 月 日まで		
項番号	製品名		総数量	(単位:)
	ハンゲル名		純重量	(単位: kg)
	貨物管理番号		課税価格	(単位: US\$)
	流通期限	年 月 日 (製造日) から 年 月 日まで		

(4頁中 第4頁)

処理の手順

申告者	処理機関 (担当部署)
	食品等試験・検査機関 (輸入食品等の輸入担当部署)



- 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第26号書式] 請願24 (www. minwon. go. kr) でも申請することができます。

インターネット購買代行 輸入食品等の輸入申告書

※ []には該当する箇所を√チェックを入れます。

(表面)

申告時期	A: 本申告 [] B: 事前申告 []	受付番号									受付日付	年 月 日
申告製品区分	1: 加工食品 []	処理期間	加工食品 等: 書類検査 2日、精密検査 10日 (真菌数試験対象 10日、食品照射処理食品 14日、加温保存試験対象食品 15日)									
	2: 食品添加物 [] 3: 器具または容器・包装 [] 4: 健康機能食品 [] 5: 畜産物 []		畜産物: 書類検査 3日、精密検査 18日									
荷受人 (輸入荷主)	氏名											
	連絡先											
申告者 (購買代行営業所)	氏名						営業登録番号					
	住所						連絡先					
	電子商取引サイトのアドレス											
荷送り人	電子商取引サイトのアドレス											
入港日	年 月 日						船名 (機名)					
検査 (搬入) 場所							(☎ - -)					
搬入日	年 月 日						B/L番号					
項番号	製品名		製造会社名		製造国家		総数量	(単位: EA)	製品 URL			
項番号	製品名		製造会社名		製造国家		総数量	(単位: EA)	製品 URL			
項番号	製品名		製造会社名		製造国家		総数量	(単位: EA)	製品 URL			
項番号	製品名		製造会社名		製造国家		総数量	(単位: EA)	製品 URL			
項番号	製品名		製造会社名		製造国家		総数量	(単位: EA)	製品 URL			
項番号	製品名		製造会社名		製造国家		総数量	(単位: EA)	製品 URL			
項番号	製品名		製造会社名		製造国家		総数量	(単位: EA)	製品 URL			

「輸入食品安全管理特別法」第20条および同法施行規則 第27条第2項により上記の通り申告します。

年 月 日

申告者

(署名または印)

〇〇地方食品医薬品安全庁長 殿

210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

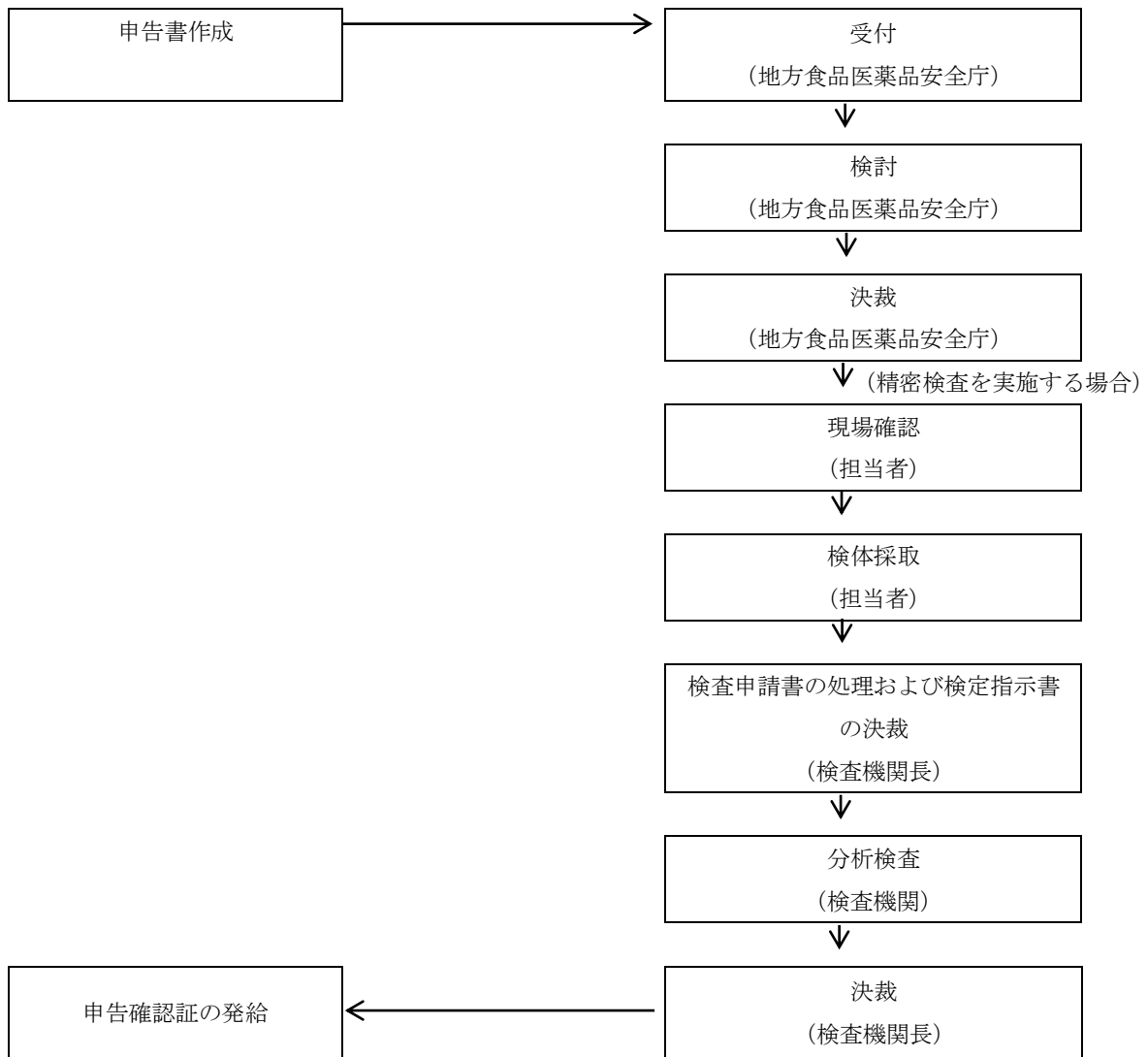
(裏面)

留意事項

- ア. インターネットで輸入申告を行う場合には、インターネット購買代行輸入食品等の輸入申告書を提出しないことができます。
- イ. 動物用医薬品、勃起不全治療剤など有害物質が含まれている疑いから食品医薬品安全処長が精密検査が必要であると認めた場合、購買代行を要請した者の同意を得て精密検査を実施することができ、同意しない場合は当該製品の通関が保留となることがあります。

処理の手順

申告者	処理機関（担当部署）
	食品等試験・検査機関（輸入食品等の輸入担当部署）



■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第27号書式]

自社製品の製造用原料の用途変更承認申請書

※ []には該当する箇所に ✓ チェックを入れます。

受付番号		受付日付	処理期間 7日
申請者 (輸入申告者)	商号		氏名
	住所		
申請情報 (輸入食品等)	製品区分	1: 農・林・水産物 [] 2: 畜産物 [] 3: 加工食品 [] 4: 食品添加物 [] 5: 器具または容器・包装 []	発給番号 (輸入申告確認証)
			発給日付 (輸入申告確認証)
	製品名		製品タイプ
	申告数量 (単位:)		用途変更数量 (単位:)
	申告重量 (単位:kg)		用途変更重量 (単位:kg)
製造年月日		流通期限	
		承認 前	承認 後
営業の種類			
営業所の名称			
代表者			
所在地			
用途変更の 事由			

「輸入食品安全管理特別法」第20条および同法施行規則第28条第2項により上記の通り申請します。
年月日

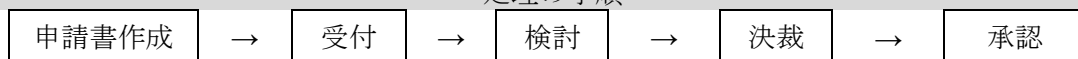
申告者

(署名または印)

〇〇地方食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 「食品衛生法」による食品製造・加工業、食品添加物製造業、容器・包装類製造業、「健康機能食品に関する法律」による健康機能食品製造業、「畜産物衛生管理法」による畜産物加工業または食肉包装処理業の営業所に販売しようとする物量に対する契約書の写し 第1号により当該原料を使用する者の営業許可など認許可書類および品目製造報告書の写し（電算上で確認できる場合は除きます） 試験・検査成績書（「食品・医薬品分野における試験・検査等に関する法律」第6条により食品医薬品安全処長が指定した畜産物試験・検査機関、食品専門の試験・検査機関または同条第4項ただし書きにより総理令で定めるところの試験・検査機関で発給した試験・検査成績書に限り） 委託契約書の写し（委託して輸入した場合にのみ該当します） 	手数料 なし
------	---	-----------

処理の手順



申請者

地方食品医薬品安全庁

210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第28号書式]

輸入食品等の輸入申告確認証

検査官	
氏名	
連絡先	

受付番号		受付日付	年月日
発給番号		発給日付	年月日
輸入申告者 (輸入荷主)	商号	代表者	
	住所		
製造加工 業所	商号	代表者	
	住所		
輸入申告 代行業所	氏名		
	住所		
製品名		ハングル名	
総数量	(単位：)	純重量	(単位：kg)
課税価格	(単位：US\$)	検査の種類	
貨物管理番号		B/L番号	
生産国 (製造国)		輸出国	
海外製造業所 (海外作業場)		輸出業所	
HSK番号		製品のタイプ	
用途		流通期限の 満了日	
遺伝子組み換え食品の表示	表示する[] 表示しない[] 該当なし[]		
有機食品の可否	はい[] いいえ[]		
履歴番号 (輸入牛肉にのみ該当)			
輸入申告確認証発給の条件			

製品の内訳

NO.	製品名	貨物管理番号	数量 (単位：)	純重量 (単位：kg)	課税価格 (単位：US\$)	流通期限 満了日

「輸入食品安全管理特別法」第20条および同法施行規則第30条第1項により上記の通り申告したことを確認します。

年 月 日

〇〇地方食品医薬品安全庁長

官印

210mm×297mm (模造紙 80g/m²)

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第29号書式]

インターネット購買代行 輸入食品 等の輸入申告確認証

検査官	
氏名	
連絡先	

受 付 番 号		受 付 日 付	年 月 日
発 給 番 号		発 給 日 付	年 月 日
荷受人 (輸入荷主)	氏 名		
	連絡先		
申告者 (購買代行者)	氏 名	営業登録番号	
	住 所		
荷送り人	電子商取引 サイトのアド ドレス		
製 品 名			
総 数 量	(単位：)	検査の種類	

製品の内訳

NO.	製品名	数量 (単位：)

「輸入食品安全管理特別法」第20条および同法施行規則第30条第2項により上記の通り申告したことを確認します。

年 月 日

○○地方食品医薬品安全庁長




210mm×297mm (模造紙 80g/㎡)

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第30号書式]

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">不適合通知書</p> <p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">Notification of Non-complied Products</p>						
受信 To:						
受付番号 Receipt No.		受付日付 Date of Receipt		年 月 日 year month day		
通知番号 Notification No.		通知日付 Date of Notification		年 月 日 year month day		
輸入荷主 Importer	商号 Business Name		代表者 Representative			
	住所 Address					
製品名 Product Name						
総数量 No. of packages		(単位 unit:)	純重量 Net Weight		(単位 unit: kg)	
課税金額 Declared Value		(単位unit:US\$)	流通期限の満了日 Expiration Date			
貨物管理番号 Consignment Identification Number		船荷証券番号 Bill of Landing				
生産国 (製造国) Country of Manufacture		輸出国 Country of Export				
海外製造業所 (海外作業場) Manufacturer		輸出業所 Exporter				
入港日付 Date of Arrival in Korea		保管倉庫 Warehouse				
不適合の内容 Non-Compliance Details						
製品の内訳 Product Details						
No	製品名 Product Name	貨物管理番号 Consignment ID Number	数量 No. of Packages (単位 unit:)	純重量 Net Weight (単位 unit: kg)	課税金額 Declared Value (単位 unit: US\$)	流通期限満了日 Expiration Date
措置の内容 (協力要請) Request for Cooperation						
<p>「輸入食品安全管理特別法」第21条および同法施行規則第30条第1項により○○検査を実施した結果、上記の通り不適合と判定されたことを通知します。</p> <p>This is to certify that the above does not comply as a result of ○○ test, in accordance with Article 21 of the Special Act on Imported Food Safety Control and Article 30 (1) of the Enforcement Rules of the Food Sanitation Act.</p> <p style="text-align: right;">年 year 月 month 日 day</p> <p style="text-align: center;">○○ 地方食品医薬品安全庁長 Commissioner of ○○ Regional Office of Food & Drug Safety</p> <div style="text-align: right; border: 2px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">官印</div>						

210mm×297mm (模造紙 80g/m²)

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第31号書式]

インターネット購買代行 輸入食品等の不適合通知書			
送信先 To:			
受付番号		受付日付	年 月 日
通知番号		通知日付	年 月 日
荷受人 (輸入荷主)	氏名		
	連絡先		
申告者 (購買代行者)	氏名		営業登録番号
	住所		連絡先
荷送り人	電子商取引 サイトのアドレス		
製品名			
総数量	(単位:)		
不適合の内容			
措置の内容 (協力要請)			
<p>「輸入食品安全管理特別法」第21条および同法施行規則第30条第2項により〇〇検査を実施した結果、上記の通り不適合と判定されたことを通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〇〇 地方食品医薬品安全庁長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">  </div>			

210mm×297mm (模造紙 80g/m²)

- 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第32号書式] 請願24 (www. minwon. go. kr) でも申請することができます。

輸入食品等の流通履歴追跡管理登録申請書

受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 40日
申請者	氏名	生年月日	
	住所	電話番号	
営業所	名称 (商号)	業種 (登録番号)	
	所在地	電話番号	
申請内訳	製品名	生産国 (製造国)	
	製造会社	会社名	
		所在地	
	輸出会社	会社名	
所在地			

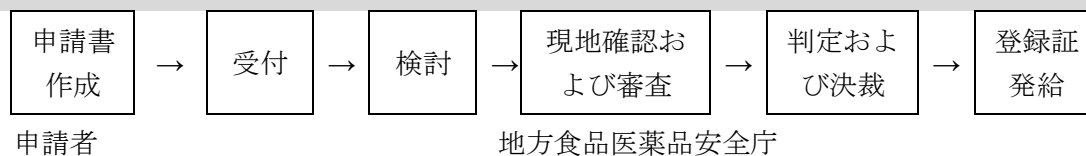
「輸入食品安全管理特別法」第23条第1項および同法施行規則第36条第1項により輸入食品等流通履歴追跡管理登録を申請します。

年 月 日
申請者 (署名または印)

地方食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	1. 別紙第28号書式の輸入食品等の輸入申告確認証の写し 1部 2. 食品医薬品安全処長が定めて告示する事項を含む輸入食品等の流通履歴追跡管理計画書 1部	手数料なし
------	--	-------

処理の手順



210mm×297mm[模造紙 (80g/m²) または中質紙 (80g/m²)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第33号書式]

(表面)

第 号

輸入食品等の流通履歴追跡管理登録証

代 表 者: (生年月日:)
 営 業 所 名: (業 種:)
 所 在 地:
 製 品 名:
 条 件:

「輸入食品安全管理特別法」第23条第1項および同法施行規則第36条
 第3項により輸入食品等の流通履歴追跡管理登録をしたことを証明します。

年 月 日

地方食品医薬品安全庁長

官印

210mm×297mm (模造紙 150g/m²)

(裏面)

変更および処分事項等		
日 付	内 容	担当者の職責・氏名 (署名または捺印)

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第34号書式]

請願24 (www.minwon.go.kr)

でも申請することができます。

輸入食品等の流通履歴追跡管理登録事項 変更申告書

受付番号	受付日付	発給日付	処理期間 15日
申告者	代表者	登録番号	
	営業所名	電話番号	
登録事項	変更前		変更後
変更の事由			
紛失の事由			

「輸入食品安全管理特別法」第23条第2項および同法施行規則第37条第2項により上記の通り登録事項の変更を申請します。

年 月 日

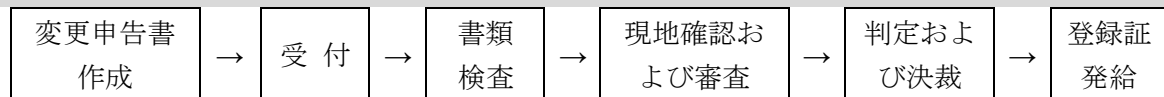
申請者

(署名または印)

地方食品医薬品安全庁長 殿

添付書類	輸入食品等の流通履歴追跡管理登録証原本 1部 (登録証を紛失してしまった場合には、紛失の事由欄にその事由を記載して登録証は添付しないこともできます)	手数料 なし
------	---	-----------

処理の手順



申請者

地方食品医薬品安全庁

210mm×297mm[模造紙 (80g/㎡) または中質紙 (80g/㎡)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第35号書式]

第 号 <h2 style="margin: 0;">回 収 証</h2>		
※ []には該当する箇所に √ チェックを入れます。		
記号	番号	保管方法 [] 室温 [] 冷蔵 [] 冷凍
回収品 製造・加工業所の 商号・所在地	氏名	商号
	所在地	電話番号
回収品 輸入食品等の輸入・販売業 等の商号・所在地	氏名	商号
	所在地	電話番号
	輸入国家名	
回収品 輸入食品等の保管業所の 商号・所在地	氏名	商号
	所在地	電話番号
回収品名		
回収食品のタイプ		
回収数量		
回収事由		
回収日時	時 分	
製造年月日または流通期限 (品質維持期限)		
その他の事項		
回収場所		
回収確認者	(署名または印)	
「輸入食品安全管理特別法」第25条および同法施行規則第44条第2項により回収したことを証明します。		
年 月 日		
回収者 所属:		
氏名: (署名または印)		
氏名: (署名または印)		

128mm×182mm[模造紙 (150g/m²)]

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第36号書式]

回収検査 処理台帳

局長	課長	事務官 研究官	主務官	連番	回収証 番号	製品名	規格 数量	回収 場所	回収 日時	検査 依頼日	検査 結果 通知日	判定	処理 結果	検査 機関	検査 区分	回収 品 処理	備考

297mm×210mm (模造紙 80g/m²)

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第37号書式]

(表面)

<p>第 号</p> <h2 style="margin: 20px 0;">輸入食品等衛生検査官証</h2> <div style="border: 1px solid black; width: 60%; margin: 20px auto; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写 真 3cm×4cm</p> <p>(上半身、脱帽で背景の絵柄がない6ヶ月以内に撮影したもの)</p> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">機 関 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">60mm×90mm [模造紙 150g/m²]</p>

(カラー: 薄青色)

(裏面)

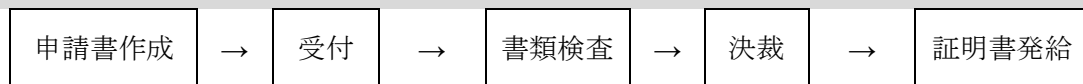
<h2 style="margin: 0;">輸入食品等衛生検査官証</h2> <p>所属/職級: 氏 名: 生年月日:</p> <p>上の者は「輸入食品安全管理特別法」第25条による輸入食品衛生検査官であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">機 関 長 名 義</p> <div style="border: 2px solid red; width: 60px; height: 40px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle; margin: 0 10px;"> <p style="color: red; margin: 0;">官印</p> </div>
<ol style="list-style-type: none"> 1. この証票は、他人に貸与または譲渡することができません。 2. 輸入食品の衛生管理を目的として出入・回収・検査・差し押えまたは廃棄をする時には、この証明を提示しなければなりません。 3. この証票を拾得した場合はお近くのポストに投函してください。

(裏面)

添付書類

1. 営業許可・申告または登録証の写し 1部
2. 品目製造報告書（器具、容器・包装の場合は検査成績書のみ提出します）の写し 1部
3. 輸出申告済証明書の写し 1部
4. 輸出食品等検査成績書（分析証明書が発給された場合にのみ該当します）の原本（英文）1部

処理の手順



申請者

食品医薬品安全処または地方食品医薬品安全庁

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第39号書式]

(表面)



食品医薬品安全処
MINISTRY OF FOOD AND DRUG SAFETY

Address

Tel: - 、 Fax: -

Certificate No. : MFDS 当該部署の英文略称 -

HEALTH CERTIFICATE

MM/DD/YY :

This is to certify that the following products have been produced and distributed in a sanitary manner and are fit for human consumption according to the 当該法律の英文名称 of the Republic of Korea.

- Name and address of production establishment :
- Country of destination :
- Name and address of consignor :
- Name and address of consignee :
- Remarks :

Signature :

(当該部署の英文名称)
○○ Regional Office of Food & Drug Safety
Republic of Korea

210mm×297mm (模造紙 150g/m²)

(裏面)

Name of product	Type of product	Type and Number of packages	Weight	Date of manufacture or Lot No

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第40号書式]

(表面)



食品医薬品安全処
MINISTRY OF FOOD AND DRUG SAFETY

Address

Tel: - 、 Fax:

Certificate No. : MFDS 当該部署の英文略称 -

CERTIFICATE OF FREE SALE

MM/DD/YY :

This is to certify that the following products are freely sold in domestic and (輸出用の場合、当該文句を削除) overseas markets without any restriction according to the 当該法律の英文名称 of the Republic of Korea.

- Name and address of production establishment :
- Country of destination :
- Name and address of consignor :
- Name and address of consignee :
- Remarks :

Signature :

(当該部署の英文名称)
○○ Regional Office of Food & Drug Safety
Republic of Korea

210mm×297mm (模造紙 150g/m²)

(裏面)

Name of product	Type of product	Establishment No.

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第41号書式]

(表面)



食品医薬品安全処
MINISTRY OF FOOD AND DRUG SAFETY

Address

Tel: - 、 Fax: -

Certificate No. : MFDS 当該部署の英文略称 -

CERTIFICATE OF ANALYSIS

MM/DD/YY :

This is to certify that the following products are manufactured in compliance with relevant requirements, as shown by the detailed tests performed by testing laboratories accredited by the ministry of Food and Drug Safety.

- Name and address of production establishment :
- Country of destination :
- Name and address of consignor :
- Name and address of consignee :
- Remarks :

Signature :

(当該部署の英文名称)
○○ Regional Office of Food & Drug Safety
Republic of Korea

210mm×297mm (模造紙 150g/m²)

(裏面)

Name of product	Type of product	Type and Number of packages	Weight	Date of manufacture or Lot No
Detailed Test Results				
Item	Results	Standard		

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第42号書式]

(表面)



食品医薬品安全処
MINISTRY OF FOOD AND DRUG SAFETY

Address

Tel: - 、 Fax: -

Certification No. : MFDS 当該部署の英文略称 -

CERTIFICATE OF MANUFACTURE

MM/DD/YY :

This is to certify that the following products are manufactured in compliance with relevant requirements according to the 当該法律の英文名称 of the Republic of Korea.

- Name and address of production establishment :
- Country of destination :
- Name and address of consignor :
- Name and address of consignee :
- Remarks :

Signature :

(当該部署の英文名称)
○○ Regional Office of Food & Drug Safety
Republic of Korea

210mm×297mm (模造紙 150g/㎡)

(裏面)

Name of product	Type of product	Type and Number of packages	Weight	Date of manufacture or Lot No
Manufacturing process			Ingredients	

- 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第43号書式]



Address

Tel: - 、 Fax: -

Certification No. : MFDS 当該部署の英文略称 -

***CERTIFICATE OF THE ESTABLISHMENT
APPLYING GOOD MANUFACTURING
PRACTICE***

MM/DD/YY :

This is to certify that the following is designated as the establishment applying Good Manufacturing Practice (GMP) in accordance with Article 22 (2) of the Functional Health Foods Act and Article 26 the Enforcement Rules of the same Act.

- Name of Manufacturer :
- Address :
- Name of Representative :
- Name of Registered Production Manager :
- Name of Registered Quality Control Manager :
- Notice : This certificate is valid only for Functional Health Foods manufactured by Manufacturers Applying Good Manufacturing Practice.
- Approval Date :
- Remarks :

Signature :

(当該部署の英文名称)
○○ Regional Office of Food & Drug Safety
Republic of Korea

210mm×297mm (模造紙 150g/㎡)

■ 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第44号書式]



Address

Tel: - 、 Fax: -

Certification No. : MFDS 当該部署の英文略称 -

CERTIFICATE OF TRACEABILITY

MM/DD/YY :

This is to certify that the following information is recorded and managed at each stage, from manufacturing to sales, in compliance with the Functional Health Foods Act of the Republic of Korea.

- Name of Manufacturer :
- Address :
- Name of Representative :
- Name of Registered Production Manager :
- Name of Registered Quality Control Manager :
- Notified Products :
- Approval Date :
- Remarks :

Signature :

(当該部署の英文名称)

○○ Regional Office of Food & Drug Safety
Republic of Korea

210mm×297mm (模造紙 150g/m²)

- 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第45号書式]



Address

Tel: - 、 Fax: -

Certification No. : MFDS 当該部署の英文略称 -

***CERTIFICATE OF FUNCTIONAL INGREDIENT
FOR FUNCTIONAL HEALTH FOODS***

MM/DD/YY :

This is to certify that the following ingredient is a Functional Ingredient for Functional Health Foods, which is approved in compliance with Articles 14 and 15 of the Functional Health Foods Act of the Republic of Korea.

- Name of ingredient :
- Name of Representative :
- Name of business establishment:
- Address :
- Health claims :
- Approval Date :
- Remarks :

Signature :

(当該部署の英文名称)

(当該国の英文名称)

Ministry of Food and Drug Safety

Republic of Korea

210mm×297mm (模造紙 150g/m²)

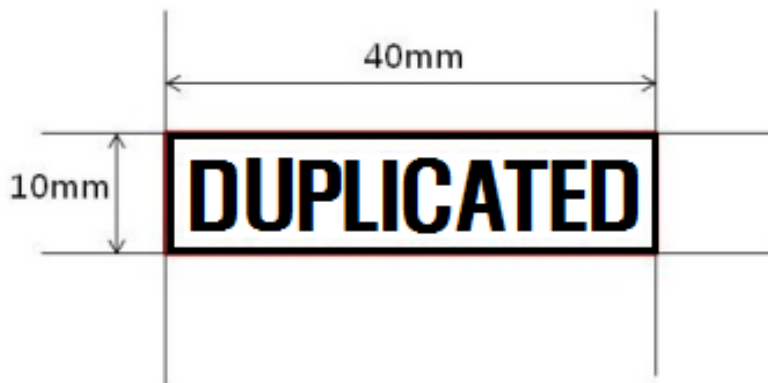
- 輸入食品安全管理特別法施行規則 [別紙 第46号書式]

原本スタンプ 等

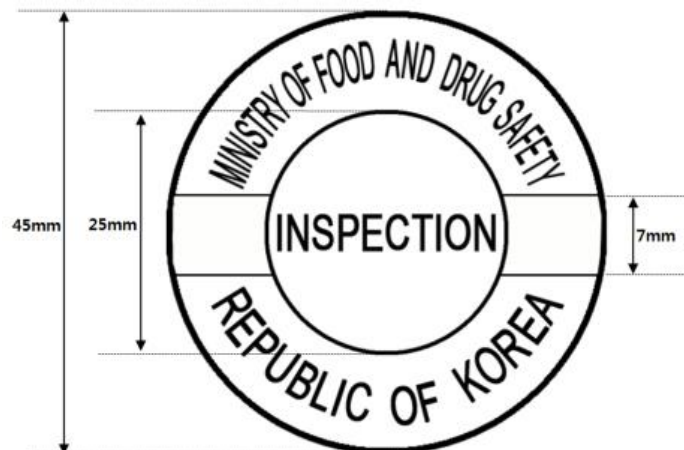
1. 原本スタンプ



2. 副本スタンプ



3. 輸出検査済証印



韓国輸入食品安全管理特別法施行規則(仮訳)

2021年6月作成

日本貿易振興機構(ジェトロ) 農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載